

令和7年9月11日（木）

令和7年（2025年） 第3回

川崎市議会定例会会議録

【速報版】

（第3日）

この会議録は速報版です。速報版は、正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

また、正式な会議録が掲載された時点で速報版は削除されます。

議事日程**第1**

- 議案第114号 川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第115号 川崎市旅費支給条例の制定について
- 議案第116号 川崎市アートセンター条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第117号 川崎市総合リハビリテーションセンター及び障害者福祉施設条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第118号 児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 議案第119号 川崎市児童福祉審議会条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第120号 川崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第121号 川崎市水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第122号 川崎市土地利用審査会委員の選任について
- 議案第123号 鷺沼小学校校舎増築工事請負契約の締結について
- 議案第124号 登戸小学校校舎増築その他その1工事請負契約の締結について
- 議案第125号 川崎市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 議案第126号 田島地区複合施設の建物の取得について
- 議案第127号 川崎市消費者行政推進委員会委員の選任について
- 議案第128号 災害用携帯トイレの取得について
- 議案第129号 市道路線の認定及び廃止について
- 議案第130号 総合研修センターの指定管理者の指定について
- 議案第131号 川崎市南部リハビリテーションセンター南部在宅支援室の指定管理者の指定について
- 議案第132号 川崎市南部リハビリテーションセンター南部日中活動センターの指定管理者の指定について
- 議案第133号 川崎市中部リハビリテーションセンター中部在宅支援室の指定管理者の指定について
- 議案第134号 川崎市中部リハビリテーションセンター中部日中活動センターの指定管理者の指定について
- 議案第135号 川崎市中部リハビリテーションセンター中部地域生活支援センターの指定管理者の指定について
- 議案第136号 ふじみ園及び川崎市南部身体障害者福祉会館の指定管理者の指定について
- 議案第137号 川崎市中部身体障害者福祉会館の指定管理者の指定について
- 議案第138号 川崎市北部身体障害者福祉会館及び川崎市わーくす高津の指定管理者の指定について
- 議案第139号 川崎市多摩川の里身体障害者福祉会館の指定管理者の指定について
- 議案第140号 川崎市聴覚障害者情報文化センターの指定管理者の指定について
- 議案第141号 川崎市多摩市民館の指定管理者の指定について

議案第142号 川崎市麻生市民館、川崎市麻生市民館岡上分館、川崎市立麻生図書館及び川崎市立麻生図書館柿生分館の指定管理者の指定について

議案第143号 訴訟上の和解について

議案第144号 令和7年度川崎市一般会計補正予算

議案第145号 令和7年度川崎市国民健康保険事業特別会計補正予算

議案第146号 令和7年度川崎市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算

議案第147号 令和7年度川崎市後期高齢者医療事業特別会計補正予算

議案第148号 令和7年度川崎市公害健康被害補償事業特別会計補正予算

議案第149号 令和7年度川崎市介護保険事業特別会計補正予算

議案第150号 令和7年度川崎市港湾整備事業特別会計補正予算

議案第151号 令和7年度川崎市墓地整備事業特別会計補正予算

議案第152号 令和7年度川崎市病院事業会計補正予算

報告第14号 健全化判断比率の修正の報告について

報告第15号 健全化判断比率の報告について

報告第16号 資金不足比率の報告について

報告第17号 かわさき市民放送株式会社ほか21法人の経営状況について

報告第18号 地方自治法第180条の規定による市長の専決処分の報告について

第2

議案第153号 令和6年度川崎市一般会計歳入歳出決算認定について

議案第154号 令和6年度川崎市競輪事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第155号 令和6年度川崎市卸売市場事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第156号 令和6年度川崎市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第157号 令和6年度川崎市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第158号 令和6年度川崎市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第159号 令和6年度川崎市公害健康被害補償事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第160号 令和6年度川崎市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第161号 令和6年度川崎市港湾整備事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第162号 令和6年度川崎市勤労者福祉共済事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第163号 令和6年度川崎市墓地整備事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第164号 令和6年度川崎市生田緑地ゴルフ場事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第165号 令和6年度川崎市公共用地先行取得等事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第166号 令和6年度川崎市公債管理特別会計歳入歳出決算認定について

議案第167号 令和6年度川崎市病院事業会計決算認定について

議案第168号 令和6年度川崎市下水道事業会計の利益処分及び決算認定について

議案第169号 令和6年度川崎市水道事業会計の利益処分及び決算認定について

議案第170号 令和6年度川崎市工業用水道事業会計の利益処分及び決算認定について

議案第171号 令和6年度川崎市自動車運送事業会計決算認定について

第3

議員辞職の件

第4

請願・陳情

第5

意見書案第13号 法人県民税及び法人事業税における超過課税の適切な活用を求める
意見書

付議事件

議事日程のとおり

出席議員 (59人)

1番 三浦恵美
2番 飯田満
3番 三宅隆介
4番 嶋凌汰
5番 井土清貴
6番 田倉俊輔
7番 枝川舞
8番 柳沢優
9番 山田瑛理
10番 加藤孝明
11番 月本琢也
12番 吉沢章子
13番 齋藤温
14番 小堀祥子
15番 那須野純花
16番 高戸友枝
17番 仁平克枝
18番 高橋美里
19番 長谷川智一
20番 嶋田和明
21番 工藤礼子
22番 工浦田大輔
23番 平山浩二
24番 上原正裕
26番 本間賢次郎
27番 矢沢孝雄
28番 末永直郎
29番 市古次郎
30番 後藤真左美
31番 渡辺学
32番 岩田英高
33番 重富達也
34番 鈴木朋子
35番 林敏夫
36番 押本吉司
37番 春孝明
38番 川島雅裕
39番 河野ゆかり
40番 野田雅之

41番 原典之
42番 青木功雄
43番 橋本勝
44番 山崎直史
45番 宗田裕之
46番 井口真美
47番 石川建二
48番 木庭理香子
49番 堀添健
50番 岩隈千尋
51番 織田勝久
52番 雨笠裕治
53番 田村伸一郎
54番 浜田昌利
55番 かわの忠正
56番 松原成文
57番 石田康博
58番 浅野文直
59番 大島明夫
60番 嶋崎嘉夫

欠席議員 (1人)

25番 各務雅彦

出席説明員

市長	福田紀彦
副市長	加藤順一
副市長	藤倉茂起
副市長	三田村有也
上下水道事業管理者	白鳥滋之
病院事業管理者	金井歳雄
教育長	落合健隆
総務企画局長	池之上健一
財政局長	斎藤禎尚
市民文化局長	高岸堅司
経済労働局長	田邊聡一
環境局長	中山健一
健康福祉局長	石井渡上
こども未来局長	宮崎伸哉
まちづくり局長	河合征生
建設緑政局長	森賢一
港湾局長	
臨海部国際戦略本部長	
危機管理監	玉山一彦
川崎区長	柴山崎浩
幸区長	山崎美穂
中原区長	沖本里恵
高津区長	白井豊一
宮前区長	齋藤正孝
多摩区長	佐藤直樹
麻生区長	東崎哲也
会計管理者	山崎陽史
交通局長	水澤邦紀
病院局長	森有作
消防局長	望月廣太郎
市民オンブズマン事務局長	
教育次長	佐々木智子
市選挙管理委員会委員長	田中一平
選挙管理委員会事務局長	廣田健一
代表監査委員	山川浩己
監査事務局長	大村研一
人事委員会委員長	井口拓也
人事委員会事務局長	瀧峠雅介
	柳下裕次

出席議会局職員

局長	石塚秀和
総務部長	渡辺貴彦
議事調査部長	鈴木智晴
庶務課長	大磯慶記
議事課長	渡邊岳士
政策調査課長	榎本陽治
議事係長	田村健太郎
議事課課長補佐	蟬川千代
議事課課長補佐	龍口真
外関係職員	

午前10時0分開議

〔局長「ただいまの出席議員副議長とも58人」と報告〕

○副議長 堀添 健 昨日に引き続き、会議を開きます。

○副議長 堀添 健 本日の議事日程を報告いたします。本日の議事日程は、お手元の議事日程第3号のとおりであります。(資料編*ページ参照)

○副議長 堀添 健 これより日程に従い、本日の議事を進めます。

○副議長 堀添 健 日程第1及び日程第2の各案件を一括して議題といたします。

昨日に引き続き、各会派の代表質問を行います。公明党代表から発言を願います。21番、工藤礼子議員。

〔工藤礼子登壇、拍手〕

○21番 工藤礼子 私は、公明党川崎市議会議員団を代表し、令和7年第3回定例会に提出された諸議案並びに市政一般について質問をまいります。

まず、川崎市民文化大使であり、パラリンピック水泳選手、成田真由美さんの御逝去に際し、心より哀悼の意を表します。数々の国際大会で輝かしい成績を収められた挑戦の軌跡は、障害の有無を超え、誰もが自分らしく生きる力を示し、市民に大きな勇気と感動を与えてくれました。また、8月に開幕した世界バレーでは、日本女子代表が47年ぶりのメダルを目指し、熱戦を展開しました。NECレッドロケッツからも4名が代表入りし、惜しくも4位となりましたが、市民に夢と感動を届け、地域の誇りを高めてくれました。スポーツは人と地域を結ぶ平和の力であると実感します。本年、我が国は戦後80年の節目を迎えました。平和と民主主義を築いた先人に深く敬意を表し、次代へ確実に平和を継承する責任を痛感します。公明党は、結党以来、平和の党として、核兵器廃絶と恒久平和を訴え、昨年策定した平和創出ビジョンでは、核兵器なき世界やアジアとの対話、協力、人道支援や環境連携を提案しています。その根底には、分断と対立を超え、相互理解と協調を築く理念があります。平和とは戦争がない状態にとどまらず、信頼によって人と地域が結ばれることにほかなりません。こうした厳しい時代だからこそ、一人を大切にする視点で世界を守り、生活を守り、分断ではなく、共生を基盤とする社会を築かねばなりません。本市においても、物価高対策、子育て支援、防災・減災、人権と平和を尊重する包摂的なまちづくりが強く求められています。公明党川崎市議会議員団はこれからも現場の声に耳を傾け、市民一人一人が幸福と平和を実感できる社会を目指し、以下、質問をまいります。

初めに、行財政について伺います。令和6年度一般会計決算等についてです。一般会計の歳入総額は対前年度比0.9%増となる8,713億2,700万円、歳出総額も前年度比1.1%増の8,621億5,400万円となり前年度を上回り、市税収入では、個人市民税が定額減税の影響で1.8%減の1,825億4,400万円となった一方、企業収益による法人市民税13%増で219億2,500万円、また、固定資産税は、地価の上昇などを反映し、2.1%増の1,366億9,500万円となり、過去最高を更新しました。しかし、長引く物価高騰などの影響から、市民生活は依然として厳しい状況が続いています。そこで、令和6年度の決算の総括及び今後の行財政運営の

方向性について伺います。あわせて、令和8年度の予算編成について市長の見解を伺います。

減債基金についてです。本市の市債残高は、令和6年度末で1兆1,037億円となり、前年度比105億円の増となる中、減債基金からの借入金は2年連続で10億円返済しました。減債基金は市債償還の原資となる極めて重要な基金であり、健全な財政運営を維持する上で、その活用方針や積立計画は市民生活に直結する大きな課題です。現状と今後の見通しについて伺います。市債残高が依然として増加している中で、減債基金の積立てをどのように進めていくのか、また、今後の財政健全化に向けて減債基金を含めた基金全体の運用方針について伺います。

ふるさと納税についてです。令和6年度、本市のふるさと納税による市税流出額は138億円に上り、前年度の123億円から15億円増加しました。一方で、寄附受入額は過去最高の26億円で、全国1,741自治体のうち、昨年度153位から91位と急伸しています。昨年度はポータルサイト増設や返礼品の拡充をしたとのことですが、引き続き返礼品のさらなる拡充、バナーアクセス数増加につながる工夫を図るべきですが、今後の取組を伺います。また、広報の強化については、市外在住者に向けたふるさと納税のアピールも重要なことから、南武線以外の各種鉄道に車内広告を使った広報強化を検討すべきと考えますが、見解と対応を伺います。

公契約条例についてです。市発注の事業を受注した事業者が一定額以上の賃金を労働者へ支払うよう求める公契約条例では、工事請負契約の予定価格6億円以上が対象になります。最低賃金が上昇する中、条例施行以降、工事請負金額の対象金額の見直しが行われておらず、現場では作業報酬下限額が十分に保障されていない実態があるようです。早期に改善が必要です。見解と対応を伺います。あわせて、現場作業に当たる下請事業者への周知が不足していることも課題です。市発注の工事現場では、元請事業者から朝礼にて、本事業は、公契約条例の下、実施されているため、作業報酬下限額を下回る場合は申し出るようにとのアナウンスを行う好事例もあるようです。工事現場でのアナウンスの強化も重要ですが、今後の対応を伺います。

川崎市長選挙についてです。市長は先般、任期満了に伴う本年10月の川崎市長選挙において、4期目を目指し立候補される意向を表明されました。これまでの3期の市政運営の自己評価と、4期目を目指すに当たり、市民に対してどのようなビジョンを示し貢献していくのか伺います。

投開票所の運営についてです。さきの参議院選挙における開票作業ではトラブルが発生し、開票に遅れが生じました。その原因をどのように分析しているのか、また、今後同様の事態を防ぐためにどのような対策を講じるのか、伺います。また、近年の猛暑を背景とした投開票所の暑熱対策は重要な課題です。さきの参議院選挙の投開票所でも、冷房設備のない体育館で長時間作業を行った区がある一方で、特別活動室の使用や冷暖房設備が完備された環境で作業を行った区もありました。作業環境に大きな差が生じていることについて見解と今後の取組を伺います。

期日前投票所についてです。本年は、神奈川県において、期日前投票所として県立高校を活用する取組が行われました。これは、若い世代が投票に触れる機会を増やすことで、主権者教育にも資するとともに、利便性の向上という点で大変に意義のある施策だと思います。

ます。本市においても、市立高校を活用した期日前投票所の設置を検討することが望まれますが、選挙管理委員会委員長に見解を伺います。

平和施策についてです。本市は昭和57年、他の都道府県や政令指定都市に先駆けて非核三原則の完全実施、核兵器の廃絶及び軍縮を世界に求める核兵器廃絶平和都市宣言を行って以来、市民や子どもたちに平和の尊さを伝える活動を続けています。特に本年は終戦から80年という大きな節目を迎え、今後どのように本市が掲げる核兵器廃絶平和都市宣言の理念を次世代へと引き継ぎ、平和施策を進めていくのか、市長の見解と取組を伺います。

戦争体験者の高齢化を踏まえ、次の世代が平和について主体的に考え、学ぶ機会を保障することは極めて重要です。市内に点在する戦争遺構なども老朽化が進み、必要な保存、整備や公開への環境を整える取組も重要です。維持管理を含めたこれまでの取組と課題、確実に将来世代へ引き継ぐ上での考え方と対応を伺います。広島市では、ピースツーリズムの一環として、SNSを活用した投稿型フォトコンテストを実施し、約4,100件を超える市民参加型の取組を成功させています。本市も市民参加型で平和への共感を促す取組を積極的に行うべきと考えますが、見解と今後の対応を伺います。

次に、防災・減災対策について伺います。在宅・車中泊避難者への支援についてです。熊本地震や能登半島地震の被害を受け、在宅・車中泊避難者に対する支援の在り方が見直され、本年、災害対策基本法及び災害救助法が改正されました。自治体に課せられた義務も含め、改正の概要について伺います。

このたびの法改正では、従来の避難所となる場所中心の支援から、被災者に寄り添う人への支援へと国の防災・減災に関する姿勢が転換されたことにより、初めて災害法制に福祉が位置づけられ、福祉サービスの提供が法律に明記されました。本市における新たな人への支援に向けた体制強化には、関係部局が横断的に連携した対応が必要であり、市長のリーダーシップが求められます。市長に見解と今後の取組を伺います。

福祉サービスの提供は、介護職員や相談支援専門員によるケアをはじめ、被災による精神的な負担を軽減するためのカウンセリングや障害のある方へのコミュニケーション支援などが、避難所だけではなく、在宅・車中泊避難者への提供も必要となります。防災に関連した計画への反映と併せ、実態や必要な支援ニーズを把握する体制の整備が重要です。見解と今後の取組を伺います。

また、提言を重ねてきた災害ケースマネジメントについては、防災に関連した計画に位置づけることによって福祉サービスとの連携が生まれ、生活再建への支援にとどまらず、災害関連死の防止にもつながることが期待されています。見解と今後の取組を伺います。

豪雨対策についてです。本年7月10日の豪雨時に横浜市港北区でマンホールの蓋が飛び、周辺の道路も損傷する事故が発生しました。エアハンマー現象が原因とのことですが、本市における対策を伺います。

また、同時期に中原区の木月トンネルで車両の水没事故が発生しています。トンネルには排水ポンプや進入禁止の電光掲示板が整備されていますが、正常に機能していたのか伺います。あわせて、同規模の豪雨は今後も想定されますが、再発防止に向けた取組を伺います。

関連して、市民が浸水箇所をリアルタイムに知ることができれば、被災リスクの低減につながります。令和6年3月定例会代表質問でも提案した国が推進するワンコイン浸水セ

ンサ実証実験に参画すべきです。今後の取組を伺います。ゲリラ豪雨等が頻発する近年の状況を考慮し、浸水箇所見える化による行政の情報収集能力向上と市民への情報発信の強化に向け、防災DXを加速化すべきです。担当の藤倉副市長に見解と具体的な今後の取組を伺います。

耳で聴くハザードマップについてです。視覚障害者や小さな文字が見えにくい高齢者等に対し、ハザードマップの情報等を音声で聞くことができる耳で聴くハザードマップのサービスを開始する自治体が増えています。現在地情報の取得や災害リスク情報等の音声読み上げ、周辺の避難場所へのナビゲーション機能などがあり、導入することによる防災力の向上は明らかなです。早期に導入を図るべきですが、今後の取組を伺います。

災害時における子どもの疾患対策についてです。要配慮者である妊産婦、母子への支援対策構築のため、市助産師会との協力協定を締結することを検討すべきと考えます。見解と今後の取組を伺います。こちらについては他会派の質疑で理解いたしましたので、答弁は結構です。

次に、教育施策について伺います。市立学校体育館への空調設備整備についてです。体育館への空調設備について、文教委員会で整備方針の策定状況の報告がありました。空調設備未整備の155棟に対し、事業手法の基本的な考え方では、直近で予防保全、再生整備を予定している体育館及び大規模な体育館以外は、民間活用手法により整備する方向で検討するとのことですが、市内業者の優先発注をしっかりと組み込むことも重要です。見解と対応を伺います。あわせて、令和9年度から令和11年度にかけて工事の予定ですが、普通教室への空調設備設置工事が予定される学校も含まれます。人手不足が懸念される中で計画期間内で整備を進めることについて見解と取組を伺います。

給食室の空調設備の整備についてです。猛暑が年々厳しくなる状況の中で、給食調理員の生命、給食の安全を守る取組が一層不可欠になっています。労働安全衛生法には、職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境を形成すると規定されています。文部科学省が定めた学校給食衛生管理基準での調理場は、温度は25度以下、湿度は80%以下に保つよう努めることについて、整備されるまでの間、どのような対応をされるのか伺います。あわせて、令和4年6月議会で我が党議員から、北九州市では設置するエアコンを第三者所有方式として、2年間で120校に整備したことを指摘しました。御答弁では他都市の先行事例についても検討を進めるとのことでしたが、その後の検討状況について伺います。

プレコンセプションケアについてです。今年度の成育基本方針では、性や妊娠に関する正しい知識の普及を図り健康管理を促す事業を展開することとなっており、文部科学省は命の安全教育を推進しています。本市の小中高校で実施する包括的性教育や命の安全教育の拡充に取り組む内容と併せて、専門家の活用について見解と対応を伺います。

教員の障害児対応への研修強化についてです。LD、ADHD、ASDや聴覚など障害の特性を教員が熟知し、教育に携わることは重要です。障害特性を認識していなかったことにより、不適切な対応を繰り返すことで、2次障害につながるようなことがあってはなりません。教員への研修の強化について取組を伺います。

出前授業の活用についてです。働くことの意味や権利と義務、租税の意義、働き方改革や様々なハラスメント対策、また、複雑な社会保障制度など、社会に出るまでに知ってお

くべき知識の習得は重要性を増しております。労働問題や社会保障の仕組みなどについて、専門家による出前授業の機会を増やすことが効果的と考えます。校長会での広報も含め、見解と対応を伺います。

自死予防についてです。精神疾患発症は低年齢化し、自死予防には小中学校での精神保健教育の充実が求められます。本市では自殺対策総合推進計画を策定し、令和 6 年度から 6 年間で計画期間とした第 4 次計画により、自殺に追い込まれない社会の実現を目指し、取組を進めています。精神保健教育の充実には中学校保健体育副読本「悩みは、がまんするしかないのかな？」の活用が効果的であります。生徒への全員配付や授業での活用など、SOS の出し方の充実について見解と対応を伺います。

学校司書の配置についてです。学校図書館の充実に向けて、昨年度、市内全小学校へ学校司書の配置がされました。昨年 6 月議会での代表質問ではその効果検証を求めましたが、効果検証と課題の分析について伺います。これまでも一貫して訴えてきた中学校及び特別支援学校への 1 校専任の学校司書の配置について、他政令指定都市では取組が進められています。現状をどのように捉えているのか、見解を伺います。

教育長は所信表明の中で、自分で課題を解決していく力に触れられ、社会的自立に必要な能力を育みながら、世界でも活躍する人材を育てていくことを目指す、また、好きなこと、夢中になれることに粘り強く取り組める経験が自信につながり、自己肯定感を高めていくと述べられました。読書習慣をもって、子どもたちが好奇心、計画力、実践力、忍耐力を高めるために学校司書が果たす役割は大きいと考えます。教育長の見解を伺います。また、1 校専任の中学校司書配置の必要性について見解と取組を伺います。

来年度から施行される次期かわさき教育プランを策定中ですが、中学校及び特別支援学校への学校司書の配置を早期に検討し、目標に掲げるべきと考えますが、モデル校も含め、見解と今後の取組を伺います。

次に、子育て支援策についてです。小児医療費助成制度についてです。我が党は、家庭の経済状況にかかわらず、子どもたちが適正な医療を受けられることを求め、これまでも継続して制度の拡充を訴えてきました。このたび、主要 4 会派で市長に対し要望書を提出し、制度の大幅な拡充が示されたことは一定の評価をいたします。市長の思いを伺います。

こどもホスピスについてです。令和 6 年第 2 回定例会での質問で、我が党は、地域の中で小児がんや難病と闘う子どもや家族が医療ケアや福祉、教育等の各領域に関わる制度から抜け落ちてしまう実態を直視して、こどもホスピス等、子どもや家族を支える環境の整備を積極的に取り組むよう要望いたしました。こども家庭庁は、2023年にこどもホスピス専門官を配置して担当部署を明確化し、2024年には支援のモデル事業を創設するなど、全国普及を目指した動きが加速しています。本市も支援、検討の協議会設立等を含め、かかる取組を強く推進すべきと考えますが、見解と対応を市長に伺います。

産後ケア事業についてです。今年度からは、地域子ども・子育て支援事業として県負担の導入がなされたことにより、本市負担が 2 分の 1 から 4 分の 1 へと軽減されます。加えて、生後 4 か月以降の子どもを受け入れる施設への加算が拡充されていますが、本市の産後ケア事業における影響について伺います。

本市では、宿泊型、日帰り型は利用対象を生後 4 か月未満としています。産後の育児不安の解消、専門職によるサポートを利用者の都合に合わせて活用しやすい日帰りショー

ト型については市助産師会から利用対象を1歳未満まで拡充を求める声があります。国のメニューも活用し、拡充すべきと考えますが、見解と取組を伺います。これについても他会派の質疑で理解しましたので、答弁は結構です。

保育士確保についてです。本市は、保育士等に対し宿舍借り上げ支援事業を行い、就業継続の支援と人材確保に努めています。ただし、同事業の対象者は、保育園を運営する関係職種として、保育士のほかに看護師や准看護師が含まれる一方、栄養士が対象外となっています。人材流出を防ぐため、本市独自で利用期間を拡充し、栄養士も対象にすべきです。見解と対応を伺います。これについても他会派の質疑で理解しましたので、答弁は結構です。

わくわくプラザについてです。本年から夏季休業期間中の昼食提供サービスを試行的に全校でスタートしました。利用した児童や保護者の声を含め、実施結果について伺います。あわせて、確認された課題等を含めて、今後の取組を伺います。隣接する横浜市では、配送料を市が負担し、1食500円程度で提供されているものの、本市では現状600円程度で、利用者からは割高との声があります。本格実施を見据え、低廉化を図る取組が必要と考えますが、今後の対応を伺います。

放課後等の子どもの居場所についてです。これまで一貫して、子どもが快適に過ごせる環境整備を求めてきました。さきの文教委員会では、わくわくプラザ事業の再構築が示されました。区分制の導入に当たり、人員配置や安全対策等の取組を伺います。

この夏、暑さ指数が31を超える日が続く、校庭開放の中止や体育館の改修工事等、活動スペースが限られる中、長時間滞在する児童は11時間に及ぶこともあります。区分制の導入にあつては、さらなる学校施設の活用を含め、関係局がこれまで以上に綿密に連携し、児童が伸び伸びと過ごせる環境整備が求められます。見解と取組を教育長とこども未来局長にそれぞれ伺います。

さらに、現行のプレハブ施設においては、設置後、改修が行われておらず、現場からは修繕を求める声があります。ニーズに沿って計画的に進めるべきと考えますが、見解と今後の取組を伺います。

次に、まちづくり施策について伺います。市営住宅についてです。本市が進めているオンライン手続かわさきによる原則全ての行政手続のオンライン化について、昨年6月、市営住宅募集のオンライン化を求めたところ、今後、本市が開発し、本市と川崎市住宅供給公社で運用している市営住宅管理システムの変更を予定していることから、変更後の新たなシステムにおいて入居募集の電子申請機能を備える方向で準備を進めており、暫定的なオンライン対応の手法についても検討しているとの御答弁でした。進捗状況と今後の具体的なスケジュールについて伺います。

市有地の活用についてです。市が発注する工事の受注者の中には、工事関係の資材や建設機械等の仮置場の確保に苦労している事例があります。市の事業に協力していただいている事業者が苦労していることであり、工事期間が決まっていて、貸出しは長期にならないことから、道路予定地や施設建設予定地等の市有地の貸出しを積極的に検討すべきです。見解と取組を伺います。

ベンチ等の設置についてです。7月に新百合ヶ丘駅周辺にて公共空間利活用の実証実験が行われました。木製のテーブルやベンチを設置し、市民の皆様から座って休める場所が

できてうれしいと好評です。継続を求める市民の声も多く、一時的な実験ではなく、常設化を検討すべきと考えますが、見解と今後の取組を伺います。

あわせて、令和6年第3回定例会における我が党の代表質問において、高齢者に優しいまちづくりの一環として、歩道や沿道にベンチを設置することを求めたところ、建設緑政局長からは、バリアフリー基本構想策定地区内における特定経路等を対象として検討を行っている、その他の地区については、整備後の効果検証等も踏まえて対応してまいりたいとの御答弁でした。その後の検討状況を伺います。

等々力緑地再編整備についてです。整備費の圧縮について、整備取りやめとされた多摩川連絡橋については、代替措置として、緑地内の動線を既存歩道橋に接続する方向性です。より多くの方が緑地と多摩川を一体的に利用できるよう、歩道橋にエレベーターを整備し、バリアフリー対応とすべきです。見解と対応を伺います。屋内プールについては、仕様の見直し等を行いながら整備実施と評価されました。市民利用を中心とした幼児プール、児童プール、大プールは予定どおり整備されるのか伺います。重ねて求めてきました市民からの要望の多いドッグランの整備について伺います。緑地内や周辺の防犯カメラや防犯灯、トイレの拡充を求めてきましたが、対応を伺います。アクセス強化については、周辺住民の利便性向上と併せて検討すべきです。現状では、南側周辺道路から多摩川沿いまでの交通手段がなく、周辺駅までのミニバスやデマンド交通などを整備すべきです。見解と対応を伺います。関連して、等々力緑地の運営については、現状、若者や子育て世帯向けのイベントが多く、いわゆるシニア向けのイベントが少ないようです。健康促進プログラムや地域交流イベントなどを積極的に開催し、等々力緑地を健康寿命延伸の拠点としても活用すべきです。対応を伺います。

次に、高齢者支援施策について伺います。特別養護老人ホーム申込みのDX化についてです。これまで継続してオンライン化やデジタル化を推進して求めてきました。本年度の運用状況を伺います。特別養護老人ホームへの入居希望者の約450人が保留となっている現状です。その理由を伺います。申込みについて、要介護3以上の申込者数は約1,800人、1年以上の待機者数は約800人に上っており、課題を精査した上での対応が求められています。横浜市では、入居希望者の保留情報の課題を改善するため、指針改正を行い、辞退した事実を把握した場合、当該施設への入所申込みを削除することができるとしています。本市でも同様の整備が必要です。見解と今後の取組を伺います。あわせて、入居申込書について、記入内容や項目を分かりやすくするなどの改善が求められます。入居を希望する理由や申込内容を変更する場合の変更届など、課題を検証し、改善が必要です。見解と今後の取組を伺います。さらに、令和5年4月、厚労省は、「指定介護老人福祉施設等の入所に関する指針について」の一部改正についての通知を発出しています。要介護1・2の特例入居についてなど、自治体と関係団体が連携した指針の改正が求められます。見解と今後の取組を伺います。特別養護老人ホーム等への入居申込みの対応も含め、高齢者の施設、住まいに関する相談やマッチング相談対応として、横浜市では高齢者施設・住まいの相談センターを設置して、専門の相談員が特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、グループホームなどについて個別相談、情報提供を実施しています。本市においてもこのような相談支援員の設置が求められますが、見解と今後の取組を伺います。

民間特別養護老人ホーム等の老朽化に伴う大規模修繕に対する補助制度についてです。

令和3年度より、高齢者福祉施設の老朽化への対策として実施しています。対象施設数と利用状況を伺います。高齢化が進み、高齢者福祉施設の拡充と物価高への対応が求められる中、本事業について、現場からは、軽費老人ホームなども含めた対象施設や補助基準額の拡充や制限緩和が求められています。見解と今後の取組を伺います。

在宅要介護者への訪問歯科健診事業の実施についてです。高齢者に特徴的に現れる加齢による口腔機能の低下は、感染症の発症や嚥下障害など、日常生活動作に大きく影響します。日本歯科医学会の研究報告では、要介護高齢者では治療を必要とする人が64%を超えているのに対し、歯科医療につながった人は2.4%にとどまっている現状とあります。令和6年第3回定例会の我が党の代表質問において、在宅要介護者への訪問歯科健診を提案し、健康福祉局長からは、歯科医師会やケアマネジャーとの意見交換及び先行他自治体の実施手法や事業効果等の調査などを行うとの御答弁でしたが、その後の取組を伺います。本市でも市歯科医師会と連携した訪問歯科健診事業の実施が望まれます。見解と今後の取組を伺います。

高齢者の買物支援の拡充についてです。本年の第2回定例会の一般質問で、買物支援として、移動スーパーを市営住宅などの市有地での利用について質問した際、まちづくり局長からは、市営住宅の敷地においては試行実施を7月から行うとの御答弁でした。その後の実施状況を伺います。

市営住宅敷地内と同様に、高齢者等が多い住宅街においても、公園を利用した移動販売を希望されています。自治会及び周辺地域とのコミュニティ形成や活性化、買物不便解消、見守り支援等のため、公園を利用した移動販売について見解と対応を伺います。

また、関連して、幸区においては地域から要望が出ていると思いますが、取組状況について伺います。

次に、障害者支援について伺います。不在者投票施設における情報提供についてです。不在者投票制度は、病院や老人ホーム等に入院、入所している方も施設内で投票できる重要な制度です。郵送などにより手続や時間においても制約が多いため、利用者への適切な案内と情報提供がスムーズに行われるよう、より一層の協力体制が重要です。見解と今後の対応を伺います。

福祉タクシーについてです。現在は、障害者手帳の等級や医療行為の有無によって一律に支援内容が決まっており、生活実態とのギャップが発生しています。今後は、等級や疾患名だけでなく、障害特性に応じた実際の移動困難度や通院回数、家族支援の有無などを総合的に判断する制度設計が求められます。移動に著しく困難を抱える障害者への支給枚数の拡充について見解と今後の対応を伺います。あわせて、令和6年第3回定例会における我が党の代表質問において、福祉タクシーの利用券の代わりに自動車燃料券を選択できるように求めたのに対し、制度の適正な実施、持続可能性、他都市の状況等を踏まえながら、検討してまいりたいとの御答弁をいただきましたが、実態調査における課題とその後の検討状況を伺います。

次に、健康・医療施策について伺います。HPV検査についてです。厚生労働省指針改正を受け、横浜市では、2024年度から先進的にHPV検査単独法による公的検診を導入し、WHOや国際的なエビデンスに沿った体制へと移行しています。本市においては、依然として、従来どおり細胞診のみの検診体制が継続しています。まず、国やWHOが推奨する

30歳以上はH P V検査が一次スクリーニングとして最適とする科学的根拠について、本市はどのように評価しているのか伺います。また、若年層の取扱いについては、20代は細胞診、30歳以上はH P V検査とする流れが国際的な標準となりつつあります。本市としても、子宮頸がんの予防、早期発見を一層強化する観点から、H P V検査を公的検診に導入すべきと考えますが、見解と対応を伺います。

若年層の歯周疾患検診についてです。令和6年第1回定例会において、歯周疾患検診の対象年齢に20歳及び30歳を追加する国の動向を受け、本市の歯科健診データ等の精査を通じた実態把握、国の詳細な情報の収集、他都市の事例等を踏まえながら、若年層の歯周疾患の検診の在り方について検討を進める旨の答弁をいただきました。骨太の方針2025においても、糖尿病と歯周病との関係など全身の健康と口腔の健康に関するエビデンスの活用、生涯を通じた歯科健診に向けた具体的な取組の推進が明記されています。これを踏まえて、本市の若年層歯周病疾患検診の検討状況について具体的な進捗を伺います。

関連して、フッ化物洗口の小学校導入についてです。集団フッ化物洗口の重要性については、これまでも議論してきました。しかし、本市では、保育所、幼稚園において、園児を対象にフッ化物洗口を実施していますが、小学校での本格的な集団実施には至っていません。また、現在、一部小学校では、学校歯科保健指導推進事業としてフッ化物に関する学習、配付指導を試行していますが、対象校数や実施頻度の両面で十分とは言えない状況です。啓発や家庭での実施促進が中心であることを踏まえ、児童が実際に体験し、習慣化につなげるため、学校現場で週1回程度の定期的な集団フッ化物洗口を行うモデル校の設置が必要です。学校薬剤師や歯科医師会等との連携も含め、見解と対応を教育次長に伺います。こちらについても他会派の質疑で理解しましたので、答弁は結構です。

また、第3期川崎市健康増進計画には、令和16年度に12歳児の虫歯のない子95%を目標としています。目標達成に向け、フッ化物洗口を重点施策とし、関係局と連携し推進すべきと考えますが、見解と対応を健康福祉局長に伺います。

A E Dの設置推進についてです。本市は株式会社セブンーイレブン・ジャパンと協定を締結し、本年10月から市内208店舗にA E Dを設置する予定で、夜間、休日を問わない緊急時の救命活動が可能となる環境が整備されます。現時点で設置対象の店舗が明らかとなっていますが、設置対象外の店舗の所在地によっては空白域が生じる実態が見受けられます。設置店舗の選定方法や拡充を含めた今後の取組を伺います。あわせて、A E D使用方法の理解促進に向けた広報等も重要です。見解と取組を伺います。

次に、環境施策について伺います。電力の地産地消についてです。本市は廃棄物発電の余剰電力と再生可能エネルギーの地産地消を促進するため、地域エネルギー会社「川崎未来エナジー株式会社」を設立し、昨年4月から電力供給が開始されました。供給先の施設内訳を含め、発電及び供給電力量の安定性など状況を伺います。あわせて、課題と今後の取組を伺います。また、2030年度に全公共施設への再エネ100%電力導入を目指していますが、廃棄物発電以外の電源開発の見通し等、見解と取組を伺います。

建築物への太陽光発電設備の設置義務制度についてです。本年4月から、大手ハウスメーカーに新築戸建てへの太陽光パネル設置が義務化されました。脱炭素の取組に対する民間の理解と協力を求める形ですが、将来的課題として太陽光パネル廃棄物のリサイクル等の考え方を伺います。

スクール発電所についてです。市立学校の太陽光発電「スクール発電所」が本年7月より稼働を開始しました。取組概要及び太陽光発電設備の設置対象校拡大に向けたスケジュール等を伺います。また、設置できないケースについても伺います。関連して、太陽光発電設備の設置を推進すべき対象施設に市営住宅等への取組を求めてきましたが、検討状況を伺います。

省エネ改修及び再エネ推進コンシェルジュについてです。東京都では、既存住宅の断熱性能を高め、冷暖房等に使うエネルギーの削減を可能とする改修助成事業と民間事業者から任命された断熱改修のコンシェルジュによる賃貸住宅オーナーの伴走支援体制を整備しています。住宅の断熱性能の向上による省エネ効果やそれらを促進する支援策は、脱炭素の取組に大きく寄与することが期待され、本市も検討すべきと考えます。見解と対応を伺います。

次に、中小企業支援策について伺います。市内中小貨物運送事業者への支援についてです。本年6月2日、我が党は、市内中小貨物運送事業者の現状と課題を踏まえ、燃料費高騰や2024年問題などにより、持続的経営が困難になりつつある実態を訴え、地域の物流を守る観点から、市長に対して支援を求める要望書を提出いたしました。これを受け、市長は、貨物運送事業者燃料価格高騰等対策事業費として5,113万2,000円を予算計上されました。市民生活や災害対応を支える社会インフラである貨物運送事業者を守るため、迅速に御判断されたことに敬意を表します。今回の要望を受け、市長はどのような認識や考えの下でこの支援事業の必要性を判断されたのか伺います。

貨物運送事業者燃料価格高騰等対策事業費の事業概要について、具体的な支援内容、対象事業者数、交付の仕組み、スキームを含めて伺います。実際に事業者が円滑に申請し活用できるよう、どのように制度の周知広報を図っていくのか伺います。

専門工事事業者育成型入札の実施についてです。平成30年度から試行実施されている専門工事事業者育成型入札制度について、これまでの試行結果を踏まえ、制度の本格実施に向けた具体的なスケジュールと対象業種の拡大に関する検討状況を伺います。本制度が新規事業者の入札参加機会を制限する可能性があるとの課題が指摘されていますが、育成と参入機会の確保を両立させるための具体的な方策についてどのように検討されているのか伺います。他都市における専門工事事業者育成型入札制度の先進的な取組事例をどのように把握し、今後の制度改革に活用していくのか。具体的な事例とそれを踏まえた本市の制度改革の方向性について伺います。

次に、港湾・臨海部施策について伺います。新たなコンテナ定期航路の開設についてです。令和3年以降、コロナ禍による世界的なサプライチェーンの混乱や中東情勢の影響により、川崎港コンテナターミナルの取扱貨物量は減少傾向にあります。そうした中、このたび、川崎港と釜山港を結ぶ新たなコンテナ定期航路が開設されました。新規航路の開設は実に7年ぶりであり、大変意義深いものと考えます。去る6月22日の初寄港以降の貨物取扱状況について伺います。

コンテナ取扱貨物量の拡大対策についてです。令和4年に川崎港で取り扱った貨物の経済波及効果は、市内においては約4.8兆円、雇用創出効果は約7.3万人、税収効果は約1,109億円に上り、市税収入の全体の約30%を占めております。市税等の自主財源を充実させ、地方交付税といった依存財源に頼らない強固な財政基盤を構築するためにも、川崎港の取

扱貨物量拡大は極めて重要です。そのため、リーファー電源使用料の減免やコンテナ貨物補助制度のさらなる拡充が必要と考えますが、見解と今後の取組を伺います。

カーボンニュートラルポートの形成についてです。川崎港は首都圏を支える重要港湾であり、その脱炭素化の実現は、国際競争力の強化やカーボンニュートラル社会の実現に寄与するものです。港湾で利用されるトランスファークレーンやトップリフターといった荷役機械は、今後、水素燃料への転換など、カーボンニュートラルな仕組みに切り替えていくことが求められます。東京港や名古屋港では脱炭素化を推進するとともに、国際競争力の強化、水素需要創出に寄与することを目的として、水素燃料電池換装型荷役機械等の導入促進事業を実施しています。川崎港においても同様に荷役機械の水素化を進めるには、ターミナルオペレーターなど民間事業者の努力だけでは限界があり、国の制度的支援や本市の積極的な後押しが不可欠です。荷役機械の脱炭素化を促進する取組を進めるべきと考えますが、見解と今後の取組を伺います。

扇町地区の道路インフラの整備についてです。扇町地区内においては、ニトリ株式会社がJFEスチールの事業用地跡地に大型物流倉庫を、また、日本GLPが国内最大級の冷凍・冷蔵マルチテナント型物流施設の開発を進めており、いずれも2027年の竣工を予定しております。加えて、南渡田地区においても新たな産業拠点の形成が進められており、同地区内には商業棟の建設も予定されていることから、川崎駅扇町線における交通渋滞の深刻化が懸念されます。こうした状況を踏まえた渋滞対策が重要です。見解と今後の取組を伺います。

次に、議案第143号、訴訟上の和解について伺います。本件は、交通局鷺ヶ峰営業所における職員による一連の言動が原因となり、職員が心身に不調を来し、損害賠償請求訴訟に至ったものであります。裁判所からの強い和解勧告を受け、本市が解決金を支払い、遺憾の意を表明するとともに、再発防止に努めるとのことです。和解内容についてです。被告は原告に対し、本件解決金として700万円の支払い義務があることを認めるとのことです。この和解金700万円は市バス事業の会計から支払われますが、国家賠償法では市が加害者本人に支払いを請求する求償権が認められています。今後、本市がその権利を行使することについての見解を伺います。加害とされる職員に対する対応についてですが、本市はこれまで当該職員に対してどのような事実確認や処分を行ったのか、その内容と結果について被害者本人にどのように説明を行ったのか、伺います。ほかの被害者の有無についてですが、今回訴訟に至ったのは1名であります。同様の行為が過去を含め、日常的に行われていた可能性も否定できません。交通局は、ほかの職員への聞き取りを行ったのか、また、声を上げにくい職員がいることも考えられることから、匿名アンケートなど実効性ある手法を用いた調査を行ったのか、見解と対応を伺います。実施していないのであれば今後実施すべきですが、伺います。営業所内での対応についてですが、当時の上司は職場内での不適切な言動を把握していたのか伺います。把握していたのであれば、なぜ適切に対応できなかったのか伺います。隠蔽の有無についてですが、本件の調査や報告の過程において、事実を隠す、あるいは軽く扱うような行為はなかったのか伺います。本市はその点についてどのように検証したのか伺います。再発防止と謝罪についてですが、和解条項には、遺憾の意を表明、再発防止及び職場環境の改善に努めると記されています。遺憾の意はどのような方法で被害者に伝えたのか、形式的な表現にとどまることはないのか、伺

います。

再発防止に向けて、管理職研修や評価制度の見直しなど、職場風土の改善につながる具体策をどのように講じていくのか、担当の藤倉副市長に見解と対応を伺います。

次に、議案第144号、令和7年度川崎市一般会計補正予算について伺います。創薬クラスターキャンパス整備事業費についてです。キングスカイフロントにおいて、創薬系スタートアップ企業の海外展開に向けた国際標準の起業家育成講座等を開催するものとして4,000万円が計上されました。具体的な内容と期待される効果を伺います。

福祉人材確保支援事業費についてです。指定訪問介護事業所等に対して電動アシスト自転車整備を支援するとして1億200万円が計上されました。対象事業所とその数、事業概要、今後のスケジュールを伺います。一方、居宅介護支援事業所や訪問看護事業所と併設する事業所も含まれるのか伺います。

質問は以上ですが、答弁によっては再質問させていただきます。(拍手)

○副議長 堀添 健 市長。

〔市長 福田紀彦登壇〕

○市長 福田紀彦 それでは、私から、ただいま公明党を代表されました工藤議員の御質問にお答えいたします。

行財政運営についての御質問でございますが、令和6年度におきましては、物価高騰が続く中でも、市民、事業者の皆様が安心して生活ができるよう、全力で取り組んだところでございます。さらに、次の100年に向けて新しい川崎を生み出していくためのスタートラインとして、オール川崎市で市制100周年記念事業を実施し、本市の都市イメージの向上や市民の皆様の川崎への愛着、誇りを醸成することができたものと考えております。そのような中で、市税収入が3年連続で過去最高となったことなどから、結果として減債基金からの新規借入れを行わず、過去の借入金を10億円返済することといたしました。今後も、ふるさと納税の影響による減収の拡大などの厳しい財政環境が見込まれることから、引き続き緊張感を持って行財政運営を行ってまいります。また、令和8年度の予算編成に当たりましては、昨今の賃金の上昇や物価高騰の影響などによる歳出の増加、さらには、米国の通商政策等の影響など、市場経済の先行きは不透明感を増しておりますので、こうした状況もしっかりと踏まえた上で予算編成を行う必要があるものと考えております。

市政運営についての御質問でございますが、私は、平成25年に市長に就任して以来、基本姿勢である対話と現場主義を大切にしながら、目指す都市像「成長と成熟の調和による持続可能な「最幸のまち かわさき」」の実現に向けて、多様な課題に取り組んでまいりました。この間、市民の皆様とお約束した政策課題については、達成できたものや現在取組を進めているものも含め、おおむね成果をお示しすることができたと考えております。今後は、市制100周年の節目を越え、次の100年に向けた歩みを進める中で、少子高齢化、人口減少の進行や気候変動の深刻化など、多くの困難な課題が立ちまわりますが、将来の成長と発展に大きく寄与する施策などに全力で取り組むことで、本市がこれまで以上に活力と魅力あふれる新しい川崎となるよう、市長として自ら先頭に立ち、力強く進めてまいります。

平和施策の推進についての御質問でございますが、核兵器廃絶平和都市宣言を行った本市といたしましては、戦争体験者や被爆者の高齢化が進み、戦後生まれの方が9割となっ

た今こそ、戦争体験を風化させず、より多くの市民の方々に戦争の悲惨さや平和の尊さを継承していく必要があり、特に次代を担う若い世代が平和について自分事として考え、その思いを共有できる環境づくりをすることが大変重要であると考えております。こうしたことから、市内の中学生、高校生を対象とした講演及びワークショップを開催し、イベントで利用したコンテンツを学校現場で活用するなどの取組を行っているほか、平和館職員が中学校、高等学校等を訪問する出前講座の実施など、幅広く取り組んでいるところでございます。また、今年度、平和館や岡本太郎美術館において、被爆地である広島の高등학교と連携した企画展を開催するなど様々な工夫を凝らした取組を行っており、今後も引き続き、宣言の理念を継承し、平和意識のさらなる普及に向けた取組を進めてまいります。

災害時における被災者への支援についての御質問でございますが、令和6年能登半島地震では、避難生活の長期化や被災者の広域避難により、福祉サービスの継続が困難となるなどの課題があったことから、このたび、福祉サービスの提供を災害救助の項目として明確に位置づけるなどの法改正が行われたものと認識しております。また、被災者に対する福祉的支援は、災害時においては生活環境の向上、そして、災害関連死の防止のためにも重要であると考えておりますので、今後、関係部署が組織横断的に連携しながら、福祉関係者との連携も強化するなど、大規模な災害の発生に備えた総合的な対策を推進してまいります。

小児医療費助成制度についての御質問でございますが、本制度につきましては、本来、自治体間で差異のある取組ではなく、国の責任において全国一律の制度として構築すべきであるという考え方に変わりはございませんが、近隣自治体との均衡を図るため、拡充について判断したところでございます。小児医療費助成制度に限らず、国が一律で実施すべき子育て支援の基盤となる行政サービスにつきましては、国がしっかり方向性を示すべきだと考えておりますことから、引き続き国に対して要請を続けてまいります。

こどもホスピスについての御質問でございますが、生命を脅かす病気を持つ子どもと御家族の安心と育ちを支援するためには、医療機関における緩和ケアの提供に加え、地域における教育や療育、福祉などの連携が必要であると認識しております。国のこどもホスピス支援モデル事業においては、関係者による協議会等により、支援連携の方策や実態把握などについて検討することとしておりますので、先行自治体の取組状況や国の動向を注視してまいりたいと存じます。

市内中小貨物自動車運送事業者への支援についての御質問でございますが、物価高騰が続く中、市内中小企業の事業活動を下支えする取組は大変重要であると認識しているところでございます。そうした中で、市内中小貨物自動車運送事業者は、市民生活や企業活動を支える役割を担うとともに、災害時には緊急物資輸送に対応するなど社会インフラとしての重要性が高い一方で、燃料価格や人件費等の価格転嫁が進んでおらず、厳しい経営環境が続いていることを踏まえ、地域経済と市民の暮らしを守る観点から支援を実施することとしたところでございます。以上でございます。

○副議長 堀添 健 藤倉副市長。

〔副市長 藤倉茂起登壇〕

○副市長 藤倉茂起 初めに、豪雨対策に係るDXについての御質問でございますが、気候変動などを踏まえた今後の防災活動には、デジタル技術の活用は不可欠であるものと認

識しております。市民の皆様の自助につながる内水被害への対応といたしましては、下水道施設の運転管理に係る情報のうち、排水樋管における水位情報や監視カメラ画像等の情報をリアルタイムで、かつ分かりやすく発信するなど、改善を重ねながら取り組んでいるところでございます。今後につきましても、国が実証実験を進めているワンコイン浸水センサをはじめとした最新の技術動向を調査検証するなど、非常時における市民への情報発信の充実に向け、関係局の連携をしっかりと図り、浸水被害の軽減等に向けたDXの推進に努めてまいります。

次に、交通局におけるハラスメント事案についての御質問でございますが、このたびの事案につきましては、関係職員のハラスメントに対する意識や組織としての対応力が不足していたことによるものと重く受け止めております。交通局におきましては、市バスの運行に関する様々な業務を運転手、整備員、事務等の職員が分担しておりまして、一人一人の職員が互いに協力しながら、それぞれの役割を果たすことで、初めて安定的な市バスの運行が可能となっております。職員が互いの人格を尊重し合い、相互の信頼の下に、その能力を十分に発揮できる職場環境の形成が重要でございますので、全ての職員がハラスメントに対する正しい認識を持って行動できるよう、日常業務における声かけや各職位に応じた研修など、あらゆる機会を通じて繰り返し意識づけを行ってまいります。以上でございます。

○副議長 堀添 健 教育長。

〔教育長 落合 隆登壇〕

○教育長 落合 隆 初めに、学校司書についての御質問でございますが、学校図書館は、児童生徒の主体的、対話的で深い学びの視点からの授業改善にも効果的に生かすことが期待されており、各教科等の習得、活用、探究の過程の中で、図書館等の豊富な資料や情報を生かしていくことが重要であると考えております。学校司書は、このような学校図書館において、教員と連携し、学習課題に対応した図書を充実させることや図書館等を利用した効率的、効果的な情報収集の方法について積極的に発信することにより、読書活動の推進に資する役割を担っているものと考えております。中学校専任の学校司書につきましては、市立小学校全校へ配置した専任の学校司書と中学校等を巡回している総括学校司書の役割分担等も踏まえ、検討してまいりたいと考えております。

次に、わくわくプラザ事業の再構築についての御質問でございますが、学校施設につきましては、学校教育の場であるとともに、子どもたちが一日の大半を過ごす生活の場でもあり、子どもたちが伸び伸びと過ごす環境の確保は必要と考えておりますので、関係局とも連携しながら、学校施設を有効に活用できるよう取り組んでまいります。以上でございます。

○副議長 堀添 健 上下水道事業管理者。

〔上下水道事業管理者 白鳥滋之登壇〕

○上下水道事業管理者 白鳥滋之 上下水道局関係の御質問にお答え申し上げます。

マンホール蓋の飛散防止対策についての御質問でございますが、横浜市におけるマンホール蓋の飛散事故につきましては、下水管渠への急激な雨水の流入に伴い、マンホール内に圧縮空気が発生したことが原因であると考えられております。本市におきましては、圧縮空気が発生した場合に圧力を解放できるマンホール蓋を採用することなどにより、飛散

防止に努めているところでございます。以上でございます。

○副議長 堀添 健 総務企画局長。

〔総務企画局長 池之上健一登壇〕

○総務企画局長 池之上健一 総務企画局関係の御質問にお答え申し上げます。

市有地の活用についての御質問でございますが、一定期間活用する予定のない低未利用地につきましては、毎年度、庁内照会などにより情報を把握し、その内容を庁内で共有するとともに、活用希望があった場合には土地所管部署等と調整を行っているところでございます。公共工事を円滑に進めるためには、低未利用地を資材の仮置場等に活用することもあると考えており、工事発注部署からの相談等があった場合には、適宜、関係局と連携しながら調整を行ってまいります。以上でございます。

○副議長 堀添 健 財政局長。

〔財政局長 斎藤禎尚登壇〕

○財政局長 斎藤禎尚 財政局関係の御質問にお答え申し上げます。

初めに、減債基金についての御質問でございますが、減債基金への積立てにつきましては、世代間の公平を図るため、市債の満期一括償還に備えて計画的に行っているところでございまして、令和6年度末の残高は3,129億円で、今後もおおむね同水準で推移すると見込んでおります。引き続き、市債の償還財源を十分に確保し、将来の市民の皆様にも過度な負担を強いることのないよう、着実に積立てを行ってまいります。また、基金全体の運用につきましては、地方自治法に、基金は、確実に効率的に運用しなければならないと規定されていることを踏まえ、市場環境を注視しながら、リスク管理を徹底し、債券と預金のバランスを考慮した適切な運用に努めてまいります。

次に、ふるさと納税についての御質問でございますが、寄附受入額のさらなる拡大に向けましては、制度改正や消費者動向等を踏まえた市場分析を行い、返礼品開発や広報の取組をより効率的、効果的に進めていくことが重要であると考えております。今年度につきましては、強化した組織体制の下、9月現在で本市への寄附を取り扱うポータルサイト数は20サイトを超過、また、返礼品数は1,000を超過したところでございます。鉄道の車内広告につきましては、沿線にお住まいの方に本市返礼品の魅力をお伝えする手法として一定の効果があるものと認識しておりますが、制度上、経費の上限がございますので、広報に当たりましては、費用対効果を十分に見極めながら優先順位をつけて実施していくことが重要と考えております。今後も、寄附者の動向や他都市の取組等を踏まえながら、受入れの拡大に向け取り組んでまいります。

次に、公契約制度についての御質問でございますが、公契約制度の適用基準額の引下げにつきましては、事業者の作業報酬台帳の作成や市の台帳審査といった事務負担の増加が課題と認識しており、これまで作業報酬台帳の入力方法の簡略化などに取り組んできたところでございます。適用範囲の拡大に当たりましては、事業者及び本市双方への影響等を考慮しながら、慎重に検討してまいりたいと考えております。制度の周知につきましては、労働者が初めて現場に入る際には、公契約制度の概要や職種ごとの作業報酬下限額とそれを下回った場合の申出先などをまとめたチラシによる周知を行うとともに、任意の取組として労働者がどの職種に該当するかを確認書にサインしてもらうことも直接受注者に対し依頼しております。今後につきましても、他都市の取組も参考にしながら、より効果的な

制度周知に努めてまいります。

次に、専門工事事業者育成型入札についての御質問でございますが、本入札につきましては、これまでの試行実施により、対象業種における専門工事事業者の受注割合が実施前と比べ増加しており、一定の効果があったものと評価しているところでございます。一方、新規事業者の入札参加機会が制限されるなどの課題もあると認識していることから、対象業種の拡大に当たりましては慎重な検討が必要と考えております。入札参加機会につきましては、競争性、公平性の確保の面から、専門工事事業者の育成と新規事業者の参入とのバランスを確保する必要がありますので、引き続き、工事担当部署と協議の上、工事の特性を考慮した適切な入札参加条件の設定に努めてまいります。また、入札制度の検討に当たりましては、他都市の制度運用についての調査研究に努めているところでございまして、他都市において採用している競争入札参加資格者名簿への希望順位の登録制度を含む入札制度改善に向け、検討を進めてまいります。以上でございます。

○副議長 堀添 健 市民文化局長。

〔市民文化局長 高岸堅司登壇〕

○市民文化局長 高岸堅司 市民文化局関係の御質問にお答え申し上げます。

初めに、戦争遺構についての御質問でございますが、市内に所在する戦争遺構といたしましては、多摩区の旧陸軍登戸研究所や高津区の旧海軍東京通信隊蟹ヶ谷分遣隊地下壕などがございます。旧陸軍登戸研究所は明治大学生田キャンパス内にあり、同研究所の実験施設であった建物を活用した明治大学平和教育登戸研究所資料館が設置されているところでございまして、本市といたしましては、同資料館での特別展の開催に当たり、後援やポスター、チラシの配架など、同大学と連携を図っているところでございます。また、蟹ヶ谷分遣隊地下壕につきましては、市有地内にあり、本市が管理しておりますが、内壁の劣化や地下水の流入が見られることなどから、安全面を考慮して現在は閉鎖し、平和館において実物の約35分の1の大きさの模型や地下ごうに係る解説を常設展示しているところでございます。今後も引き続き、それぞれの遺構が置かれた状況等を勘案しながら、平和を考えるきっかけとして発信していく取組を進めてまいります。

次に、市民参加型の平和への取組についての御質問でございますが、多くの市民の方々が平和への思いを共有できる環境づくりをすることは大切であると認識しております。こうしたことから、中学生、高校生への平和意識の普及を目的として、市民参加型の平和を語る市民のつどいを開催するほか、ふだん平和教育を受ける側である生徒たちが平和教育プログラムを作成し、自ら作成したプログラムを他の参加者にファシリテートする企画などの取組を進めているところでございます。今後も、若い世代をはじめ、多くの市民が平和について考える機会の創出に努めてまいります。以上でございます。

○副議長 堀添 健 経済労働局長。

〔経済労働局長 田邊 聡登壇〕

○経済労働局長 田邊 聡 経済労働局関係の御質問にお答え申し上げます。

貨物運送事業者燃料価格高騰等対策事業費についての御質問でございますが、本事業は、燃料価格が高騰する中で、その影響額を燃料価格の推移や車両の燃料消費量など国の統計データを活用して算定し、市内で一般及び特定貨物自動車運送事業を営む中小企業を対象として、車両1台当たりの影響額相当分である10万円を給付するものでございます。対象

事業者数につきましては、関係機関等へのヒアリングにより、最大で約600者と把握しているところでございます。給付のスキームにつきましては、電子申請により受け付け、本市で対象事業者として適格であること等を確認した上で支援金を給付するものでございます。周知につきましては、対象事業者が円滑に申請し活用いただけるよう、対象事業者が所属する団体を通じて行うことに加え、市ホームページやSNS等での発信や対象事業者と取引等の関係のある企業や団体等への広報の協力依頼、本事業を利用する事業者に対して同業者への周知をお願いするなどにより取り組んでまいります。以上でございます。

○副議長 堀添 健 環境局長。

〔環境局長 中山健一登壇〕

○環境局長 中山健一 環境局関係の御質問にお答え申し上げます。

電力の地産地消についての御質問でございますが、川崎未来エナジー株式会社の電力供給先につきましては、令和7年4月現在、市公共施設として、教育関連172施設、区役所や出張所など16施設、消防関連14施設、その他46施設、さらに民間の3施設を加え、合計251施設となっております。また、廃棄物発電は、再生可能エネルギーの中では天候などに左右されず、比較的安定した電源と言われており、川崎未来エナジーはほとんどの電力を市の廃棄物発電から調達しているため、安定的に供給できているものと考えております。安定供給に向けた課題と今後の取組につきましては、世界情勢や気候変動の影響等により市場価格が変動するリスクがあることから、今後とも、市場による調達はできる限り抑え、安定的に電力を供給できるよう川崎未来エナジーと調整してまいります。

市公共施設への再エネ100%電力の導入に向けましては、市の廃棄物発電だけでは不足することから、太陽光発電など新たな電力の確保が必要となりますので、市公共施設への太陽光発電設備の設置などにより再エネの確保に努めてまいります。太陽光発電設備のリサイクルにつきましては、本市では、本年4月から太陽光発電設備等の設置に係る義務制度を開始しており、将来的に廃棄量が増大していくことが見込まれております。今後、全国的にも廃棄量が増大していくことを見据え、現在、国では使用済太陽光発電設備のリサイクル制度について検討が進められております。本市においても、こうした国の動向等を注視するとともに、廃棄物処理業者と連携しながら適切にリサイクル等が行われるよう取り組んでまいります。スクール発電所につきましては、現在、市立学校に太陽光発電設備や蓄電池を設置し、再エネの導入拡大を図るスクール発電所の取組を推進しており、7月より26校が順次稼働し、令和8年度末までに設置可能な市立学校の全てに太陽光発電設備等を設置するよう取組を進めております。太陽光発電設備を設置できない施設につきましては、屋上が避難場所となっている津波避難施設のほか、高架水槽や室外機等の設備機器が屋上に設置されており、物理的に太陽光発電設備の設置スペースがない施設等が該当するものと考えております。

市営住宅等への太陽光発電設備の導入につきましては、空きスペースの測量や屋上防水の劣化状況など、導入に必要な基礎調査を順次実施しており、現在、関係局と設置に向けた調整を行っているところでございます。脱炭素社会の実現に向けましては、住宅における創エネと省エネによる取組が重要であると認識しております。国におきましては、既存住宅に対して様々な省エネルギーフォーム助成事業を実施しており、断熱窓への改修などの建築物の省エネ化に向けて取り組んでおります。本市といたしましては、こうした国の動向

なども踏まえながら、建設関係団体などに国等の建築物の断熱対策など省エネ化に関する助成制度の情報を提供するとともに、関係局と連携して、市民向けの住宅相談窓口や電話相談等において、省エネ改修について情報提供を行っているところでございます。今後とも、市民や事業者の皆様に分かりやすい普及啓発や高い断熱・省エネ・創エネ性能を持つZEH住宅の導入支援など、脱炭素化に向けた取組を進めてまいります。以上でございます。

○副議長 堀添 健 健康福祉局長。

〔健康福祉局長 石渡一城登壇〕

○健康福祉局長 石渡一城 健康福祉局関係の御質問にお答え申し上げます。

初めに、避難行動要支援者への支援等についての御質問でございますが、発災時には、避難場所にかかわらず要配慮者の情報を適切に把握し、必要な支援を行うことが災害関連死を防ぐために大変重要であると考えておりますことから、避難行動要支援者の安否確認や避難支援等を実施するため、個別避難計画の作成に取り組んでいるところでございます。今般の法改正では、福祉サービスの提供として、災害派遣福祉チーム——DWA Tの活動範囲が在宅・車中泊避難者の支援まで拡大されましたので、在宅避難者等への支援に向けて、個別避難計画の作成に引き続き取り組むとともに、本市職員や他都市からの応援職員と併せて、DWA Tを活用した安否確認や避難支援等を行えるよう体制整備に努めてまいります。

次に、特別養護老人ホーム等についての御質問でございますが、特別養護老人ホームの申込書の提出書類には、本人や御家族の状況等の極めて機密性の高い個人情報に記載していただくため、慎重に対応する必要があるものと認識しておりますが、デジタル化を含めた利便性向上に資する手法について、川崎市老人福祉施設事業協会と連携して検討を行っているところでございます。申込者の保留理由につきましては、いずれ入りたいや他の施設を希望するなど申込者側の理由が多くを占めており、保留された場合、変更届等を提出いただくまではその状態が継続する取扱いとしております。申込者にとって利用しやすい仕組みとすることは重要であると認識していることから、他都市の事例等を参考にするとともに、申込書の様式や特例入居への対応などと併せ、川崎市特別養護老人ホーム入退居指針の見直しについて、事業協会や川崎市介護支援専門員連絡会等と連携し、引き続き検討してまいります。

特別養護老人ホームなどの入居相談につきましては、居宅介護支援事業所や地域包括支援センターにより相談支援を実施しているところでございます。一方で、特別養護老人ホームを含む居住系サービスは多種多様で、市民がホーム等を選ぶ際に各施設の違いや特徴が分かりにくいという声も寄せられていることから、連絡会等の関係団体と意見交換を行いながら、現状の課題等について調査してまいります。

次に、民間特別養護老人ホーム等大規模修繕等補助制度についての御質問でございますが、本制度は、川崎市高齢者・障害児者福祉施設再編整備基本計画・第1次実施計画に基づき、施設の計画的な修繕を促すことを目的としております。対象施設数は、特別養護老人ホーム60施設及び民間養護老人ホーム1施設でございまして、令和6年度末までに合計21施設に対して補助を行っております。各施設の長寿命化を進め、安全、快適な施設利用に向けた環境整備を図ることは重要であることから、現計画の検証や今後の実施計画等の

検討を行う中で、本制度の対象施設や補助基準額の在り方につきましても、併せて検討してまいりたいと存じます。

次に、在宅要介護者への訪問歯科健診についての御質問でございますが、在宅要介護者の口腔の健康状況を把握するため、この間、市歯科医師会やケアマネジャーとの意見交換を行い、多くの在宅要介護者は、歯が痛くなったり、そしゃく困難な症状が明らかになれば歯科受診につながっていないこと、他のケアに比べて後回しになることなどを確認したところでございます。本市では、一般歯科診療所における在宅での歯科治療や口腔ケアへの対応力向上に資する取組を推進しているところでございまして、現在、市内3割の一般歯科診療所が訪問歯科診療を実施しております。一方、他の指定都市では19市中8市が在宅要介護者への訪問歯科健診を実施しており、口腔機能の改善に一定の効果が見られております。こうしたことを踏まえ、在宅要介護者の口腔の健康を守るための支援について、市歯科医師会など関係団体と連携し、必要な取組について検討を進めてまいりたいと存じます。

次に、重度障害者福祉タクシー券等についての御質問でございますが、本市におきましては、ふれあいフリーパス、福祉キャブ、福祉有償運送や重度障害者福祉タクシーの各事業を実施し、障害のある方の状況に応じた移動・外出支援に取り組んでいるところでございまして、タクシー事業につきましては、実施要綱に規定する障害等級の方に対して利用券を交付し、外出時に利用するタクシー等の乗車料金の一部を助成するものでございます。令和5年度に実施した障害者の移動手段に係る実態調査につきましては、外出支援事業を様々な角度から検討するため、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方、合わせて約1万人に調査を実施し、約3,100人の方から回答をいただき、外出支援施策の利用傾向がつかめたところでございますが、持続可能な外出支援施策により障害者の社会参加の促進を図る必要があることから、重度障害者福祉タクシー事業等含め、現在、利用状況の把握などより詳細な実態把握を行い、課題の整理に努めているところでございます。

次に、子宮頸がん検診についての御質問でございますが、HPV検査単独法は、子宮頸がんの原因となるHPV感染の有無を検査し、陽性であれば細胞診検査を実施する子宮頸がん検診の手法の一つで、国のがん検診の実施における指針の改正により、要件を満たした自治体において選択が可能となったものでございます。また、HPV検査単独法は、子宮頸がんのリスクの高いHPV検査の陽性者を早期に把握できる科学的に有効な手法であると認識しております。一方、導入に当たっては、検診結果ごとに次のHPV検査の時期が異なることから、関係団体、検診実施機関などの理解と協力を得ながら、複雑なアルゴリズムの運用や精度管理などの体制構築や市民への十分な普及啓発を行うことなどが要件とされております。こうしたことを踏まえ、検診実施機関への調査を実施し、HPV検査単独法への対応の可否に関する状況を把握するとともに、医師会や外部有識者等の意見を丁寧に伺いながら、導入について引き続き検討してまいりたいと存じます。

次に、若年層の歯周疾患検診についての御質問でございますが、国におきましては、歯科疾患実態調査結果等において、成人の2人に1人が歯周病でその割合は改善していない、抜歯の原因で最も多いのは歯周病であるなどとされ、さらに、骨太の方針において、生涯を通じた歯科健診に向けた取組の推進が示されているところでございます。また、他の指

定都市においては、11市で20歳、30歳を、3市で30歳を対象年齢に追加をして実施しているところがございます。本市においては、現在、40歳以降、10歳間隔で70歳までを対象に歯周疾患検診を実施しておりまして、検診データからは各年齢で半数以上の受診者に所見が認められております。若年層からの歯周病対策につきましては、こうした状況や医療DXの進捗動向等を踏まえるとともに、市歯科医師会との意見交換を行いながら、引き続き検討してまいりたいと存じます。

次に、学齢期の虫歯予防についての御質問でございますが、学齢期は、永久歯への生え替わり、顎骨の成長や口腔機能を適切に獲得する大切な時期であり、虫歯予防については、定期的な歯科健診を受け、効果的なセルフケアを行うとともに、フッ化物の局所応用が有効と認識しているところがございます。フッ化物は、洗口、歯磨き剤、歯面塗布等による虫歯予防の効果が認められており、フッ化物の効果や正しい使用方法を子どもと御家庭に普及していくことが重要となります。こうしたことを踏まえ、学校、学校歯科医、家庭や地域の医療機関の協力の下、関係局と連携しながら、フッ化物の利用や歯磨き、併せて適切な食生活などの生活習慣が広く市民に普及するよう取り組んでまいりたいと存じます。

次に、AEDについての御質問でございますが、24時間使用可能なAEDを市域に効率的に設置するため、市内で店舗展開されている町丁数が最も多い株式会社セブンイレブン・ジャパンと先般協定を締結し、10月から設置する予定としております。一方で、河川敷のスポーツ施設など、心停止のリスクが高い場所の近隣に当該事業者の店舗の少ない地域もございますことから、現在、他の事業者の意向確認や店舗位置及び店舗周辺状況の調査を行うなど、さらなる展開に向けた検討を進めているところがございます。AEDの使用法の理解促進に向けた取組につきましては、設置場所の広報とともに重要であると考えておりますことから、関係局と連携を図りながら、市民救命士養成講習等の周知にも取り組んでまいります。

次に、福祉人材確保支援事業費についての御質問でございますが、電動アシスト自転車の購入補助につきましては、国庫補助事業である訪問介護等サービス提供体制確保支援事業を活用し、訪問介護事業所等の電動アシスト自転車の購入について、1事業所当たり30万円を上限として補助することにより、職場環境の整備を支援するものでございます。補助対象事業所は、資本金が5,000万円以下、かつ10事業所以下の法人が運営する訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護の各事業所とする予定でございます。約340事業所を見込んでおります。また、居宅介護支援事業所や訪問看護事業所と併設する訪問介護事業所等も含まれるものでございます。今後のスケジュールにつきましては、10月中旬頃から1か月程度申請を受け付け、国から補助金の内示があった令和7年4月7日から令和8年1月末までに購入した電動アシスト自転車を対象とする予定でございます。以上でございます。

○副議長 堀添 健 こども未来局長。

〔こども未来局長 井上 純登壇〕

○こども未来局長 井上 純 こども未来局関係の御質問にお答え申し上げます。

初めに、産後ケア事業についての御質問でございますが、本市におきましては、生後4か月以降の乳児を対象とする産後ケアは訪問型のみであり、施設において実施していないため、新たな加算の対象にはなりません。医療機関での宿泊ケア事業における支援の必

要性の高い利用者の受入れ加算と、宿泊型の産後ケアにおける夜間に職員配置を2名以上にしている施設への加算を今年度から実施したところでございます。

次に、わくわくプラザにおける配食サービスについての御質問でございますが、実施結果につきましては、今回の試行は本年7月から8月29日までの期間で実施しており、現在、保護者へのアンケート調査を行っているところでございまして、今後、回答内容を精査した上で、利用者のニーズ等を指定管理者や弁当事業者にも伝え、本格実施に向け、サービスの充実に努めてまいります。今後の対応につきましては、料金は各弁当事業者が配送料等も含め設定しているものと認識しており、弁当を持参する児童やわくわくプラザを利用しない児童等とのバランスを考慮した場合、本市による料金の負担は想定していないところでございます。

次に、放課後等の子どもの居場所づくりについての御質問でございますが、区分制につきましては、今年度の取組において、わくわくプラザを利用している児童や保護者のニーズを把握すること等を目的として、現行制度の範囲内で保護者による手続上の変更をせずに、区分制導入に向けた課題の把握、検証をしてまいりたいと考えております。今後につきましては、こうした取組の検証などを踏まえ、区分ごとの人員配置や安全対策などについても検討を進めてまいりたいと存じます。活動スペースの確保につきましては、現在も市と指定管理者等が連携しながら学校等と調整を行い、プラザ室に加え、利用できる特別教室などを確保しているところでございまして、引き続き、関係局等と連携しながら、児童が一日の大半を過ごしている小学校が放課後の居場所となるよう検討を進めてまいりたいと存じます。プラザ室につきましては、校舎内の一部や学校敷地を活用しており、児童が安心して快適に施設を利用できることが必要であると認識しております。毎年度、指定管理者等から修繕工事箇所を確認し、故障や破損等の状況を踏まえながら計画的な対応を図るとともに、設備等の急な故障等につきましても、指定管理者等と連携し、緊急的な対応を行っているところでございます。今後につきましても、指定管理者等と連携を密にしながら、必要な修繕箇所を把握し、施設設備の適切な維持管理をしてまいりたいと存じます。以上でございます。

○副議長 堀添 健 まちづくり局長。

〔まちづくり局長 宮崎伸哉登壇〕

○まちづくり局長 宮崎伸哉 まちづくり局関係の御質問にお答え申し上げます。

初めに、市営住宅についての御質問でございますが、市営住宅募集におけるオンライン化につきましては、新たな市営住宅管理システムの開発と併せ、オンライン手続かわさき——e-KAWASAKIにおいて、申込受付を実施できるよう、現在、システム間の連携や運用を見据えた研修等を行いながら、実施する上での課題や進め方を管理代行者である川崎市住宅供給公社と協議しておりまして、令和8年度中の定期募集からの開始を予定しているところでございます。

次に、新百合ヶ丘駅周辺のまちづくりについての御質問でございますが、当該地区につきましては、本年3月に新百合ヶ丘駅周辺地区まちづくり方針を策定し、にぎわいあふれる駅前空間づくりに向け、官民連携したオープンスペースの創出などに取り組んでいるところでございます。本年7月の実証実験につきましては、駅南口の歩行者デッキ下の公共空間において、隣接する商業施設「オーパ」と連携し、デッキ下のにぎわい空間の創出な

どに向け、歩行者空間の一部にテーブルやベンチなどを設置し、需要調査を実施したものでございまして、114件あった回答のうち、8割の方から駅周辺の休息場所として高い評価を得られたところでございます。テーブルやベンチの常設化につきましては、今回実施した利用者の需要調査だけでなく、歩行者への安全配慮や沿道権利者との合意形成など様々な観点から検討を進めることが重要であることから、今後も実証実験を継続しながら、昨年策定された道路空間活用基本方針を踏まえ、関係局区とも連携して取り組んでまいります。

次に、市営住宅における移動販売についての御質問でございますが、移動販売の試行実施につきましては、本年7月から5か所の市営住宅において行っているところでございまして、利用者からは、大変ありがたい、買い物に行くことができなかったのがよかった、団地内の住人とお会いでき話ができたのがよかったといった声をいただいております。移動販売が買物不便改善のみならず、団地内コミュニティの活性化にも寄与するなどの効果が確認できたところでございます。今後につきましては、事業者の選択方法をはじめとして、公平性、持続性の観点から事業手法を検討するなど、関係局とも連携して取組を進めてまいります。以上でございます。

○副議長 堀添 健 建設緑政局長。

〔建設緑政局長 河合征生登壇〕

○建設緑政局長 河合征生 建設緑政局関係の御質問にお答え申し上げます。

初めに、木月トンネルの冠水対策についての御質問でございますが、排水ポンプ及び電光掲示板につきましては、管理システム上の履歴により、正常に機能していたことを確認しております。今後の対策につきましては、他都市における類似事例や先進的な取組を参考にしながら検討を進めているところでございまして、引き続き、安全性の確保と被害の未然防止の強化を図ってまいります。

次に、ベンチの設置についての御質問でございますが、道路におけるベンチの設置につきましては、安全な歩行空間の確保や不適切利用などの様々な課題がございまして、高齢化の進展など、道路利用における様々なニーズが高まっていることから、これらへの対応が必要と認識しております。現在の取組状況といたしましては、高齢者の方や障害者の方などにも安全で利用しやすい道路環境とするため、令和6年には市内全駅を調査し、ベンチの設置状況と利用状況を把握したところでございまして、バリアフリー基本構想策定地区内における特定の経路等を対象として、設置に向けた検討を行っているところでございます。

次に、等々力緑地再編整備事業についての御質問でございますが、初めに、多摩川連絡橋につきましては、多摩川と等々力緑地の連続性の確保を目的として2か所に計画しており、北側については既存の宮内歩道橋を活用する計画に変更したところでございますが、バリアフリー対応は必要と考えておりますことから、新たに設置する南側の連絡橋において、車椅子利用者等が安全に利用できるスロープの整備を予定しているところでございます。次に、プールにつきましては、事業者の提案では、新アリーナに合築し、幼児プール、児童プール、大プールを整備する計画としておりまして、既存アリーナを活用することになった場合にはプールを別棟で整備する必要がありますことから、整備の方向性について改めて検討してまいります。次に、ドッグランにつきましては、整備を予定しているこも

れびの森において事業者が導入を検討しているところでございます。

次に、防犯カメラにつきましては、公園内各所に設置を予定しているところでございまして、園路やトイレ周辺には照明を配置する計画としております。また、トイレにつきましては、再編整備に合わせ、適切な数や配置となるよう計画してまいります。次に、等々力緑地へのアクセスにつきましては、周辺住民や公園利用者の利便性の向上が必要と考えておりまして、周辺の道路整備状況も踏まえながら、デマンド交通やパーソナルモビリティの導入などについて、事業者や関係局と調整してまいります。次に、健康促進、地域交流の取組につきましては、等々力緑地だからこそできる健康や幸福、社会的つながりを育むイベントの開催や自由提案施設でのワークショップの実施、地域との協働の取組など、緑地が一体となり地域全体のウェルビーイングにつながる公園となるよう事業者と共に取り組んでまいります。

次に、高齢者の買物支援の拡充についての御質問でございますが、公園を利用した移動販売につきましては、川崎市都市公園条例第3条に基づき、公園内で行商等を行う場合は公園管理者の許可を受ける必要がありますが、原則として公共目的以外の販売行為は許可しておりません。一方で、高齢者の買物支援等を目的とした移動販売につきましては、地域コミュニティの形成や活性化等に寄与し、行政の課題解決につながることから公共性が高いと考えており、基準などの整理を行っているところでございます。以上でございます。

○副議長 堀添 健 港湾局長。

〔港湾局長 森 賢一登壇〕

○港湾局長 森 賢一 港湾局関係の御質問にお答え申し上げます。

初めに、新規航路開設による取扱貨物量の状況についての御質問でございますが、本年6月に7年ぶりの新規航路となる日韓航路が邦船3社のコンテナ事業会社により開設され、毎週定期的に寄港しているところでございます。韓国の釜山港との航路が開設され、同社の航路網により釜山港経由で北米や欧州をはじめとする世界の主要港と川崎港が結ばれたことから、これまで川崎港を利用できなかった荷主の獲得に取り組み、産業機械や事務用機器等の輸出入が新たに開始されたところでございます。現在までに同航路を利用する荷主は、航路開設当初と比べて増加しているものの、船会社からはさらに取扱貨物を増やしていきたいと伺っております。本市といたしましても、航路の安定化のためにはコンテナ取扱貨物量を増加させる必要があることから、引き続き官民一体となって国内外へのポートセールス活動を推進してまいります。

次に、川崎港利用促進コンテナ貨物補助制度等の拡充についての御質問でございますが、本市におきましては、船会社や荷主から選択される川崎港を目指して、川崎港の新規利用や継続的な利用につなげるため、コンテナターミナルの利用料金の減額措置を実施するほか、平成23年度にコンテナ貨物補助制度を創設し、それ以降、船会社や荷主など、利用者のニーズに対応した改正を実施してきたところでございます。令和7年度につきましては、新規荷主やリーファーコンテナ貨物等を対象とした補助制度の単価増額や利用条件の緩和などの制度拡充を行ったところ、新規航路が開設された影響も相まって例年以上の補助申請件数となり、予算額の上限に達した結果、現在、申請の受付を停止している状況であり、本制度が川崎港への集荷に効果を発揮しているものと考えております。今後につきまして

も、引き続き、制度の効果を見極めつつ、利用者のニーズを的確に把握しながら、より効果的な支援について検討してまいります。

次に、荷役機械の脱炭素化を促進する取組についての御質問でございますが、川崎港におきましては、これまで本市やコンテナターミナルの指定管理者により照明のLED化及びCO₂フリー電力の導入等の取組を進めてきたところでございますが、川崎港の脱炭素化を実現するためには、民間事業者による荷役機械等の脱炭素化を促進することも必要不可欠であると考えております。本市といたしましては、ターミナルオペレーター等の民間事業者による水素燃料電池換装型荷役機械等の導入を促進するため、ニーズの把握や他港の事例調査等を踏まえ、支援策の具体化に向けて検討を進めてまいります。以上でございます。

○副議長 堀添 健 臨海部国際戦略本部長。

〔臨海部国際戦略本部長 玉井一彦登壇〕

○臨海部国際戦略本部長 玉井一彦 臨海部国際戦略本部関係の御質問にお答え申し上げます。

初めに、南渡田地区の開発事業に伴う交通対策についての御質問でございますが、川崎駅扇町線に接する南渡田地区におきましては、現在、民間事業者により、研究開発施設や商業施設の整備が進められているところでございまして、周辺におきましても、大規模な物流施設をはじめとする民間事業が複数進行していることから、川崎駅扇町線における交通対策が必要と認識しております。こうしたことから、南渡田地区における開発事業におきましては、川崎駅扇町線の浜町交差点から川崎港郵便局の区間において、交通の円滑化を図るため、右折レーンの増設などの道路改良を行う設計を進めております。交通管理者など関係機関との協議調整を着実に実施し、令和8年度からの工事着手を目指してまいります。

次に、創薬クラスターキャンパス整備事業費についての御質問でございますが、厚生労働省の創薬クラスターキャンパス整備事業につきましては、クラスターの取組を強化することを通じ、創薬エコシステムを構築することを目的としております。キングスカイフロントにおきましては、ライフサイエンス分野を中心に、約80の企業、研究機関が集積するとともに、イノベーションの核となるスタートアップの創出、成長に向けた支援に取り組んでおります。こうした中、厚生労働省の事業を活用し、国内外のアカデミアや支援機関等との連携により、創薬系スタートアップを経営面、技術面から一気通貫で支援する仕組みを構築するものでございます。本市の取組といたしましては、世界トップレベルの起業家人材を輩出している米国のUCバークレーと連携しグローバルアクセラレーションプログラムを実施する予定としており、創薬分野での海外展開を目指した起業家人材を育成するものでございます。その効果といたしましては、キングスカイフロントにおける起業家やスタートアップのさらなる集積と共同研究開発や協業の活性化、グローバルな展開を行うスタートアップの一層の輩出等を期待しているところでございます。以上でございます。

○副議長 堀添 健 危機管理監。

〔危機管理監 柴山 巖登壇〕

○危機管理監 柴山 巖 危機管理本部関係の御質問にお答え申し上げます。

初めに、災害対策基本法及び災害救助法についての御質問でございますが、今回の一部

改正につきましては、令和 6 年能登半島地震で得られた教訓を反映することを主眼に、高齢者等の要配慮者である在宅避難者などの多様な支援ニーズに対応するため、救助の種類に新たに福祉サービスの提供が追加されたほか、避難所の運営支援、炊き出し、被災家屋の片づけ等の被災者援護に協力する N P O ・ ボランティア団体等についての登録制度の創設、地方公共団体において物資の備蓄状況を年に 1 回公表することの義務化などの措置が講じられたものでございます。

次に、災害ケースマネジメントについての御質問でございますが、高齢者等リスクの高い被災者を必要な支援につなぐことで、災害関連死を減らすためにも、災害ケースマネジメントはその一助になるものと認識しており、そのためには、被災者一人一人の課題ごとに、必要となる団体と連携して対応することが重要であると考えておりますことから、昨年度の地域防災計画の改定において、被災者の状況に応じ、関係団体と連携して必要な支援を実施する体制を確保することを新たに位置づけたところでございます。これまでも、支援に必要と思われる関係団体と平時から顔の見える関係づくりを進めてきたところでございまして、今後も、被災者に寄り添った支援に向け、さらなる連携を図ってまいります。

次に、耳で聴くハザードマップについての御質問でございますが、自動音声読み上げ機能の活用は、視覚障害者のみならず、子どもから高齢者まで、スマートフォンを利用することによるハザードの確認やリスク回避につながるものとして、現在、複数都市で導入されていることを確認しているところでございます。一方で、災害時における避難誘導のリスクや近隣都市との面的な連携など課題もあるものと考えておりまして、近隣都市の導入状況なども勘案しながら、導入等について検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○副議長 堀添 健 幸区長。

〔幸区長 山口美穂登壇〕

○幸区長 山口美穂 幸区役所関係の御質問にお答え申し上げます。

高齢者の買物支援の拡充についての御質問でございますが、幸区古市場にある古市場ほえみ公園において、近隣の住民の方々から、公園を利用した移動販売の実施について御要望をいただいております。幸区といたしましても、高齢者等の買物不便解消にとどまらず、地域コミュニティの活性化や見守り支援にも寄与する取組として大変意義のあるものと受け止めており、この間、当該公園での試行実施に向けて、都市公園条例等の関係法令の取扱いをはじめ、課題の整理を関係部局と行っているところでございます。以上でございます。

○副議長 堀添 健 交通局長。

〔交通局長 水澤邦紀登壇〕

○交通局長 水澤邦紀 交通局関係の御質問にお答え申し上げます。

訴訟上の和解についての御質問でございますが、求償につきましては、本訴訟において、その要件となる故意や重過失について裁判所は判断をしておらず、弁護士意見等も踏まえますと行えないものと考えております。行為者である複数の職員に対しましては、個別に局の人事担当が事実確認等を行った上で指導するとともに、令和 4 年 9 月に訓戒等の人事措置を行っております。また、原告に対しましては、確認した事項や行為者に対する指導の内容を令和 4 年 2 月に人事担当からお伝えし、人事措置の状況につきましては労働審判

手続の中でお伝えをしております。ハラスメントへの対応につきましては個別具体的に対応することが重要でございますので、市役所全体の仕組みとして、従来から、ハラスメントに関する相談窓口として局の服務相談員などが個別に相談を受け、関係者にヒアリング等を行うことで、事案の把握と指導等の必要な対応を行っておりまして、交通局におきましては、令和6年4月にハラスメント専用の相談窓口を設置するなど、相談しやすい体制を整えてまいりました。こうしたことから、不特定多数の職員を対象とした調査等を実施した経過はございませんが、啓発パンフレットや研修において相談窓口の周知も行うなど、ハラスメントの防止に努めているところでございます。

本事案における当時の上司である係長につきましては、行為者の不適切な言動について把握をしておりましたが、ハラスメントに対する認識不足から、話し方への指導にとどまり、再発防止に向けた具体的な対応には至らなかったものと考えております。局の調査におきましては、関係職員に対する個別の聴取により事実確認等を行っておりまして、その方法や過程自体は訴訟上の争点になっていないことから、適切に行ったものと考えております。和解条項における遺憾の意の表明につきましては、和解の成立後に作成される和解調書に記載されることをもって公式な表明と解されることが一般的な取扱いであると理解をしております。以上でございます。

○副議長 堀添 健 教育次長。

〔教育次長 田中一平登壇〕

○教育次長 田中一平 教育委員会関係の御質問にお答え申し上げます。

初めに、体育館等の空調設備の整備についての御質問でございますが、市内事業者の積極的な活用につきましては、民間活用手法による整備においても重要であると認識しており、事業者選定時に市内事業者の活用を加点評価項目とするなど、受注機会を確保する仕組みを構築してまいりたいと考えております。工事時期につきましては、昨今の熱中症対策の必要性や災害の発生状況等を踏まえ、早期に空調設備の整備を行う必要があると認識しており、技術者や労働者、資器材の確保等も考慮したスケジュール調整が必要であるため、普通教室の空調更新やその他の工事等が集中する夏季休業期間以外の工事实施について今後検討してまいります。

次に、給食室の空調整備についての御質問でございますが、初めに、給食室の暑さ対策につきましては、これまで、空調未設置校にスポットクーラーを設置するほか、全ての自校調理校にアイスベスト及びアイスクャップを配付してまいりました。加えて、今年度につきましては、熱中症のおそれのある給食調理員を発見した場合の緊急連絡体制や実施手順等を各校で整備するとともに、熱中症の予防に向けた注意喚起や首元の冷却グッズの配付などに取り組んできたところでございます。次に、既設の給食室における空調設備の設置につきましては、工事期間が課題となることから、これまで、増改築等を契機に、可能な限り速やかに進めてきたところでございますが、熱中症対策は喫緊の課題であることから、今年度、空調未設置校のうち、小学校2校において短い工期で設置できるタイプの空調設備を試験的に設置いたしました。9月から給食が再開し、稼働を始めたところでございますので、その効果を検証しつつ、引き続き他都市の事例等も参考にしながら、今後の対応を検討してまいります。

次に、健康教育についての御質問でございますが、市立学校におきましては、人権尊重

教育を全ての教育活動の基盤として位置づけ、特別活動等において、生命や自己及び他者の尊重、よりよい人間関係の形成などについて学ぶとともに、体の発育、発達や心身の健康に関する知識について、体育科、保健体育科を中心に学習しているところでございます。こうした学習の実施に当たりましては、大学教授等の学識経験者をはじめ、医師や助産師などの医療従事者の知見を活用することも有効であると考えておりますので、今後、学校現場の意向を踏まえ、関係団体等と協議してまいります。

次に、障害の特性理解についての御質問でございますが、現在、特別支援学級に在籍する児童生徒や通常の学級に在籍し困難さを抱える児童生徒が増加していることから、障害の特性理解を深め、教員の指導、支援の質の向上を図ることが重要であると考えております。総合教育センターにおきましては、初任者研修や希望研修等で障害のある子どもの教育に関する知識や技能についての認識を深め、一人一人の障害の状態や教育的ニーズに応じた支援の在り方について学ぶ機会を設けているところでございます。全ての教員が必要な知識や適切な指導方法を学ぶことができるよう、今後、動画配信による研修や障害種別に応じたより専門的な研修を取り入れるなど、内容の充実とともに計画的な実施に努めてまいります。

次に、出前授業の活用についての御質問でございますが、中学校社会科や高等学校公民科では、職業の意義と役割、雇用と労働問題、租税の意義、社会保障の充実、安定化等について学習しており、これらにつきましては、将来、子どもたちが社会で自立した生活を送る際に必要とされる知識として習得することが重要であると認識しております。出前授業につきましては、例えば、租税教育に関しまして、川崎市租税教育推進協議会が開催している租税教室について各学校に周知するとともに、校長会、社会科に関わる研修会等で実施を呼びかけているところでございます。今後につきましても、各学校の実態に応じて子どもたちが現代の諸課題等を主体的に考えることができるよう、指導の充実に取り組むとともに、出前授業の活用について周知してまいります。

次に、心の健康に関する副読本の活用についての御質問でございますが、学習指導要領におきましては、高等学校では精神疾患の予防と回復が、小中学校では、不安や悩み、ストレスへの対処等が指導内容として示されており、いずれも保健の授業で扱っているところでございます。また、SOSの出し方につきましては、市立学校全校で実施する「かわさき共生＊共育プログラム」に位置づけ、SOSの出し方・受け止め方教育として、児童生徒が自分の心の健康状態を理解して、問題を認識する力や相談する力の育成を目的として、自身の心の痛みを自覚し、相談することの大切さに気づくためのエクササイズを実施しております。児童生徒が心の健康に関する内容を学ぶことは大切なものと認識しておりますので、今後、副読本の活用について各学校へ周知してまいります。

次に、学校司書についての御質問でございますが、市立小学校全校への配置の効果といたしましては、昨年度に学校管理職や図書担当教諭等を対象に実施した学校図書館等に関するアンケートにおいて、「学校図書館を利用する回数や調べる機会が増えた」、「教員からの選書の相談が増えた」、「書庫整理等、図書館の環境の向上が見られた」などの回答の割合が高かったところでございまして、子どもたちの読書活動の充実に寄与しているものと考えております。また、小学校全校への配置を踏まえ、115人の学校司書と21人の総括学校司書の役割分担等が課題と捉えており、今後、学校現場の実情を把握しながら、よ

り効率的、効果的な活用について検討してまいりたいと考えております。

次に、政令指定都市の取組及び本市の現状につきましては、文部科学省の令和 5 年度公立学校における学校司書の配置状況に関する調査の結果では、令和 5 年 5 月 1 日現在において小学校の学校司書を配置している割合が100%の都市は16都市、1 校専任の学校司書を全校に配置している都市は 8 都市となっており、中学校の学校司書を配置している割合が100%の都市は14都市、1 校専任の学校司書を全校に配置している都市は 8 都市となっております。本市では、昨年度に全小学校へ1 校専任の学校司書を配置しており、中学校及び特別支援学校においては21人の総括学校司書の巡回による対応としているところでございます。次に、中学校等への学校司書の配置につきましては、モデル的な取組も含めて、次期かわさき教育プランの策定作業の中で検討してまいります。以上でございます。

○副議長 堀添 健 市選挙管理委員会委員長。

〔市選挙管理委員会委員長 廣田健一登壇〕

○市選挙管理委員会委員長 廣田健一 高等学校への期日前投票所の設置についての御質問でございますが、選挙管理委員会といたしましても、高等学校への期日前投票所の設置は、新たに有権者となった生徒が初めて行う投票行動として、政治や選挙に対する意識醸成において貴重な経験につながると考えております。しかしながら、通学する生徒の住所により投票できる生徒が限られてしまうことなどの課題もございますので、本年 7 月執行の参議院選挙における県内の実施状況や効果などを確認してまいりたいと存じます。以上でございます。

○副議長 堀添 健 選挙管理委員会事務局長。

〔選挙管理委員会事務局長 山川浩己登壇〕

○選挙管理委員会事務局長 山川浩己 選挙管理委員会関係の御質問にお答え申し上げます。

初めに、開票事務の遅延についての御質問でございますが、本年 7 月執行の参議院選挙におきましては、事務従事者の負担軽減を目的に事務の効率化等を図るため、投票者数の報告等をエクセルファイルを用いた手法に変更したところでございますが、この設定に誤りがあつたことから、関係する多くの皆様大変御迷惑をおかけいたしました。その原因といたしましては、複数の業務を連携させて行うものであったにもかかわらず、関連する全ての業務を通した一連のリハーサルとなっていなかったことによるものと考えております。今後につきましては、再発防止に向け、リハーサル体制を強化するとともに、管理職を含めた組織的な確認作業を徹底してまいります。

次に、投開票所の環境についての御質問でございますが、夏の暑い時期に執行される参議院選挙につきましては、全ての投開票所における環境の整備が必要であると考えているところでございまして、空調設備のない体育館等を使用している投票所につきましては、各学校の御協力をいただきながら、空調設備のある特別活動室等へ変更する対応を行ってきたところでございます。しかしながら、本年 7 月執行の参議院選挙においては、投票所の運営に必要な十分なスペースやバリアフリーを踏まえた選挙人の動線の確保、施設のセキュリティの確保等の課題により、空調設備のある施設への変更が難しかった投票所も一定程度ございました。次回の参議院選挙に向けましては、他都市の効果的な取組事例について調査するとともに、教育委員会の協力を得ながら、早い時期から各学校と調整を

進めるなど、投開票所の環境向上に努めてまいります。

次に、不在者投票についての御質問でございますが、都道府県の選挙管理委員会が指定する病院や老人ホームなどの施設における不在者投票につきましては、入所者等が選挙権を行使する上で大変重要な制度であると考えております。選挙の執行に際しましては、不在者投票施設において円滑に投票することができるよう、当該選挙を管理する選挙管理委員会において、不在者投票施設向けの事務処理要領を作成し提供しているところでございます。本年10月執行の川崎市長選挙におきましては、施設にとってより分かりやすい事務処理要領の作成、提供とともに、入所者等に対しましては、投票所入場整理券に同封する啓発チラシや選挙特設ホームページにより本制度の周知を行うほか、新たに施設内に掲出する制度周知の掲示物を作成し、不在者投票の適正な実施と利用促進につなげてまいります。以上でございます。

○副議長 堀添 健 工藤議員。

〔工藤礼子登壇〕

○21番 工藤礼子 それでは、再質問をさせていただきます。

わくわくプラザの長期休業期間中の配食サービスについて再度伺います。本格実施を見据えた今後の料金低廉化を求めたところ、こども未来局長からは想定していないとの御答弁でした。現在行っているアンケート結果や利用者ニーズを踏まえた上で判断すべきですが、見解を伺います。同様のサービスを行っている横浜市と料金設定が異なる実態は課題です。見解と今後の取組を伺います。

○副議長 堀添 健 こども未来局長。

○こども未来局長 井上 純 わくわくプラザにおける配食サービスについての御質問でございますが、保護者へのアンケート調査につきましては、弁当の料金設定、量や味、利用した感想等の質問項目を設定しているところでございまして、今後、回答内容を精査してまいります。本市といたしましては、こうした利用ニーズ等を指定管理者等や弁当事業者にも伝え、本格実施に向け、サービスの充実に努めてまいります。料金設定につきましては、配食サービスを実施する自治体ごとに弁当事業や料金設定等が異なっているものと認識しております。本市におきましては、各弁当事業者が配送料等も含め料金設定をしており、現在、市の料金負担は想定していないところでございます。今後の料金設定に当たりましては、弁当を持参する児童やわくわくプラザを利用しない児童等とのバランスを考慮しながら検討してまいりたいと存じます。以上でございます。

○副議長 堀添 健 工藤議員。

○21番 工藤礼子 それでは最後に、意見要望を申し上げます。

川崎市平和館のSNS発信についてです。若い世代に平和の大切さを伝えるには、従来の広報に加え、SNSや動画などの双方向で参加できる発信をさらに強化していただきたいと思います。また、中高生による主体的な取組は大変意義深く、今後はフォトコンテストのような市民参加型の企画も積極的に導入していただくよう要望いたします。

次に、福祉タクシーについてです。約1万人の障害者手帳所持者を対象とした調査において約3,100名の市民から回答を得たことは、この問題に対する市民の関心の高さと制度改善への切実な期待の表れです。重要なのは、制度の柔軟性のみならず、利用者の多様なニーズに応えていく質の向上です。自動車燃料券の選択制も決して目新しい政策ではなく、

政令指定都市や近隣自治体において導入が進んでいます。総合計画の改定も控える中、移動に困難を抱える市民一人一人の実感、直面する課題に応えるためにも、早期の制度改善を要望いたします。

最後に、給食室への空調設備設置についてです。御答弁では、今年度、小学校2校に短い工期で設置できるタイプを試験的に設置したとのことでした。早期に効果検証し、効率的、効果的な全市展開に向け、取組を進めていただきますよう要望いたします。

それぞれ御答弁ありがとうございました。あとは委員会に譲り、質問を終わります。

○副議長 堀添 健 お諮りいたします。暫時休憩いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長 堀添 健 御異議ないものと認めます。およそ1時間休憩いたします。

午後0時8分休憩

午後1時10分再開

〔局長「ただいまの出席議員副議長とも55人」と報告〕

○副議長 堀添 健 会議を再開いたします。

休憩前に引き続き、代表質問を行います。共産党代表から発言を願います。29番、市古次郎議員。

〔市古次郎登壇、拍手〕

○29番 市古次郎 私は、日本共産党を代表して、2025年第3回定例会に提案された諸議案並びに市政一般について質問を行います。

核兵器廃絶についてです。市長は、8月9日、長崎の原爆の日に平和祈念式典に参加され、平和首長会議の被爆80周年記念総会に出席されたとのこと。平和首長会議は、この日、国内加盟都市会議において、核兵器廃絶に向けた取組の推進についてと題する石破総理大臣宛ての要請書を採択しました。市長もその場におられたことと思います。要請書では、核兵器が使用されるかもしれないという重大な情勢の下、国レベルの平和への取組をボトムアップで支え、核兵器廃絶に向けた動きを後押ししたいとして、一刻も早く核兵器禁止条約に署名、批准することを求めています。この要請書を採択した一人として、市長の思い、見解を伺います。

2024年度決算の特徴についてです。2024年度一般会計決算では、歳入総額が8,713億円、歳出総額が8,622億円となり、実質収支額はプラス65億円の黒字となりました。市税収入は30億円増の3,909億円で3年連続過去最高となり、これは、固定資産税が28億円増、法人市民税が企業収益の増により25億円増などによるものです。財政力指数は政令市で唯一1を超え、基準財政収入額が需要額を上回っており、政令市トップを続けています。そのため、政令市で唯一の普通交付税の不交付団体となっています。財政健全化指標は全て基準を下回っており極めて優良、1人当たりの市債残高は政令市の平均よりも9万円低く、借金の負担額が少ないのが特徴です。川崎市は政令市で平均年齢が最も若く、生産年齢人口割合が最も大きい都市で、人口推計でも今後10年間は増加を続けるため、市税収入の増加は今後10年続くと予想されています。このように、市税収入、財政力指数、財政健全化指標のどれを取っても、川崎市は政令市でトップクラスの財政力を持っています。収支フレーム

についてです。2024年度予算では157億円の収支不足が出るとしていましたが、決算では65億円のプラスとなりました。収支不足を何と220億円以上も過大に試算していました。我が党は予算・決算議会で何度も収支不足額が過大であると主張してきましたが、またまたそのとおりになりました。2024年度の収支不足額について、なぜこれだけの誤差が生じたのか伺います。

誤差の原因は収支フレームにあります。今後もこの収支フレームに沿って予算を立てれば、過大な収支不足額のために必要な予算が取れなくなります。これだけの誤差が出ている収支フレームは、他の自治体のように毎年決算をベースに見直しをして、実態に沿ったものにすべきです。市長に伺います。減債基金についてです。2024年度予算では減債基金から157億円借り入れる予定でしたが、決算では収支不足が出なかったため、借入れはゼロとなりました。減債基金残高は、一般会計分で見ると、積立額488億円、取崩し額314億円で2,940億円となり、1人当たりの残高は政令市平均の1.6倍にもなります。政令市の減債基金残高は多くが取崩し額の平均4年分ですが、本市の場合は8年分にもなります。減債基金からの借入れ507億円を差し引いた実質残高は2,433億円ですが、取崩し額4年分を差し引いても約1,000億円も多く、他都市と比べて極めて多い残高となっています。こんなにためる必要はありません。他都市のように残高を取崩し額4年分にすれば、市民のために1,000億円は使えます。物価高騰などで、市民生活、中小企業の経営が大変になっています。だからこそ、減債基金の積立額を減らして、市民生活・中小企業支援に回すべきです。市長に伺います。社会保障費と個人市民税についてです。社会保障費である1人当たりの扶助費の額は政令市の平均を下回っており、福祉予算である民生費も、政令市平均よりも約2万円低い状況です。一方、個人市民税は政令市平均より約3万円高く、政令市トップです。東京23区の住民税平均よりも高いのです。個人市民税は全国で最も高いのに、その税収が福祉、暮らしには十分還元されていないのではないかと、市長に伺います。

特別市についてです。川崎市は、指定都市制度の問題点について、指定都市と道府県の二重行政の存在と不十分な税制上の措置という課題があるとしています。市はこれらの課題解決のために、川崎市が原則として、県の仕事を全て担い、権限と財源を市に一本化し、二重行政を解消し、市民サービスが向上するとともに、県を通さず国と直接やり取りすることで、素早い対応が可能になるとして、特別市を目指すとしています。これに対して神奈川県は、2021年11月、特別自治市構想等大都市制度に関する研究会報告書を発表し、最近パンフレットも作成して、様々な角度から反論を述べています。市が指摘する指定都市の課題の一つである二重行政についてです。国で地方自治法が改正され、既に都道府県から指定都市へほとんどの事務、権限が移譲されています。県は二重行政について、これまでのように個別具体的な支障があれば、指定都市都道府県調整会議を活用して、施策の見直しや事務、権限の移譲等を行うことなど、具体的な解決を図るべきであるとしています。この間、この手順で県費負担だった教職員の給与負担を市に移譲しています。市は幼稚園の窓口や信号機の設置などを二重行政の例として挙げていますが、個別に対応すればよいだけの話ではないですか。市長の見解を伺います。課題の2つ目、税制上の不十分な措置についてです。県の報告書では、地方自治体全体が財源不足の中で、道府県、指定都市間の税源の奪い合いでは、根本的な解決にならないと述べ、地方税財政制度は国の法律によるものであり、本来の仕事量に応じた税財源は国に求めるべきであると主張していま

す。全くそのとおりだと思いますが、市長の見解を伺います。

さらに、県の報告書では様々な問題点を指摘しています。県の総合調整機能、広域行政についてです。県は、医療、警察など県内に偏在する地域資源を有効活用し、広域的なスケールメリットを生かした取組や市町村のバックアップといった取組を展開するなど、県内全域で総合調整機能を発揮しています。この機能が特別市になると、こうした県の総合調整機能に大きな支障が生じ、住民サービスが低下するおそれがあると指摘しています。例えばコロナ禍で川崎市は市内の病床が不足し満床状態となりましたが、県が入院・搬送調整をして、県内の病院に1,987人もの患者を受け入れてくれました。こういった感染症病床や精神病床の不足をどうするのか、医療提供体制にしても、今まで県が担っていた高度、特殊な専門的医療などはどうなるのかという問題もあります。警察については、県域を越えた広域事業をどうするのか、また、今まで県が担っていた警察本部、鑑識課、科学捜査研究所などの施設や警察官、職員は自前で持つのかという問題もあります。これらの県の総合調整機能をどうやって特別市で実現していくのか、市長の見解を伺います。県民、市民の負担についてです。現在、市内の県有施設は134施設あり、財産価格1,622億円にもなります。特別市側は、県有施設の移管・取得費用や債務引受額などは相当な額になると思われます。また、市が新たに整備する必要がある機関、施設もあります。公安委員会、労働委員会、警察本部など、これらの機関については、専門的な業務を担うため、専門人材の育成、配置などの新たなコストも生じてきます。さらに、特別市になれば、これまで県が担っていた事業を市が負担するようになります。例えば警察・交通機能の維持管理・運営費用、道路や河川の維持管理・改修費用、県有施設の維持管理・県営住宅、学校などの長期修繕費用などです。これらの莫大な費用の財源はどのように確保するのか、市長に伺います。

県や市の財政面の影響についてです。神奈川県は約6割が指定都市域から入っています。県の報告書では、仮に全ての県内指定都市が特別自治市に移行した場合は、県の財源不足は約680億円となり、この不足額は県の政策的経費の3分の1に相当し、これが失われれば、指定都市以外の県内市町村域では、県の行政サービスの水準維持が困難となるだけではなく、災害対応、新興感染症等対策、水源環境保全・再生といった県の総合調整機能にも影響が及ぶものと考えられるとしています。このように財源不足によって県民サービスの維持に困難をもたらすことについて、市長の見解を伺います。指定都市にとっても、特別市になれば、財産価値1,600億円の県有施設の取得費用や維持管理・修繕費用など、莫大な財源が必要になります。特別市になって県税を納めなくなったとしても、これらの支出が増えるために、逆に財政面でもマイナスになる可能性があると思いますが、市長に見解を伺います。

子育て支援についてです。小児医療費助成制度についてです。市長は8月25日の記者会見で、対象を18歳まで拡大し、一部負担金を撤廃する方針を述べられました。子どもたちの医療費に支援を求める市民からの陳情、請願は、議会図書室で確認できる限り1988年まで遡ります。それから37年間、1993年には10万筆を超える請願をはじめ、ゼロ歳から2歳、就学前、低学年、小学生、中学生、そして18歳までと繰り返し拡充を求める声が届き続けた中、ついに7月の文教委員会において18歳まで無料化を求める陳情が趣旨採択となりました。絶え間ない市民の声が市政を動かしたことは紛れもない事実であり、陳情趣旨にの

つつた方針を打ち出した点は歓迎するところです。しかし、記者会見の場では、この選択を苦渋の選択と表現されていました。その様子を伝えた記事には、子どものために使う13億円は苦渋の決断なんだ、苦渋の決断でおかしくないといったコメントが寄せられています。苦渋とは、物事が思いどおりいかず、苦しく、つらい思いという意味合いとなりますが、市民の多くの要望にそのような表現をすることは、首長の姿勢として不適切ではないでしょうか、伺います。

13.7億円の財源については、ほかの子育て予算から付け替え、削減など、あつてはなりません。ほかの福祉予算から付け替えなくても十分捻出できます。財政局長の見解を伺います。

拡充時期についてです。文教委員会で示されたスケジュールでは9月からの制度拡充となっていますが、遅過ぎます。一日でも早く制度拡充を行うべきです。伺います。やむを得ず9月からの制度拡充となってしまった場合、最低でも来年3月で経過措置が終了する小児ぜん息患者医療費支給事業は特例を設け、8月まで医療費の支給を延長するべきです。伺います。

多摩川格差について市長に伺います。東京都は今月から保育利用料がゼロ歳から無料になりました。学校給食も既に小学校、中学校ともに無料です。川崎市では、年収600万円から700万円の世帯が子どもを2人育てた場合、ゼロ歳から2歳までの保育利用料と公立小中学校の給食費で合わせて385万円もかかります。それが東京都であればゼロ円なのです。さらに、東京都は、018サポートといって、ゼロ歳から18歳まで子ども1人当たり月5,000円給付しており、子ども2人で計200万円ほどもらうことができます。私立の高校授業料も、東京都は所得制限なしで無償となっています。市長は8月25日の記者会見で、多摩川格差という言葉自体が非常につくられた、誘導するような言葉で、状況を全く表していないと思うと発言をしていましたが、多摩川格差は本市で子育てをしている人にとっては現実問題だという認識はあるのか伺います。また、市民は、保育園利用料の引下げや学校給食の無償化など、市としてできる経済的負担の軽減は積極的にやってほしいと望んでいます。市長はその望みに応えるのか伺います。

わくわくプラザについてです。放課後等の子どもの居場所に関する今後の方向性に関する中間報告の中で、わくわくプラザに区分制を導入する案が示されました。放課後児童健全育成事業をわくわくプラザのA区分、それ以外の全児童対策をB区分として分けるとのことです。A区分の子ども1人当たり1.65平米の専用区画を確保するものの、プラザ室だけで面積が足りなければ空き教室も活用すると委員会で説明がありました。放課後児童健全育成事業は子どもに生活の場を提供するもので、国の運営指針やその解説書にも生活の場としてふさわしい環境を整えることの重要性が強調されています。これらを鑑みると、わくわくプラザA区分は空き教室には頼らずに、定員を決めた上で既存のプラザ室のみで実施すべきですが、なぜそうしないのか伺います。

熱中症対策、子どもの遊びの保障についてです。気象庁は、今年の夏の全国の平均気温は平均より2.36度高く、統計のある1898年以降で最も暑かったと発表しました。保育園や学校では熱中症対策として暑さ指数を測定し、危険、WBGT31度以上のときは外遊び、プールは中止となります。外で体を動かして遊ぶことは子どもの心と体の発達のために必要なことです。夏休み中など学校等施設以外の子どもの遊び場が必要です。子どもたちが

毎日体を動かして汗をかいて遊ぶ、動的な遊びができることを保障すべきです。横浜市には各区にこどもログハウスという施設があり、ログハウスの中にはらせん滑り台、地下迷路、ネット登りなどの遊具があり、子どもたちが楽しく体を動かして遊ぶことができます。川崎市でも暑さの中でも子どもの動的な遊びを保障できるよう、横浜市のように各区にこどもログハウスをつくるべきです。伺います。

ひとり親家庭への支援についてです。来年に予定をしているこども・若者の未来応援プランの改定に合わせ、物価高騰の影響下にあるひとり親家庭の状況やニーズを把握し、改定策定に向けた参考資料として活用することを目的としたアンケート結果が公表されました。6,142件に配付し、2,475件から回答があり、94%が母子家庭です。90%が就労していますが、約半分がパート、アルバイトなどの非正規雇用、額面年収は200万円から300万円未満が最も高く、多くの方が中学生から高校生の子どものを育てている実態が浮き彫りになりました。食べ盛りの子どもの2人いるが、急激な物価上昇で、特にお米が高くて買えない、給食費を無償に、母子家庭への住居助成金が欲しいなど、本市施策に関する意見は484件も寄せられました。何とかしてほしいとの声に応え、自立を支えるためにも、財政支援を強化する施策を改定時の応援プランに盛り込むべきです。伺います。特に、民間賃貸住宅に居住する方が45.4%と最も多く、家賃も含む住居費は7万円から10万円未満です。年収が300万円未満に対し、住居費の負担はあまりにも重過ぎます。杉並区は区営住宅に落選したひとり親家庭世帯などに家賃補助施策を開始しました。杉並区のように家賃補助施策を創設し支援すべきです。伺います。

教育をめぐる環境整備についてです。いじめ重大事態調査についてです。本市が行っている令和5年度川崎市立小・中学校における児童生徒の問題行動・不登校等の調査結果によると、本市のいじめ認知件数は増加の一途をたどっています。いじめはいかなる形を取ろうとも人権侵害であることの認識に立ち、速やかな子どもたちへの寄り添った対応、実効性のある確実な再発防止が求められます。その対応を着実に行うためにも重要なのが、いじめ防止対策推進法に基づくいじめ重大事態調査です。調査に関するガイドラインによると、重大事態とは、いじめにより重大な被害が生じた疑い、またはいじめにより不登校を余儀なくされている段階を指し、これらの疑いが生じた段階から調査の実施に向けた取組を開始するとされています。報道によると、横浜市では市立中2年の女子生徒がいじめを苦に自死した事案で調査の着手が遅れたことを踏まえ、徹底した再調査を実施したところ、重大事態案件が59件確認されたとのこと。一方で、本市の2024年度から過去5年間の重大事態認定件数は3件です。あまりにも少な過ぎると思いますが、本市ではガイドラインに基づいた確実な重大事態調査が行われているのか伺います。児童生徒、保護者からの申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告、調査等に当たるとガイドラインに規定されていますが、2023年度は過去最高の5,472件のいじめ認知件数があったにもかかわらず、重大事態案件はゼロ件です。2023年度は児童生徒、保護者からの申立ては一切なかったのか、もしくは法の要件に照らして重大事態に当たらないことが明らかであるという理解でよいのか伺います。昨年8月に国のガイドラインが改定されていますが、本市の川崎市いじめ防止基本方針は2022年4月に改定されたのが最後で、重大事態への対処の部分には改定内容が反映されていません。その理由を伺います。ガイドラインの改定が反映されないまま、現在まで重大事態の対応を行ってきたのであればすぐに改める

べきです。横浜市のように再調査の検討も含め、今後の対応を伺います。重大事態案件の対応は学校と教育委員会が連携して対応するとされていますが、横浜市は再調査実施後、教育現場への負担軽減、再発防止、何より速やかな子どもの救済のために、今年度、いじめ対応専門の教育主事を12名増員し対応に当たっているとのこと。本市も専門の人員を増員、確保し、いじめ防止対策に当たるべきです。伺います。

学校給食室への空調設置についてです。市教委が昨年7月に実施した給食室における室温状況調査によれば、空調が未設置の給食室では室温が50度に達する状況が確認されました。また、調査に協力した79校の中で、労働安全衛生規則の改正に伴う熱中症対策の義務づけ対象となる気温31度以上の給食室は52校に達しています。一方、空調が設置されている27校では、ほとんどの給食室で平均室温が30度以下となっています。これはあくまでも平均室温であり、火を使用している状況では体感温度はさらに高く、調理員の方々にとって熱中症の危険が常に存在する職場環境であることが容易に想像できます。給食室への早急な空調設置が求められていますが、過去の答弁では、増改築等の機会に合わせて設置していくと繰り返し述べています。それでは遅過ぎます。今期、久地小学校と富士見台小学校で空調設置の実証実験が行われているとのことですが、すぐに効果測定を行い、早急に全ての給食室へ空調設置を進めるべきです。伺います。

体育館への空調設置についてです。8月27日の文教委員会での整備方針の検討状況ではPFI手法での検討を進める方向性が示されましたが、PFIでは地域経済の活性化が図られないばかりか、事業者選定や設計に時間がかかり、工事着手までに最低2年は必要です。市が行ったサウンディング調査でも、従来手法は速やかに施工に着手できるとの意見があるとおおり、早期設置を最優先に考えるなら従来手法での発注が最適です。従来手法での整備を進めるべきです。伺います。実際に早期設置に取り組んでいる横浜市や千葉市も一般競争入札で工事に着手しており、PFI手法などは採用しておりません。PFIのほうが早期設置できるという根拠について伺います。また、空調が設置されるまでの間、大型冷風機やスポットクーラーを稼働させるとブレーカーが落ちて使用不能になるという声が複数届いています。体育館の電気容量を増やすべきです。伺います。

議案第141号、川崎市多摩市民館の指定管理者の指定について及び議案第142号、川崎市麻生市民館、川崎市麻生市民館岡上分館、川崎市立麻生図書館及び川崎市立麻生図書館柿生分館の指定管理者の指定についてです。社会教育施設の運営には施設や職員の専門性や継続性が必要不可欠です。しかし、指定管理者制度の下では経費縮減のために人件費が削られ、その専門性や継続性が担保できなくなるおそれがあると私たちは指摘をしてきました。各議案によりどれほどの経費縮減が見込まれるのか伺います。

人権に関わる施策についてです。川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例についてです。7月に行われた参議院選挙期間中に、外国人差別や分断をあおる主張が公然と行われました。子どもを持つ外国にルーツのある本市住民の方からは、外国人バッシングが怖くて怖くてたまらない、守ってほしいと不安と悔しさが入り混じった声が寄せられました。根も葉もないデマを流し外国人を攻撃するやり方に、記者会見で各知事からの批判や懸念の表明が相次ぎました。7月に開催された全国知事会議の成果をまとめた青森宣言には、排他主義、排外主義を否定し、多文化共生社会を目指すと明記されました。本市としても、川崎市人権尊重のまちづくり条例の立場に立ち、排外主義を否定し、デマや差別を許さな

いとの毅然とした対処が求められます。市長に伺います。また、選挙期間中に見られたような条例の罰則規定に抵触しないヘイトスピーチであっても、外国人に対する憎悪をあおる言動や不当な差別的言動は許されないという姿勢を改めて示すべきではないでしょうか。市長に伺います。

川崎市内の朝鮮学校への運営費補助金の復活についてです。川崎市は2012年度まで朝鮮学校に対し運営費の補助を行っていました。しかし、神奈川県が補助金を打ち切ったことに伴い、就任直後の市長は2013年度に計上されていた運営費補助金を凍結、翌年度、運営費補助を廃止しました。その代わりに健康診断に要する費用や地域交流のための補助金になり、当初840万円あった補助金は236万円と4分の1近くになってしまいました。その結果、学校の運営は逼迫し、校舎の修繕や教員の給料の支払いにも困難を来し、保護者負担は授業料等を含め月額3万円を超え、経済的理由で朝鮮学校に通うことのできない子どもも生じています。川崎市の朝鮮学校に対する補助金は、全ての者の教育を受ける権利をうたった国際人権条約を日本が批准した翌年——1980年から交付されています。まさに人権の問題として始まりました。川崎市子どもの権利に関する条例では、子どもまたはその家族は、国籍、民族などを理由とした差別及び不利益を受けないことが明記されています。こども未来局長は昨年6月議会において、条例の対象とする子どもに外国人市民の子どもも含まれると明言しています。神奈川県が補助をやめたからと運営費補助を打ち切ることとは、本市の子どもの権利条例はもとより、外国人教育基本方針などに反しているのではないですか、市長に伺います。子どもの権利という立場から運営経費への補助を復活すべきと思いますが、市長に伺います。市内2つの朝鮮学校は来年80周年を迎えます。地域住民と共に多文化共生・交流事業を担う長く歴史のある朝鮮学校はほかになく、川崎市の誇るべきことです。多文化共生の拠点としての役割を発揮し、地域教育資源を生かした取組を行っています。教職員や保護者は、市長にぜひ一度学校を訪れていただき、子どもたちの学びや活動を御覧いただきたいと思います。市長の対応を伺います。

障害者施策についてです。障害者福祉サービスにおける介護ヘルパーの不足は深刻です。重度訪問介護、同行援護、行動援護など、重度障害者にとって生活するだけでなく、生きていく上でもどうしても必要な介護が人手不足でできない事態は何としても解消しなければなりません。重度訪問介護を24時間受けて独り暮らしをしている方は、ヘルパーの絶対数が足りないために、ヘルパーが病気になるなどシフトに入れなくなると代替りの人がいないので、御本人はトイレにも行けず、食事も取れなくなるということです。この間、介護人材確保や定着に関する取組をしていると言われますが、当事者からは、その実感はないと言われています。抜本的な処遇改善を行い、ほかの産業と肩を並べるような給与を保障するよう市として補助すること、専門職としてスキルを身につけた人材を育成するよう研修の機会を増やすべきですが、伺います。

高齢者施策についてです。特別養護老人ホームについてです。8月1日現在の待機者は、要介護4が675名、要介護5が461名を含む2,187名です。依然2,000名前後の方が待っています。一方、全市59の特養ホームの入居稼働率は95.9%でほぼ満床です。今年度まで296床増やす整備計画としているとの答弁がありました。待機者の人数と稼働率から見て、この計画整備数は特養ホーム自体が足りているという認識なのか伺います。政府の統計によると、推計する介護職員の必要数に対し、2026年度には約25万人が不足するとしています。

本市ではどれぐらいの人数が不足すると推計しているのか伺います。介護職員の確保は待ったなしです。市民から、介護職を目指している娘が居住支援特別手当など処遇のよい東京都で仕事を決めたと聞きました。介護職の処遇面でも多摩川格差が起こっています。流出を防ぐためにも東京都のような独自支援策の検討が必要ではないでしょうか、伺います。

高齢者世帯及び障害者世帯へのエアコン設置助成についてです。本市の今年6月から8月の熱中症で救急搬送された人数は速報値で584人、このうち、室内で発症された65歳以上の方は137人に上ります。137人の中で、エアコン設置なしが25世帯、1名の方がお亡くなりになっています。9月以降も高温が続くとされています。こうした高温化の中で、ほかの自治体では、高齢者や障害者世帯の熱中症対策としてエアコン設置補助が進んでいます。東京都では熱中症対策として、この8月30日から、エアコンのない65歳以上を対象に、エアコンの購入費用をそれまでの1万円から8万円に引き上げ補助します。前議会の質問に、国や他都市の動向を注視してまいりたいとの答弁でした。本市も市民の命に関わる問題として捉え、高齢者や障害者世帯へのエアコンの購入費用補助を今からでも実施することを求めます。伺います。

議案第144号、令和7年度川崎市一般会計補正予算、9月補正についてです。医療機関物価高騰対策支援事業費が組まれました。医療機関の光熱費の負担軽減を図るものとして実施されます。しかし、対象は有床の病院、診療所とし、ベッドのない無床診療所には適用されません。病院だけでなく診療所も非常に厳しい経営状況です。無床診療所からは、医薬品、医療材料費の値段が1.2から1.7倍と高騰している、今年はもっと経費が増える予想される、いつまで続けられるか閉院を検討中など、地域医療の崩壊につながりかねない実態があります。今回の補正予算を増額し、無床診療所も対象にすべきです。伺います。

中小企業支援についてです。物価高騰による材料費や人件費の増加は、中小、とりわけ小規模事業者の事業継続を脅かしています。この物価高騰や賃上げに対する自治体の支援が広がっています。6月議会でも紹介した岩手県の賃上げ支援金のほかにも、武蔵村山市では物価高騰の影響を受けた市内事業者に法人で一律5万円、個人事業者に一律3万円を給付します。調布市でも、事業所のある月の経費を6倍にした金額の20%を法人で30万円、個人事業主で10万円を限度に支給、そのほかにも政策金融公庫から借りた融資の利子分を20万円から50万円を限度に支給する仙台市など、様々な取組が自治体で行われています。市長は経営基盤の強化が必要と繰り返し答弁されてきましたが、苦境に立たされている市内中小・小規模事業者が今を乗り切る給付事業に踏み出すべきです。市長に伺います。

公契約制度の運用改善についてです。公契約制度は、本市において労働者の賃金を担保することで公共事業の品質の確保、地域経済の発展を図り、市民の福祉の増進に寄与するために必要な制度であることを、この間の議論で繰り返し確認をしてきました。市内建設組合が行った大手企業交渉の中で、条例の対象となる企業では、本人申告の職種で解体工の日給が2万1,992円のところ1万2,500円、内装工2万7,784円のところ1万4,000円しか払っていないことが明らかになりました。その企業からも作業報酬下限額が支払われていない実態を認めた発言があったとのこと。制度の趣旨からしても大問題であり、この事態を重く受け止め、早急な改善が求められます。作業報酬下限額が担保されない理由として、1つ目には元請以外の最終下請までに公契約条例遵守の周知がされていないとの指摘があります。千代田区では元請が下請に対し条例遵守の依頼文を発注し周知しています。

本市でも元請だけでなく最終下請まで周知すべきです。伺います。また、2 次、3 次などの下請からは、この発注額では決められた作業報酬下限額を支払うことができないとの声も届いています。本市の責任で最終下請まで聞き取りを行い、実態を把握して検証を行うべきです。伺います。2 つ目の理由として、条例を十分に理解していない現場従事者が見受けられていることが指摘されています。周知については配付するチラシの改善などを行っているとのことですが、それでは全く不十分です。厚木市や相模原市では、市の職員と公契約条例審議委員が合同で現場訪問を行い、周知を進める取組を行っています。以前より提案を行ってきましたが、本市も現場訪問を行い、実態を把握し改善策につなげるべきです。伺います。また、2018 年に制度理解や実効性を確認するために本市が行ったアンケートを再度実施することも有効です。この間、適切な時期に実施するとの答弁が繰り返されています。7 年もたち、これ以上の曖昧な対応は許されません。適切な時期とはいつなのか、具体的に伺います。

防災対策についてです。線状降水帯が発生し、1 か月の降水量が僅か半日で降るような豪雨がこの夏、各地で起きました。地球温暖化による気候変動により考えられないような降雨がどこでも起こり得ます。これまで以上の水害対策が喫緊の課題です。水害時の住民の避難は、台風なら何日も前に予想できるので、事前に食料なども用意して 3 階や 4 階のある避難所へ行くということになっています。しかし、今回の経験は、あっという間に川が増水してくるというものであり、万が一、多摩川や市内の河川が増水してきた場合、遠くの避難所まで行くことができるのか、しかも、その避難所に入り切れるのかということが問題になります。そこで、公的施設は開放し、津波避難ビルのように近所のマンションや民間のビルと協定を結んで、高いフロアを開放してもらう提携を行うべきと考えますが、伺います。災害時のトイレ対策についてです。8 月 28 日の総務委員会で、本市の災害時のトイレ対策方針案が示されました。2031 年をめどに全ての避難所を含めた 155 か所にマンホールトイレを設置していくとのことですが、担当する危機管理本部の人員は課長を含め 5 名とのこと。設置を担当する上下水道局も含め、遅れることなく確実な整備を行っていく人員体制等は確立されているのか伺います。トイレ対策方針にはスフィア基準に沿った取組が盛り込まれましたが、スフィア基準はトイレ対策だけではありません。今後も、居住スペースや飲料水の確保など、スフィア基準に沿った避難所整備を進めていくのか伺います。

議案第 128 号、災害用携帯トイレの取得についてです。携帯トイレを各避難所に 2 日分の備蓄をすることになっていますが、上下水道が 2 日で復旧するかどうかは本当に分かりません。また、在宅避難している人たちもトイレが使えなければ避難所のトイレを利用すると思われます。携帯トイレの備蓄は抜本的に増やすべきですが、伺います。

議案第 120 号、川崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。この議案は、地区計画を定める都市計画決定に伴い、等々力緑地公園地区整備計画区域を新たに条例の適用区域として追加し、建築物の用途の制限の緩和などを可能とするものです。前提となっている都市計画決定では用途地域の変更が行われていますが、これにより建設できる店舗等の合計床面積が 500 平米から 1 万平米以下に緩和されることになります。この変更によって、例えば飲食店等の店舗を伴う大型公衆浴場、いわゆるスーパー銭湯の建設が可能になるという解釈でよいのか伺います。

地球温暖化対策としての街路樹の整備についてです。前の議会で樹冠被覆率という考え方を提案しました。樹冠被覆率とは、一定面積の地面に対して高木の枝や葉が茂っている部分が占める割合を指し、ニューヨーク市は2035年までに30%、メルボルン市は2040年までに40%と目標を持って取り組んでいます。樹冠によって生まれる木陰が地上への日射を抑制し、気温の上昇を抑える効果は顕著で、研究者の調査では、直射日光の当たる路面温度は50度を超えているところで、樹冠の被覆によって路面温度が20度下がります。また、別の研究者は、樹冠被覆率を30%まで増やせば、暑さに起因して亡くなる方を40%減らせると述べています。本市のような都市部では街路樹が肝要です。そのためには、植える道路の環境、剪定の強度、落ち葉の処理など、樹木の種類や成長の度合いによって様々な対応が必要とのこと。東京都は街路樹等維持標準仕様書などで樹冠被覆率を上げるような街路樹の選定基準などを明らかにしています。建設緑政局長は研究するとの答弁でしたが、東京都などを参考にして温暖化対策に資する街路樹管理へ転換すべきですが、伺います。

羽田新飛行ルートについてです。2020年3月に運航が開始され、5年半が過ぎようとしています。南風時の15時から19時まで、1日当たりの便数は60便を上限としています。国土交通省からの直近までのデータによれば、2024年7月には29日間で1日当たり約53便、8月には25日間で約46便が運航されており、ほぼ毎日85デシベル前後の騒音を発生させながら、住宅街上空をパチンコ店の中にいるような音を立て3分間隔で運航が行われています。離陸直後は石油コンビナート上空を通過します。世界の航空事故の大半が離陸後3分間、着陸前8分間に集中しています。けが人や事故はなかったものの、今月2日に離陸直後のボーイングがエンジントラブルを起こし、緊急事態を宣言し羽田に引き返しました。また、我が党の国会議員からの国交省の調査によると、2024年度の羽田空港で発見された部品欠落は580件にも上っています。墜落事故や落下物などで万が一の事故が起こった場合、石油コンビナート地帯で働く労働者や住民の命の危険とともに、約27万人が避難を必要とする可能性があります。すごい低空過ぎて今にも落ちてきそう、ここは安心して住める場所ではないと不安の声が相次いでいます。住民や労働者が命の危険と隣り合わせで生活せざるを得ない状況をつくったのは市長です。1960年代に航空事故が相次ぐ中、市民の運動と市議会が全会一致で意見書を上げ、当時の市長も一体となり運動を起こし、1970年代に東京航空局長から原則として石油コンビナート上空は飛行しない旨の通知が発出されました。この通知によって川崎区は50年間、安全な空が守られてきました。しかし、市民や議会に諮らず、この通知を勝手にほごにしたのが市長です。市長はこれまで、羽田空港の機能強化の必要性を認識している、安全対策等を国に求めているなど、新飛行ルートを認める答弁を繰り返してきました。このまま住民や労働者への負担押し付けを続けるつもりですか、市長に伺います。自治体の長として、国の言いなり、市民の命や安全を国へ責任転嫁する姿勢はこれ以上許されません。海上ルートに戻すように国に要望すべきです。市長に伺います。

以上で質問を終わります。(拍手)

○副議長 堀添 健 市長。

〔市長 福田紀彦登壇〕

○市長 福田紀彦 それでは、私から、ただいま共産党を代表されました市古議員の質問

にお答えいたします。

核兵器廃絶についての御質問でございますが、今年は被爆、そして終戦から80年の節目に当たることから、8月9日に長崎で行われた平和祈念式典に、昨年の広島市に続き参列してまいりました。また、長崎原爆資料館を視察して、改めて戦争の悲惨さを実感するとともに、核兵器廃絶と恒久平和への思いを新たにいたしました。戦争体験者や被爆者の高齢化が進み、戦後生まれの方が9割となった今こそ、戦争体験を風化させず、より多くの市民の方々に戦争の悲惨さや平和の尊さを継承していく必要があります、特に次代を担う若い世代が平和について自分事として考え、その思いを共有できる環境づくりをすることが大変重要であると考えております。今後も訴求力の高い取組を行っていくほか、平和首長会議や日本非核宣言自治体協議会など国内外の自治体と連携を図りながら、核兵器廃絶に向けた様々な平和施策を推進してまいります。

財政運営についての御質問でございますが、収支フレームにつきましては、持続可能な行財政基盤の構築に向けた指針であり、本市の総合計画、実施計画や行財政改革プログラムの取組を反映して策定しているものでございます。毎年度の予算編成に当たりましては、収支フレームを基本としながら、様々な社会経済状況の変化等にも的確に対応しているところでございます。減債基金への積立てにつきましては、世代間の公平を図るために、市債の満期一括償還に備えて計画的に行っている償還そのものでございますことから、残高の多寡にかかわらず、責任を持って対応してまいります。財政運営につきましては、増嵩する社会保障関連経費に着実に対応するとともに、物価高騰や防災・減災対策など、乗り越えなければならない課題に対して的確に対応するため、市税を効果的に配分しているところでございます。

特別市についての御質問でございますが、特別市制度につきましては、我が国における少子高齢化や人口減少、長期にわたる経済の停滞などの深刻な危機を踏まえ、地方自治制度の抜本的な見直しを行い、日本を牽引すべき大都市が、その役割を十分に果たせる環境を整えることが重要であるとの認識の下、実現を目指しているものでございます。事務量に見合った適切な税配分につきましては、今後の特別市の法制化に向けた地方税財政制度の見直し等の検討の中で具体的に整理されていくものと考えております。広域的な対応につきましては、特別市は大都市としての豊富な地域資源等を積極的に活用し、基礎自治体同士の水平連携の中心的役割を果たす一方で、広域自治体である県は垂直補完にそのリソースを重点化することが重要と考えており、県と特別市が役割分担を行い、それぞれの役割に注力し連携を進めることで、日本全体における持続可能な行政サービスの提供につながるものと考えております。

費用負担につきましては、地方税財政制度は地方自治制度を財政面から支えるものであるため、県から移譲される事務事業に応じた財源配分が行われるものであると考えております。広域自治体において必要な財政需要につきましては、一義的には地方交付税で措置され、国、地方間の適切な税源配分や財政調整が可能となるよう制度の見直し等がなされるものと認識しており、また、特別市が基礎自治体同士の連携の中心的な役割を果たすとともに、県が特別市以外の市町村の補完、支援により一層注力することが可能となるため、県内市町村の行政サービスの維持向上に大きく貢献するものと考えております。施設の移管など特別市への移行に係る費用につきましては、特別市が法制化された後、移行に向け

た県と市の協議の中で、効率的、効果的な行政運営の観点などを総合的に勘案しながら決定していくものと考えております。

小児医療費助成制度についての御質問でございますが、本制度につきましては、本来、自治体間で差異のある取組ではなく、国の責任において全国一律の制度として構築すべきであるという考え方に変わりはありませんが、近隣自治体との均衡を図るため、拡充について判断したところでございます。この間、国に対して要請を行い、その動向を注視してまいりましたが、依然として国の動向が見えないことから、そのように判断したものでございます。

子ども・子育て施策についての御質問でございますが、子ども・子育て施策につきましては、全国一律の基準により実施されるべき子どもの医療費や保育料等、子育て支援の基盤となる行政サービスと、地域の実情に応じた自治体ごとの創意工夫の取組が一つのパッケージとして機能していくものと考えているところでございますが、現状は子育て世帯に対する給付の多寡における過度な自治体間競争によるサービスの格差が生じ、不平等感につながっていることに強い危機感を持っております。本市におきましては、保育・子育て総合支援センターの整備をはじめとした切れ目のない相談支援体制の構築など、安心して子育てできる環境づくりに向けた取組を着実に進めてきたところであり、今後も、子育て支援の基盤となるサービスについては国への要望を継続しながら、社会環境の変化を踏まえた本市としての子育て支援を総合的に進めていくことが重要であると考えております。

川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例についての御質問でございますが、この条例は、差別を生まない土壌を築き、公正な社会の実現を目指したものでございまして、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向け、厳格な運用をしていくことが重要であると認識しております。一方で、本邦外出身者に対する不当な差別的言動以外の不当な差別についても許されるものではないと考えております。今後も、条例の目的と意義を踏まえた取組をしっかりと行っていくとともに、強い決意を持って、全ての市民がこの川崎のまちにおいて個人として尊重され、生き生きと暮らすことができる人権尊重のまちづくりに努めてまいります。

外国人学校補助金についての御質問でございますが、本市では平成24年度まで、神奈川県が行う経常費補助を補完する立場から、整備費、研修費に係る経費の一部や、保護者が負担する学費の一部について補助を行ってまいりましたが、平成25年度につきましては、学校運営そのものに対する補助金は交付しないこととしたものでございます。しかしながら、市内に在住する全ての子どもが地域で安全かつ健やかに育っていくための支援は必要との考えから、平成26年度に児童の健康維持や安全の確保等に係る経費を対象とした健康・安全事業補助金と、公立学校等の児童等との文化的・体育的交流事業を目的とした多文化共生・地域交流事業補助金を創設し、事業を推進しているところであり、これらは本市の子どもの権利に関する条例の理念に沿ったものと認識していることから、今後につきましても現行制度の取組を着実に進めてまいりたいと存じます。また、学校、施設等への視察につきましては、必要に応じ、適時適切に対応しているところでございます。

中小企業支援についての御質問でございますが、市内中小企業の経営環境につきましては、物価高騰や人手不足などの影響により大変厳しい状況にありますことから、本市におきましては、市内中小企業の資金繰りの円滑化や、国の交付金を活用したデジタル技術や

生産性向上を図る設備の導入により、経営の安定化や競争力の強化に向けた総合的な支援に取り組んでいるところでございます。今後につきましても、厳しい経営環境にある事業者の持続的な経営の実現に向けて、市内中小企業の経営基盤の強化が図られるよう、しっかりと支援してまいりたいと存じます。

羽田新飛行経路についての御質問でございますが、新飛行経路につきましては、将来に向けて我が国全体の持続可能な経済成長、発展を果たすため、国の首都圏空港機能強化の具体化に向けた協議会において、羽田、成田両空港の処理能力拡大に向け、令和元年に飛行制限に係る運用上の見直しをすることが示されました。その後、同年に東京航空局長から新たな飛行制限について通知がなされ、新飛行経路の運用が開始されたものでございます。本市といたしましては、住民や企業の理解を得ることが重要と考え、これまで国に対して、より分かりやすい資料提供や説明を求め、継続的な住民説明会などの対応がなされてきたところでございます。羽田空港の機能強化につきましては、その必要性を認識しているところでございまして、新飛行経路に関する安全対策等について、国にその対応を求め、責任を持って対応する旨の回答を得ておりますので、引き続きその対応状況を確認してまいります。以上でございます。

○副議長 堀添 健 財政局長。

〔財政局長 斎藤禎尚登壇〕

○財政局長 斎藤禎尚 財政局関係の御質問にお答え申し上げます。

初めに、決算についての御質問でございますが、令和6年度決算におきましては、予算に対して市税や交付金が増収となったほか、庁舎、学校等の光熱費や、保育所の利用児童数、新型コロナワクチンの接種件数が見込みを下回ったことに伴う歳出の減などにより、最終的に収支不足とならなかったものでございます。

次に、小児医療費助成制度についての御質問でございますが、制度の拡充に必要な財源につきましては、令和8年度予算編成や、現在改定作業を行っている今後の財政運営の基本的な考え方の中で適切に調整を行ってまいります。また、国に対して、小児医療費助成制度が全国一律の制度として実施されるよう引き続き要請してまいります。

次に、公契約制度についての御質問でございますが、制度の周知につきましては、契約締結の際に受注者に対し、下請事業者も含めて公契約制度の遵守について徹底するよう依頼しているところでございます。本市の発注する特定工事請負契約におきましては、全ての労働者が作業報酬下限額以上の賃金を受け取ることができるよう受注者に義務づけ、また、各建設関係団体に対しましては、下請契約における請負代金の設定及び代金支払いの適正化に努めるよう、通知等の発出により要請しているところでございます。労働者への周知につきましては、ポスターの掲示のほか、公契約制度の概要等をまとめたチラシを配付するとともに、任意の取組として、労働者がどの職種に該当するかを確認書にサインしてもらうなどの取組を行っているところでございます。なお、必要に応じて現場訪問を行い、公契約制度の周知に関する取組状況の確認を行っているところでございます。また、公契約制度に関するアンケートにつきましては、制度改正を実施した場合など、その影響等を把握するために実施するものと考えております。以上でございます。

○副議長 堀添 健 環境局長。

〔環境局長 中山健一登壇〕

○環境局長 中山健一 環境局関係の御質問にお答え申し上げます。

災害用携帯トイレについての御質問でございますが、災害時における避難所のトイレ対策につきましては、既設トイレの使用可否の確認やマンホールトイレ等の設置に一定の時間を要することを想定し、発災から2日間は利用方法が容易ですぐに使用することができる携帯トイレにより対応することを原則としております。その上で、今後整備するマンホールトイレや既に備蓄している仮設トイレと複合的な対応を行うとともに、国や協定に基づく支援などを活用することを想定しており、携帯トイレの備蓄としましては、今回の調達で一定程度確保できるものと考えております。また、家庭におきましては、トイレの使用可否の確認方法や携帯トイレの備蓄など、市民の自助、共助への意識を高めることが重要と考えておりますので、具体的な行動につながるよう、関係局区と連携しながら普及啓発に取り組んでまいります。以上でございます。

○副議長 堀添 健 健康福祉局長。

〔健康福祉局長 石渡一城登壇〕

○健康福祉局長 石渡一城 健康福祉局関係の御質問にお答え申し上げます。

初めに、介護・福祉人材の確保等についての御質問でございますが、介護・福祉人材の確保につきましては、市内の事業所に採用された従業者への家賃補助や、初任者研修等の受講料に係る補助等を実施しているところでございます。また、他の産業と比較して賃金水準が低いことや、住宅1畳当たりの家賃が高いといった実態があることから、国に対してさらなる処遇改善と住居費負担の軽減について、継続的に要請しているところでございます。人材育成につきましては、重度訪問介護従業者養成研修や医療的ケア児等支援者養成研修など、総合研修センターにおいて様々な研修を実施しているところでございます。

次に、高齢者施策についての御質問でございますが、特別養護老人ホームにつきましては、第9期かわさきいきいき長寿プランに基づき整備を行っているところでございまして、本年9月1日に旧長沢荘寿の里建て替えによる後継施設としてラスール長沢が開設し、現在、市内60か所を整備したところでございます。さらに、既存施設の増床により、今年度、74床の整備を予定しているところでございます。介護人材につきましては、同プランにおいて、国から提供されたワークシートを用いて介護職員の需要を推計し、令和7年度は約2万3,000人、令和22年度は約3万1,000人と、約8,000人増加すると見込んでおります。介護職員等の確保・定着支援につきましては、本市独自事業として介護職員の家賃補助、介護職員初任者研修・実務者研修の受講料全額補助及び介護人材マッチング・定着支援事業を実施するほか、今年度からは介護支援専門員更新研修の受講費用の全額補助や、カスタマーハラスメント相談窓口の設置など、新たな取組も進めているところでございます。

次に、高齢者・障害者世帯へのエアコン購入等の助成についての御質問でございますが、夏季に健康を保持し、熱中症を予防するためには、エアコンの活用に加え、適切な水分補給や服装などによる体温調節が重要であり、高齢者だけではなく、障害児者、乳幼児、難病患者などのほか、体調の優れない方や肥満の方、暑さに慣れていない方など、広く注意や対策が必要であると認識しております。こうしたことから、市民の皆様が効果的な熱中症対策を行えるよう様々な形で注意喚起をしていくとともに、引き続き国や他都市の動向を注視してまいりたいと存じます。

次に、医療機関物価高騰対策支援事業費についての御質問でございますが、本事業は国

の予備費により追加された重点支援地方交付金を活用した事業であり、24時間病床を稼働させる必要があり、光熱費や食材費の高騰による影響をより大きく受ける入院機能を有する病院及び有床診療所を支援の対象としたところでございます。今後も地域医療を守るため、あらゆる機会を捉え、他の自治体とも連携を図りながら国への要請を行ってまいりたいと存じます。以上でございます。

○副議長 堀添 健 こども未来局長。

〔こども未来局長 井上 純登壇〕

○こども未来局長 井上 純 こども未来局関係の御質問にお答え申し上げます。

初めに、小児医療費助成制度についての御質問でございますが、拡充の実施時期につきましては、昨今のシステム改修に係る事情や現在交付している医療証の有効期限等を考慮した結果、令和8年9月からの実施が適切であると考えております。小児ぜん息患者医療費支給事業につきましては、他の疾患との公平性の観点に鑑み、特定の疾患に医療費を助成し続けることは困難と判断し廃止したものでございまして、経過措置期間についても令和7年度末で終了することとしております。

次に、わくわくプラザについての御質問でございますが、子育て家庭のニーズの多様化から、利用ニーズが異なる児童が同じ過ごし方をしている現状があり、わくわくプラザ事業の再構築が必要と考えていることから、区分制の導入等に向けた検討を進めているところでございます。現在のわくわくプラザ事業は、定員を定めず、利用する全ての児童が通い慣れている小学校施設を活用して、生活の場として安らげる時間と空間を確保することを目的として実施してきているところでございまして、再構築後も同目的に沿った事業展開が必要と考えております。

次に、子どもの遊び場についての御質問でございますが、天候にかかわらず自由に過ごすことができる遊び場は、子どもの健やかな成長を促す上で重要であると考えており、子どもが体験活動や遊びの機会、親以外の他者との交流等を通じて、想像力や好奇心、思いやり等を育むことにもつながるものと認識しております。本市におきましては、おおむね中学校区ごとの身近なエリアに地域子育て支援センター及びこども文化センターを設置し、子どもの年齢に応じて涼しい屋内で自由に遊べる場を提供しており、地域で活動する団体の利用や多世代交流の場としても活用できるものとなっております。今後につきましても、地域の中で子どもを中心に様々な世代の人たちがつながりを持ちながら、子どもが健やかに成長できる環境づくりを進めてまいります。

次に、ひとり親家庭への支援についての御質問でございますが、本年5月に実施したひとり親家庭に関するアンケート調査の結果を踏まえ、現在策定中の第3期川崎市こども・若者の未来応援プランにおきましては、ひとり親家庭等が抱える様々な生活課題を受け止め、総合的に支援していくことが重要であり、ひとり親家庭等にとって最も重要な経済的支援を中心として、子育て・生活支援や養育費確保などの事業とともに、長期的な経済的自立に向けた就業支援を実施し、より安定した生活の維持と将来の子どもの自立につなげてまいりたいと考えております。住宅の支援につきましては、就労促進によりひとり親家庭の経済的自立を後押しするため、国の補助事業である高等職業訓練促進資金貸付事業(住宅支援資金)を、資格取得に向け養成機関等で修業しているひとり親に対する返済免除規定のある家賃貸付けとして実施しており、今年度から一月当たりの貸付額の上限を4万円

から7万円に増額したところでございます。引き続き、親と子の将来の自立に向けて、実態を把握しながら、ひとり親家庭に寄り添った取組を進めてまいります。以上でございます。

○副議長 堀添 健 まちづくり局長。

〔まちづくり局長 宮崎伸哉登壇〕

○まちづくり局長 宮崎伸哉 まちづくり局関係の御質問にお答え申し上げます。

等々力緑地公園地区に関する条例についての御質問でございますが、等々力緑地公園地区につきましては、等々力緑地再編整備実施計画に基づき、等々力緑地の目指すべき将来像の実現に向け、市民活動やスポーツの拠点として地域の活性化を図るため、必要な都市計画の見直しを行ったところでございまして、本条例は、観覧場を有する運動施設を主体とした適切な土地利用を図るとともに、周辺の住宅市街地に配慮した環境の維持保全を図るため、建築物等の高さの最高限度等について地区計画に定めた内容を建築基準法に基づく条例として定めるために制定するものでございます。当地区における建築物の用途の制限は、用途地域を変更したことにより敷地ごとの店舗等の面積の上限が引き上げられるものの、大型の公衆浴場については、変更前の用途地域と変わらずその建築が可能でございます。以上でございます。

○副議長 堀添 健 建設緑政局長。

〔建設緑政局長 河合征生登壇〕

○建設緑政局長 河合征生 建設緑政局関係の御質問にお答え申し上げます。

街路樹の維持管理についての御質問でございますが、本市の街路樹につきましては、美観の保持や樹形等の調整などを目的に、川崎市街路樹管理計画に基づき剪定管理を行っているところでございます。樹冠被覆率は、樹木がもたらす地球温暖化・ヒートアイランド対策につながる緑の効果を測る指標の一つであると考えており、昨今の酷暑を踏まえると樹冠を大きくする剪定管理は必要なことと認識しております。一方、樹冠を大きくすることは、交通標識や街路灯など様々な施設との競合や、近隣家屋への枝葉による影響などの課題もあることから、生育環境や樹木特性を踏まえ、温暖化対策に資する適切な剪定管理について調査研究してまいります。以上でございます。

○副議長 堀添 健 危機管理監。

〔危機管理監 柴山 巖登壇〕

○危機管理監 柴山 巖 危機管理本部関係の御質問にお答え申し上げます。

防災対策についての御質問でございますが、初めに、水害時の避難につきましては、マイ・タイムラインで御自身の状況を整理し、安全が確認される場合の自宅待機、親戚・友人宅等への避難や、屋外避難が困難な場合の上階への避難などの防災行動を平時から検討いただくよう啓発を進めているところでございます。また、水害時における公共施設の活用としては、状況に応じて避難所のほか、他の公共施設や避難所補完施設等を活用するなど柔軟に対応することとしており、民間施設の活用としては、地域コミュニティの中で主体的に取り組んでいただくことが地域防災力の向上において重要と考えておりますので、地域の状況等に応じて関係局区と連携し、必要な支援を行ってまいります。

次に、マンホールトイレの整備につきましては、今年度、危機管理本部及び上下水道局においてトイレ対策に係る職員を増員し、現時点では業務量に応じた配置になっているも

のと考えております。現在、マンホールトイレ整備に向けた基礎調査などの対応を進めており、また、次年度から整備事業に着手することから、業務量等を踏まえ、関係局と調整を図りながら必要な体制を整備し、着実に事業を推進してまいります。次に、避難所の環境整備につきましては、指定避難所となる小中学校において、開設不要型応急給水拠点に既に整備され、現在、体育館等への空調設備整備や、避難所におけるマンホールトイレを軸としたトイレ対策を進めているところでございまして、今後も、スフィア基準を踏まえて改定された国の避難所運営等避難生活支援のためのガイドラインに基づき、生活空間の確保のための新たな備蓄物資の導入を進めるなど、避難所の質の向上に取り組んでまいります。以上でございます。

○副議長 堀添 健 教育次長。

〔教育次長 田中一平登壇〕

○教育次長 田中一平 教育委員会関係の御質問にお答え申し上げます。

初めに、いじめの重大事態の調査についての御質問でございますが、いじめの重大事態の調査につきましては、国のいじめの重大事態の調査に関するガイドラインに基づき、事案に応じて対応しているところでございます。次に、令和5年度につきましては、同年度内に重大事態の調査を開始した事案はございませんでしたが、児童生徒、保護者からの申立てにより翌年度に調査を開始したものがございます。次に、いじめ防止基本方針につきましては、平成25年10月に国のいじめの防止等のための基本的な方針が策定されたことを踏まえて、本市においても平成26年5月に策定いたしました。この方針については、その後、国の方針の改定や本市における重大事態調査報告の提言を踏まえて、適切に改定を行ってきたところでございます。いじめの重大事態の調査に当たりましては、国のいじめの重大事態の調査に関するガイドラインを直接参照し、これに基づいて対応しているところでございますが、学校現場や事務局職員が共通理解の下に事案に対応できるよう、それらの整合性について確認しながら、本市の方針につきましても必要に応じて改定を検討してまいります。次に、重大事態への対応に当たりましては、引き続き、学校現場との情報共有を行いながら、国のいじめの重大事態の調査に関するガイドライン等にのっとり、事案に応じて調査及び公表等の対応をしてまいります。次に、調査の体制につきましては、いじめの認知件数が近年増加傾向にあり、重大事態の調査を行う事案についても増加することが想定されることから、他都市の事例を参考に検討してまいります。

次に、給食室の空調整備についての御質問でございますが、既設の給食室における空調設備の設置につきましては、工事期間が課題となることから、これまで増改築等を契機に可能な限り速やかに進めてきたところでございますが、熱中症対策は喫緊の課題であることから、今年度、空調未設置校のうち小学校2校において、短い工期で設置できるタイプの空調設備を試験的に設置いたしました。9月から給食が再開し、稼働を始めたところでございますので、その効果を検証しつつ今後の対応を検討してまいります。

次に、体育館等の空調設備についての御質問でございますが、事業手法につきましては、空調未整備の体育館155棟のうち、直近で予防保全、再生整備を予定している体育館及び大規模な体育館については従来手法により整備し、それ以外の体育館についてはPFI等の民間活用手法で整備する方向で検討を進めているところでございます。早期整備の検討につきましては、従来手法の場合、単年度に扱える棟数に限りがあり、設計、施工に長期間

を要しますが、民間活用手法であれば、設計、施工、工事監理等の契約を一括して発注することができ、単年度により多くの学校を扱えることや、事業契約期間中の機器調達を計画的にできるため、工事延長リスクを低減できることから、早期整備が可能になるものと考えております。次に、体育館の電気容量につきましては、十分に確保しているところですが、同一の電気回路に同時に複数の大型冷風扇等を使用することで容量以上の電気が流れ、ブレーカーにより安全のため回路を遮断することがありますので、学校から相談があった場合には複数の回路に分散して使用するよう説明してまいります。

次に、指定管理者制度の導入についての御質問でございますが、指定管理予定者の提案額に基づき、現行の業務と比較して経費を試算いたしますと、昨今の人件費の高騰による影響を指定管理料の上限額に反映したことにより、単年度で多摩市民館では約10万円、麻生市民館・図書館等では約100万円の縮減効果を見込んでいるところでございます。以上でございます。

○副議長 堀添 健 市古議員。

〔市古次郎登壇〕

○29番 市古次郎 再質問の前に意見を述べます。

ひとり親家庭への支援についてです。ひとり親家庭への家賃補助制度の創設を求めたところ、国の補助事業である家賃貸付けがあるとの答弁でした。返済免除のためには要件があり、2023年度の適用件数は2件でした。これで支援をしていると言えるのでしょうか。家賃負担が重くのしかかるひとり親家庭に対し、杉並区のような独自支援を行うよう強く求めます。

障害者施策についてです。重度障害者の介護ヘルパーの不足について伺ったところ、今行っている施策について紹介されました。国に求めているばかりでは、いつになったら処遇が改善されるのでしょうか。現場からは、まさに今、人がいなくてトイレにも行けないという声が上がっています。本市が直接乗り出せばいいのです。研修の機会の増加も含め大幅な処遇改善を行って、障害福祉に意欲がある人が希望を持って働けるようにすることを強く求めます。

特別養護老人ホームについてです。待機者が2,187名、現施設はほぼ満床の状況から、特養ホームは足りているという認識なのかとの質問に対して、計画に基づき整備をしているとの答弁でした。来年度以降、新規整備が全くない現在の計画自体が全くの不十分です。必要とする方が適切な時期に入居できるような計画の抜本的見直しを求めます。

再質問を行います。

特別市についてです。県が不足する財源については国が税源配分などで見直しをするという答弁ですが、何の保証もありません。県有施設の取得、移転、新設の費用については、県との協議の中でという答弁ですが、県は猛反対しており、話し合いできる段階ではありませんし、特別市の市民が負担することは明らかであり、その金額も莫大です。総合調整機能である広域行政については、県は垂直補完するという答弁ですが、県は、指定都市からの財源を失えば行政サービスは困難になると言っているのです。特別市が失う県からの行政機能については、自治体同士の水平連携でという答弁ですが、どのようにカバーするのかの答弁もありません。警察機能はどうするのでしょうか。これら市の答弁は県の反論に対する答えになっていません。県が反対する理由についてです。県が反対する最大の理由

は、指定都市に県庁所在地があるという点です。多くの指定都市は県庁、県警本部、県議会など県の主要な行政、県政の機関が集中しています。このような指定都市が独立するとなれば県はどこでどのように県政を行えばよいのか、市長に伺います。これらの機能を移転するにしても、移転費用は少なくとも数百億円はかかります。そんなことをすればそれぞれの地方の財政が破綻すると思いますが、市長に伺います。このように県政機能そのものを失いかねない構想を県民は納得すると思いますか、市長に伺います。

小児医療費助成制度拡充に必要な財源について市長に伺います。決算の特徴で触れたとおり、収支は65億円の黒字で、市税収入は3年連続過去最高となっています。13.7億円の財源は十分捻出できます。ほかの福祉予算は削らずに拡充を実施することをお約束いただけますか、市長に伺います。

多摩川格差についてです。市長は不平等感につながっているとの認識を示しました。しかし、川崎市に引っ越して、想定以上に子育てにお金がかかり人生設計が狂った、お金のことを考えるとストレスで夜も眠れないといった声が寄せられています。保護者は不平等感では到底済まされない大きな苦しみを抱えているのです。他都市のような経済負担の軽減が切実に求められているのに、実施の検討すらせずに国に全ての責任を転嫁するのは、地方自治体の基本である住民の福祉の増進に背を向ける行為ではないでしょうか、市長に伺います。

朝鮮学校への運営費補助金の復活についてです。答弁では、学校関係者の市長にぜひ学校を訪れてほしいとの願いに、必要に応じて適時適切に対応しているとのことでした。しかし、朝鮮学校への訪問は一度もありません。朝鮮学校のお子さんたちは、排外主義が台頭してくる中で、心傷ついている子も少なくありません。その中でも対立ではなく多文化共生の実践を積み重ねています。朝鮮学校への訪問は、排外主義に抗し、川崎市と朝鮮学校の信頼関係を深めることにつながるとと思いますが、市長に伺います。

中小企業支援についてです。中小企業への支援策についてです。物価高騰や賃上げに対し、給付事業など直接的支援を求めたのに対し、融資やデジタル化などに対する補助金を行っているという答弁でした。ある飲食業の店主は、従業員の賃金を支払うために自らの生命保険を解約しなければならなかったと悔しさをにじませていました。今、必死で持ちこたえている中小・小規模事業者には給付などの直接支援が必要です。なぜ直接支援に踏み出さないのか、市長に伺います。

高齢者世帯及び障害者世帯へのエアコン設置助成についてです。猛暑から、エアコンのない高齢者・障害者世帯に対し、命に関わる問題と捉えエアコン設置助成を求めました。答弁は、熱中症予防にはエアコンの活用に加え、適切な水分補給や服装などによる体温調整が重要とのことでした。つまり、エアコンのない高齢者・障害者世帯は、服装などによる体温調整で過ごせと言うのでしょうか、伺います。また、これで命が守れると考えているのか伺います。

等々力緑地の用途地域変更についてです。答弁では、敷地ごとの店舗等の面積の上限が引き上げられるとありました。1万平米以下の店舗等が大型の公衆浴場に併設できるようになり、さらにほかの敷地内にも建設が可能となるという理解でよいのか伺います。

いじめの重大事態調査についてです。答弁では、ガイドラインに基づき対応している、また、令和5年度はいじめ認知件数が5,472件あったにもかかわらず、同年度内に重大事態

調査を開始した事案はなかったとありました。その上で2点お聞きします。ガイドラインには、いじめの重大事態の疑いが生じた時点で調査を開始すると明記されていますが、保護者、本人からの申立ては、重大事態として調査してほしいと重大事態という言葉がなければ申立てとして扱っていないのか、相談等があり、疑いが生じた時点で調査を開始しているのか伺います。次に、いじめが原因で不登校が30日以上となった場合に、直ちに重大事態として調査を開始しているのか伺います。

体育館の空調整備についてです。早期整備の検討について、従来方法では単年度に抱える棟数に限りがありと答弁がありました。これは事業者側ではなく市が抱えるのが限界という解釈でよいのか伺います。

質問は以上です。

○副議長 堀添 健 市長。

○市長 福田紀彦 特別市についての御質問でございますが、県の施設等の取扱いや移行に係る費用につきましては、特別市が法制化された後、移行に向けた県と市の協議の中で、その役割や性質等を踏まえ、効率的、効果的な行政運営の観点などを総合的に勘案しながら決定していくものと考えております。特別市制度につきましては、特別市が基礎自治体同士の水平連携の中心的な役割を果たす一方で、広域自治体である県は垂直補完により一層注力することが可能となるため、県内はもとより日本全体における持続可能な行政サービスの提供につながるものと考えております。

小児医療費助成制度についての御質問でございますが、これまでも私は、本市の持続的な発展に向け、必要な施策を着実に推進するとともに、徹底した施策、事業の重点化や税源涵養の取組などにより財源の確保に努めてきたところでございます。今般の小児医療費助成制度の拡充に必要となる財源につきましても、予算編成などを通じて適切に調整してまいります。

子ども・子育て施策についての御質問でございますが、子育て支援の基盤となる行政サービスについて、過度な自治体間競争によるサービスの格差が生じている現状を踏まえ、今後も国への要望を継続していくとともに、本市といたしましても、地域の実情や社会環境の変化に対応した、安心して子どもを産み育てられる環境づくりを着実に進めてまいりたいと考えております。

外国人学校への視察についての御質問でございますが、外国人学校を含む学校、施設等への視察につきましては、今後も必要に応じて適時適切に対応してまいります。

中小企業支援についての御質問でございますが、物価高騰や人手不足など厳しい環境にある市内中小企業の経営支援を行うに当たりましては、経営基盤の強化を図ることが重要であると考えており、本市におきましては、資金繰りの円滑化や生産性向上を図る設備の導入などの総合的な支援に取り組んでいるところでございます。以上でございます。

○副議長 堀添 健 健康福祉局長。

○健康福祉局長 石渡一城 高齢者・障害者世帯へのエアコン購入等の助成についての御質問でございますが、高齢者、障害児者のほか、乳幼児、難病患者、体調の優れない方や肥満の方、暑さに慣れていない方などを含め、市民の皆様が効果的な熱中症対策を行えるよう様々な形で注意喚起を行うとともに、経済的な理由によりエアコンの設置が難しい世帯につきましては、社会福祉協議会が実施する生活福祉資金貸付けの御案内などを適宜実

施しているところでございます。今後につきましても、熱中症の防止に向けて適切に呼びかけを行うとともに、引き続き国等の動向を注視してまいりたいと存じます。以上でございます。

○副議長 堀添 健 まちづくり局長。

○まちづくり局長 宮崎伸哉 等々力緑地公園地区についての御質問でございますが、当地区につきましては、建築基準法上の規定においては、敷地ごとに延べ面積が1万平方メートル以下の店舗、飲食店等の建築が可能となりますが、具体の計画では、都市公園法上の規定と合わせて適用されるものと考えております。以上でございます。

○副議長 堀添 健 教育次長。

○教育次長 田中一平 初めに、いじめの重大事態の調査についての御質問でございますが、重大事態調査につきましては、いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、またはいじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときは、児童生徒や保護者からの申立ての有無にかかわらず、重大事態が発生したものとして調査に当たる必要がございます。これまでの事案において重大事態としての調査開始までに時間を要したものもございましたが、不登校重大事態につきましては、ガイドラインに基づいて、年間30日の欠席を目安に重大事態が発生したものとして報告、調査等の取組を進めてまいりたいと考えております。

次に、体育館等の空調設備についての御質問でございますが、従来手法につきましては、市としては、設計、工事、工事監理等をそれぞれ個別に発注する必要があることに加え、受注者側の課題として、設計完了後、工事請負契約の入札手続を経た上で機器の発注をする必要があり、機器の納期に時間を要すると伺っていることなどから、単年度に扱える棟数に限りがあるものと考えております。以上でございます。

○副議長 堀添 健 市古議員。

○29番 市古次郎 質問の前に意見を述べます。

朝鮮学校への補助金についてです。朝鮮学校は民族のルーツを大切にしながら、日本社会の一員として共に学び生きるを基本として、80年間、地域社会の中で多文化共生の拠点としての役割を果たしています。しかし、多文化共生や子どもの権利条例の推進をうたいながら、教育の権利を保障する運営経費の補助金を打ち切ってきた本市の矛盾する在り方に、子どもたちは差別があると心の傷を負っています。子どもに心の傷を負わせる市長でよいのでしょうか。本市は840万円の補助金が復活できないほど財政が困窮している自治体ではありません。一刻も早く運営経費の補助金を復活させるべきです。

再々質問を行います。

高齢者世帯及び障害者世帯へのエアコン設置助成について市長に伺います。エアコンのない高齢者・障害者世帯にエアコン設置助成を求めたのに対し、健康福祉局長は、経済的な理由で設置が難しい世帯には生活福祉資金貸付けの利用を案内するとの答弁でした。経済的な理由で購入が難しい場合は借金して設置せよとのことでしょうか。返済の負担から貸付けを受けられない方は服装で体温調整せよということでしょうか。命に関わる問題であり、市長の判断で助成を行うべきです。伺います。

いじめ重大事態について教育長に伺います。重大事態調査は、いじめにより当該学校に

在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときは、児童生徒や保護者からの申立ての有無にかかわらず、重大事態が発生したものとして調査に当たるとされているのにもかかわらず、答弁では時間を要したものもあったとガイドラインに沿った対応を行っていなかったことが明らかとなりました。重大事態の調査に関するガイドラインの目的は未然防止、再発防止などが挙げられますが、何より重要なのはいじめの被害に遭った子どもへの早期支援です。ガイドラインが指摘するように、教育委員会は学校現場や調査対象者の負担を軽減すべく支援を行わなければなりません。今後、支援体制も含め、どのようにより実践的に取り組んでいくのか、教育長に伺います。

○副議長 堀添 健 市長。

○市長 福田紀彦 熱中症対策についての御質問でございますが、熱中症対策は正しい知識と予防行動が重要であることから、ポスターやリーフレット、動画を活用した啓発や、地域活動を実施する団体と連携した注意喚起などにより、広く市民への周知を行っているところでございます。市民の皆様が効果的な熱中症対策を行えるよう、引き続き、様々な機会を捉え啓発を行うとともに、生活福祉資金貸付け等を御案内してまいりたいと存じます。以上です。

○副議長 堀添 健 教育長。

○教育長 落合 隆 いじめ重大事態についての御質問でございますが、いじめの防止に当たりましては、全ての子どもたちが安心して学校生活を送ることができるよう、いじめの未然防止や早期解消を旨とし、小さなサインを見逃さず、子どもたちの声に耳を傾けることや、いじめを認知した場合には教職員が一人で抱え込まず、早い段階から多くの関係者と共有してチームで対応することを念頭に置きながら、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に努めてまいりたいと考えております。調査の体制につきましても、学校における取組をしっかりと支援できるよう、他都市の事例を参考に検討してまいります。以上でございます。

○副議長 堀添 健 市古議員。

○29番 市古次郎 最後に意見を述べます。

今回の質疑において、国が、国にと国へ責任を転嫁する答弁が繰り返されました。地方自治体の役割とは何でしょうか。例えば、今回の代表質問でも多くの議論が交わされた小児医療費助成制度の歴史を振り返ると、1961年に岩手県和賀郡沢内村で乳児医療費助成制度としてスタートします。1957年には村内の乳児死亡率が1,000人当たり69.6人に達していましたが、制度実施後の1962年には死亡率がゼロ人となりました。それを契機に岩手県、青森県、福島県において制度の導入が始まり、全国に広がっていくことになります。つまり、小児医療費助成制度は地域の子どもの命と健康を守るための地方単独のボトムアップ事業なのです。そういった歴史を鑑みず、市民からの繰り返しの要望に一向に応えようとせず、国が一律に実施するものという考えを繰り返し、横浜が拡充の方針を固め、県内ワーストとなったところでようやく拡充を表明しても、発せられた言葉は苦渋の選択です。国がやらない、思いどおりにならないから仕方なく拡充に踏み切った市長の姿勢は、地方自治体の責務である住民福祉の増進をあまりにも軽視した姿勢と言わざるを得ません。

ぜんそくで苦しんでいる高校生がいます。その保護者からは、小児ぜん息患者医療費支

給事業の経過措置が3月で終了するため、受診回数を減らすことを考えているとの声が寄せられています。9月からの小児医療費助成の拡充を予定しているのであれば、途切れない医療提供をと5か月の延長措置を要望しても、予定どおり終了するというこども未来局長の冷たい答弁がありました。5か月の延長措置に必要な措置は概算で約2,000万円、一方で、特別市を推進するための今年度予算は約2,400万円に上るとのことです。なぜ様々な課題に対し具体的な対応策を示さない特別市には予算を捻出するのに、ぜんそくで苦しむ子どもたちへたった5か月の延長にさえゼロ回答なののでしょうか。改めて、小児ぜん息患者医療費支給事業の経過措置延長を強く要望します。

小児医療費助成の18歳までの拡充により、37年間にわたる市民からの要望の一つがようやく帰結することになります。しかし、市民の声がやむことはありません。広がり続ける多摩川格差、高齢者や障害者世帯へのエアコン設置補助、ひとり親家庭や中小企業、医療機関への支援など、物価高騰で苦しむ市民からの暮らしを守る要請に真摯に向き合い、川崎市が地方自治体としてのあるべき姿を取り戻すことを強く切に要望して、質問を終わります。(拍手)

○副議長 堀添 健 お諮りいたします。暫時休憩いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長 堀添 健 御異議ないものと認めます。およそ30分休憩いたします。

午後2時43分休憩

午後3時14分再開

〔局長「ただいまの出席議員議長とも56人」と報告〕

○議長 原 典之 会議を再開いたします。

休憩前に引き続き、代表質問を行います。川崎・維新代表から発言を願います。17番、仁平克枝議員。

〔仁平克枝登壇、拍手〕

○17番 仁平克枝 私は、あしたの川崎・日本維新の会川崎市議会議員団を代表し、令和7年第3回定例会に提出されました諸議案並びに市政一般について質問してまいります。

初めに、令和6年度決算及び令和8年度予算編成についてです。一般会計の決算において実質収支は約65億円とのことですが、例年この実質収支には翌年度以降に精算が見込まれる国庫支出金の受入れ分等が含まれています。精算見込額を伺います。また、精算見込額を控除した実質収支が例年同様の2億円程度にならないのであれば、その理由を伺います。あわせて、減債基金への返済額を10億円とした理由についても伺います。関連して、健全化指標のうち将来負担比率についてです。7月24日の委員会資料では124%程度と例年どおりの数値が示されていました。しかし、僅か1か月後に示された最終的な数値は111.4%です。財政運営の根幹とも言える指標が概算とはいえ1か月程度で10%以上変動することは看過できませんが、算定に用いるどの数値でどのような理由によって変動があったのか伺います。

あわせて、市政のかじ取りの根幹とも言える財政部門の人材育成や人事異動のサイクルなどについては、これまで以上に慎重に、かつ的確な検討が必要だと考えますが、市長の

見解と対応を伺います。

次に、令和8年度予算編成についてです。今年度は市長選挙の実施に伴って、予算編成方針がない中で予算編成作業を行うことになります。これまで方針が果たしてきた役割を具体的に伺います。また、方針がない中で予算編成を行うことによる弊害をどのように認識しているのか伺います。

収支フレームでは、令和8年度は予算ベースで減債基金からの新規借入れが不要となることが示されていますが、この間、新規借入れが不要となるタイミングが2度後ろ倒しになってきたことと、令和8年度予算編成に対する市長の思いを伺います。

次に、指定管理者の評価シートと指定管理料についてです。まず、評価シートについてですが、各年度の評価シートは議案審査等に当たって有益な基礎資料となりますが、現在は市ホームページでの公表の時期については取決めがありません。今議会開会日の9月1日時点で公表されていなかった施設数について伺います。また、来年度以降は議会招集の告示日前後には全ての施設の評価シートを公表するよう求めます。見解と対応を伺います。

関連して、指定管理料についてですが、今回上程されている指定議案のうち、議案第140号の聴覚障害者情報文化センターの収支計画では、指定期間トータルで収支均衡が想定されている一方で、議案第132号の南部日中活動センターでは、指定期間トータルで約12.4%の利益率を見込んでいます。事業者募集時に設定する指定管理料の上限額についてはさらなる精度向上が必要だと考えます。見解と対応を伺います。

次に、川崎市文書管理システムに関する公募型プロポーザルについてです。今年7月、次期文書管理システムに関する構築業務委託の受託者が選定されました。現行のシステムには主にどのような課題があったのか伺います。また、仕様書作成に当たり、システムを使用している職員等の意見要望を反映した点があれば伺います。今回選定された受託者は現行システムを構築した事業者とは異なりますが、どのような点で最も適した提案を行ったと認められたのか伺います。

次に、オープンデータの利活用についてです。市民サービス向上等のためにオープンデータ化を進めており、提供するデータセット数は増加傾向にあります。一方で、最終的なアウトカム指標としては、それらのオープンデータがどの程度民間サービスやビジネス創出等へ寄与しているのかが重要です。利活用の状況を把握し、活用事例を取りまとめるなど、利活用促進に向けた取組を検討すべきと考えます。見解と対応を伺います。また、平成26年の策定後、一度も改定されていないオープンデータの推進に関するガイドラインは、基本的な考え方や取組の方向性を示すにとどまっていますが、APIなど関連技術の進展等を踏まえた改定を行うべきと考えます。見解と対応を伺います。

次に、本市職員の作業服リニューアルについてです。現行の作業服は導入から約30年が経過しており、熱中症対策として昨年7月に作業服シャツのモニタリング調査が実施されましたが、結果的には仕様の見直しには至りませんでした。作業服には機能性、デザイン性など幅広い視点での検討が必要だと考えますが、モニタリングを行った2種類の作業服選定に当たって、現場職員の意見や要望をどのように反映したのか伺います。今後の検討に当たっては、ユニセックス化による製作費の圧縮、採用活動に資するデザイン性の向上などに向けて、現場の意見をより直接的に反映させるための検討スキームを構築すべきと考えますが、見解と対応を伺います。

次に、川崎市藤子・F・不二雄ミュージアムの運営についてです。指定管理の仕様書には市民向けチケット販売を行うと記載があります。これまで、開館10周年の川崎市民割引入館チケットの販売や市制100周年記念での市民開放などの取組が行われてきましたが、今後は定期的もしくは通年で市民向けチケットの販売ができないのか、事業者と協議すべきと考えます。見解と対応を伺います。また、現行の予約システムでは、来館予約は3日前を過ぎると原則として日時変更ができない運用となっております。今後は、特に夏場の猛暑などの状況も考慮し、個人利用者に対しては柔軟に日時変更ができる仕組みを整えることが重要ではないかと考えますが、見解と対応を伺います。

次に、わくわくプラザ事業の環境改善についてです。委員会では区分制導入に向けた試行実施、検証の方向性が示されました。民間学童など学校外の施設資源ではなく、学校内の資源を活用することで狭隘化対策の完結を模索するものと理解しますが、同様の課題を受けて世田谷区では、令和4年度から、過度に狭隘化している学童を抽出し、当該地域で民設民営の学童設置を募集し、補助金を交付しています。また、保育園の空き教室を活用した学童を設置するなど、狭隘化に対して学校外の地域資源を用いて対策を講じています。安全性などの観点から学校内で完結することの合理性も一定理解しますが、こうした学校外の地域資源を活用した手法についても他都市の事例を積極的に調査研究すべきと考えます。対応を伺います。

次に、わくわくプラザにおける配食サービスについてです。今年度、長期休暇中の配食サービスが全てのわくわくプラザで試行実施されました。昨年度実施したアンケート結果を踏まえて一定の改善が図られましたが、事業者によっては低学年と高学年で主食量を調整できないなど、改善の余地はいまだに残っていると考えます。利用児童の約8割が低学年であることを踏まえて、量の調整を可能とすることについて関係者と協議すべきです。見解と対応を伺います。

金額設定については高く感じるという声が寄せられています。サービス利用は家庭の判断であり、市費投入には慎重さが必要ですが、現在の金額設定への見解と、金額を引き下げる可能性の有無について伺います。こちらについては他会派の答弁で理解いたしましたので結構です。

次に、こども文化センターにおける図書選定についてです。こども文化センターでは図書の閲覧や貸出しが行われていますが、書籍の選定方法や基準などが明確ではなく、必ずしも児童館としての最適な選書が行われていないのではないかと危惧しています。幸区内で一度購入した書籍の閲覧を取りやめた事例があるなど仄聞しますが、理由を含めて詳細を伺います。また、市立図書館では科学的根拠の不確かなものや営利・宣伝色の強いものは原則収集しないこととされており、こども文化センターにおいても市と指定管理者で共通認識の下、選書については一定の基本的な考え方を取りまとめるべきと考えます。見解と対応を伺います。

次に、産後ケア事業の拡充についてです。昨年、訪問型の対象年齢を1歳未満まで拡充したことなどにより、令和6年度の利用者数は令和5年度から2倍以上に増加しています。制度拡充が利用者数の増加につながっていることから、潜在的ニーズはまだあるのではないかと考えられます。日帰りショート型は安全性確保の観点などから4か月未満を対象としています。施設ごとの安全性を適切に評価し、可能な限り対象年齢を引き上げるべき

です。対象年齢の引上げについて見解と対応を伺います。こちらについては他会派の答弁で理解いたしましたので結構です。

次に、学校施設包括管理業務についてです。まず、これまでの麻生区での試行実施で確認された課題点や成果の概要について伺います。試行実施の結果を踏まえて、より効率的で合理性のある管理手法を構築していくために、時間外在校等時間や修繕にかかる日数への影響などを定量的に把握した上で、多角的な視点で費用対効果の検証をする必要があります。試行実施終了後、どのような指標で評価するのか伺います。また、包括管理の業務範囲をどのように設定するのかは最も重要な論点の一つです。業務範囲の設定方法の違いによるメリット、デメリットについても比較検討すべきと考えますが、見解と対応を伺います。

次に、今後の部活動の在り方の検討における取組状況についてです。委員会では合意形成が図られた段階で方針を改定するとの説明でしたが、合意形成とは誰の合意形成をどのように確認するのか伺います。こちらについては他会派の答弁で理解いたしましたので結構です。

また、どのような方針であっても、部活動指導員のさらなる増員は必要不可欠であり、既存の仕組みに縛られない柔軟な考え方が重要だと考えます。学生など本市の教員採用試験の受験を検討している方に関しては、採用試験で指導員の経験が評価されることは登録するインセンティブになり得ます。指導員の確保に向けて採用試験で指導員としての経験を一定評価する仕組みの導入について、教育長の見解と対応を伺います。

次に、地域活動支援センターへの補助金についてです。補助金算定基準には実利用人数が用いられ、2時間以上の利用で1名とカウントされています。精神障害者の場合、長時間の滞在が難しく、中には30分や1時間で帰宅する方もいます。この場合、実利用人数に算入されないため、特に精神障害者のみを対象としているセンターでは、実態と算定との間に大幅な乖離が生じ、十分な運営費が確保されないおそれがあります。2時間未満の利用者がどの程度いるのか把握すべきと考えますが、見解と対応を伺います。

次に、川崎市終活支援事業についてです。未来あんしんサポート事業の制度開始から2年が経過し、利用者も徐々に増えているとのことですが、リーフレットでは公正証書遺言作成支援の紹介先として弁護士と司法書士のみが挙げられています。行政書士も遺言作成の支援ができるため、利用者の利便性の観点から行政書士を追記すべきと考えます。見解と対応を伺います。こちらについては他会派の答弁で理解いたしましたので結構です。

次に、要介護認定の審査期間についてです。介護保険法は申請から30日以内に結果を通知することを定めていますが、厚生労働省の資料によると、本市の平均審査期間は41.4日となっています。また、厚労省は認定審査期間を3段階に分け、各段階で迅速かつ適切な対応を求めています。本市は全ての段階で政令市平均を超過しており、特に主治医意見書の入手にかかる期間に差が生じています。主治医意見書の電子化は有効な手だての一つですが、その他の改善手法についても他都市の先進事例を調査研究すべきと考えます。見解と対応を伺います。介護認定審査会における事務処理期間については、政令市平均よりも約10日間短い福岡市などの取組についても調査研究すべきと考えます。見解と対応を伺います。

次に、コンビニエンスストアにおけるAEDの設置促進についてです。7月に締結した

協定書に基づいて、コンビニエンスストアへのAEDの設置に向けた取組が進められていますが、1社のみでの対応では市内全域を十分にカバーできず、必要とされる場所に設置されないおそれがあります。設置が求められる場所のうち、セブン-イレブン店舗への設置後もAEDが設置されない地域を抽出し、追加の設置に向けて他のコンビニエンスストア事業者等との協議を加速化させるべきです。今後、追加の設置が求められる地域をどのように選定していくか伺います。こちらについては他会派の答弁で理解いたしましたので結構です。

次に、五反田川護岸復旧工事についてです。当該工事は五反田川放水路施設整備その4工事の区域を挟む区域における工事です。昨年10月に随意契約が行われる見込みでしたが、不調となり、本年6月の一般競争入札で2億4,000万円で落札されました。当初、随意契約を採用した理由と、その際の予定価格と最終的な落札額に差が生じた主な理由を伺います。

また、最終的な落札事業者は随意契約の相手方として想定されていた事業者です。結果的に当該事業者は随意契約に応じず、一般競争入札で落札したことになります。本市としては随意契約の成立が最も効率的、効果的であったのであれば、今後このような事案が発生することのないよう、事業者との過不足ない意見交換の実施や契約変更での対応も見据えた取組を検討すべきと考えますが、担当の藤倉副市長の見解と対応を伺います。

次に、入札不調・不落の抑制に資する取組についてです。公共工事品質確保法では発注者の責務として施工時期の平準化が規定されており、国土交通省の資料によれば、閑散期である4・5・6月の稼働状況を評価する平準化率については、神奈川県単純平均は0.78とされています。上下水道局、建設緑政局、まちづくり局それぞれの令和6年度実績を伺います。

また、建設緑政局の発注のうち区発注工事の平準化率については、大至急改善方策を検討すべきと考えます。担当の藤倉副市長の見解と対応を伺います。

次に、余裕期間制度についてです。昨年度、上下水道局では試行的に4件実施されましたが、さらなる拡充に向けた見解と対応を伺います。

次に、全国都市緑化かわさきフェアのレガシーについてです。緑化フェアを契機に始まった取組が多数存在するなど、レガシーの形成に一定の進捗があることは評価しますが、大切なことは10年、20年とそれらの取組が継続していくことです。現時点で幾つの取組を把握しているのか伺います。また、それらの取組については、少なくとも5年程度は活動の状況を把握し、継続に向けたサポートを行うべきと考えます。見解と対応を伺います。また、多くの来場があったコア会場では、ソフト面のレガシー以上に、植栽管理、花壇の整備状況など、ハード面のレガシー形成に注目が行くことが考えられ、既にフェア開催時との落差を感じるとの市民の声も聞かれますので、コア会場の今後の整備指針を管理者と協議すべきと考えます。見解と対応を伺います。

次に、川崎未来エネルギー株式会社における電源調達についてです。令和6年度、市域への再エネ電力供給量の目標値は115ギガワット時でしたが、実績は98.64ギガワット時にとどまっています。廃棄物発電量が想定を下回ったことが原因とのことですが、詳細を伺います。また、初年度から電源の確保に苦慮したことになりますが、会社設立時に事業パートナーが示した電源調達計画に基づいて作成された事業スキームイメージでは、令和9年度に相対電源として80ギガワット時を確保するとの記載があります。現時点で調達の見込

みは立っているのか伺います。

次に、川崎港における護岸の維持管理についてです。浮島町公園の護岸は港湾局、建設緑政局によって管理されていますが、令和元年の台風で被害を受けて、建設緑政局は港湾局に修繕工事の依頼をしています。依頼した理由を伺います。

また、小規模な修繕工事単体での発注は不調となりやすいことから、実際の工事は港湾局の係留施設等補修工事と合併して発注しています。護岸の維持管理に当たっては全市的な視点で効率化が図られるよう財産所管の見直しを行うべきと考えますが、担当の藤倉副市長の見解と対応を伺います。

次に、上下水道事業における企業債残高についてです。水道事業、下水道事業では企業債残高の増大が見込まれていますが、水道事業、下水道事業において、どのような指標で企業債残高を評価していくのか伺います。あわせて、それぞれの指標の最新値と他都市との比較を含めて、本市の数値の推移をどのように受け止めているのか見解を伺います。また、上下水道ビジョンなどの中長期計画では、客観的な指標で一定の目標値等を定めるべきと考えますが、見解と対応を伺います。

次に、議案第144号、令和7年度川崎市一般会計補正予算についてです。民間特別養護老人ホーム等整備事業の債務負担行為補正についてですが、これまで介護医療院の整備に向けて事業者の募集を3度行ったものの応募がなく、整備が進んでいません。第9期かわさきいきいき長寿プランの目標年次までに整備が見込めるのか伺います。4度目の募集に際しては、事業者による人員確保が比較的容易であるⅡ型を募集した上で、応募を検討している事業者とのコミュニケーションを丁寧にするなど、着実に整備が進むよう取り組むべきと考えます。見解と対応を伺います。

質問は以上です。答弁によっては再質問させていただきます。(拍手)

○議長 原 典之 市長。

〔市長 福田紀彦登壇〕

○市長 福田紀彦 それでは、私から、ただいま川崎・維新を代表されました仁平議員の御質問にお答えいたします。

人材育成などについての御質問でございますが、人材育成や人事配置につきましては、多様化する市民ニーズに柔軟に対応できる組織づくりが必要と認識しておりまして、財政部門におきましては、持続可能な財政基盤の構築に向けて、専門性の向上を図りながら、この間も適切に実施してきたところでございます。今後につきましても、市民サービスの効果的な提供を可能とする効率的な行政経営基盤の確立に向けて、適切な人材育成や人事配置を実施してまいります。

令和8年度予算編成についての御質問でございますが、必要な市民サービスの着実な推進と持続可能な行財政基盤の両立に向けましては、可能な限り早期の収支均衡が図れるよう財政運営を行う必要があると考えております。しかしながら、市政運営に当たりましては、市民ニーズや社会経済状況など本市を取り巻く環境変化等に的確に対応する必要がございますので、総合計画の実施計画等の策定に併せて、財政運営の指針となる収支フレームを改定した上で、現行の収支フレームに掲げた令和8年度の収支均衡に向けて取り組んでいるところでございます。一方、昨今の賃金の上昇や物価高騰などの影響による歳出の増加、ふるさと納税による減収の拡大など、本市は厳しい財政環境に置かれており、さら

には米国の通商政策等の影響など、市場経済の先行きは不透明感を増しておりますので、こうした状況をしっかりと踏まえた上で予算編成を行う必要があるものと考えております。以上でございます。

○議長 原 典之 藤倉副市長。

〔副市長 藤倉茂起登壇〕

○副市長 藤倉茂起 初めに、五反田川護岸復旧工事についての御質問でございますが、今回の工事につきましては、請負業者と契約変更の協議を行いました、工期などの課題により合意に至らなかったものでございます。今後につきましても、請負業者に工事内容を説明し契約変更により対応することや、随意契約とする場合につきましては慎重に協議調整を進めてまいります。

次に、平準化率についての御質問でございますが、市内建設事業者は、地域のインフラ整備やまちづくりの担い手であるとともに、防災・減災などの災害に対する地域の守り手でもございまして、それら事業者の円滑な施工の確保や年間を通じた工事量の安定のためにも、平準化の取組の強化が必要であるものと考えております。道路公園センターにつきましては、主に年度内に完成する工事を発注しており、比較的規模が大きい工事から順に発注していくため、平準化率が低い傾向となっておりますので、施工時期の平準化に効果が期待できる余裕期間制度や債務負担行為等を活用し、平準化に向けた取組を進めてまいりたいと存じます。

次に、川崎港における護岸の維持管理についての御質問でございますが、浮島町公園は昭和40年に都市公園として整備し、現在、建設緑政局が所管しておりますが、波浪から海岸線を防御するための防波護岸の範囲につきましては、港湾局において所管しているところでございます。護岸は背後の土地を守るために整備されるものであり、通常、背後の土地と一体的に維持管理するものですが、効果的、効率的な財産管理の手法の検討が必要と認識しておりまして、関係局に指示してまいります。以上でございます。

○議長 原 典之 教育長。

〔教育長 落合 隆登壇〕

○教育長 落合 隆 部活動指導員についての御質問でございますが、学校現場での部活動指導員やボランティア等の活動は、教員になる上で有益な経験であると認識しております。教員採用試験におきましては、受験者からの提出書類に部活動指導員も含む学校現場等での様々な活動経験を記載する欄を設けており、面接試験における評価の材料の一つとして総合的に人物評価をしているところでございますので、今後も引き続き有為な人材の確保に努めてまいります。以上でございます。

○議長 原 典之 上下水道事業管理者。

〔上下水道事業管理者 白鳥滋之登壇〕

○上下水道事業管理者 白鳥滋之 上下水道局関係の御質問にお答え申し上げます。

初めに、施工時期の平準化についての御質問でございますが、上下水道局における令和6年度の平準化率は、水道工事が0.91、下水道工事が0.96でございまして、神奈川県との平均値よりも平準化を図ることができているところでございます。また、余裕期間制度につきましても、令和6年度から水道で1件、下水道で3件活用し、今後も適用可能な工事において活用するなど、引き続き、施工時期の平準化を図り、公共工事の品質確保や担い手

の育成、確保等に取り組んでまいります。

次に、企業債残高についての御質問でございますが、水道事業におきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律における将来負担比率の早期健全化基準が400%であることを参考に、これまで給水収益に対する企業債残高の割合を示す企業債残高対給水収益比率が400%を超えない範囲で財政収支見通しを策定してきたところでございます。下水道事業におきましては、これまで企業債残高を管理する指標等は設けておりませんでした。今後、過去の事業拡張期に借り入れた企業債の償還額が減少していくことや、老朽化対策などにより建設改良費が増額していく見込みであることに伴い、これまで減少していた企業債残高が増加に転じていくことが想定されるため、水道事業と同様に、下水道使用料収入に対する企業債残高の割合を示す企業債残高対事業規模比率などを活用し、残高の適切な管理に努めていく必要があるものと考えております。次に、これらの指標の推移等についてでございますが、水道事業の企業債残高対給水収益比率は令和5年度決算で315%でございまして、事業を経営する政令市に東京都を含めた大都市平均の196%より高く、また、令和元年度の272%からは増加傾向にあり、400%は超えておりませんが、残高の適切な管理に努めていく必要があるものと考えております。また、下水道事業の企業債残高対事業規模比率は令和5年度決算で674%でございまして、令和元年度の756%からは減少傾向にあるものの、大都市平均の490%より高くなっており、こちらも残高の適切な管理に努めていく必要があるものと考えております。具体的な目標等の設定につきましては、次期上下水道ビジョン中期計画を策定する中で検討しているところでございます。以上でございます。

○議長 原 典之 総務企画局長。

〔総務企画局長 池之上健一登壇〕

○総務企画局長 池之上健一 総務企画局関係の御質問にお答え申し上げます。

初めに、指定管理者制度についての御質問でございますが、年度評価シートの市ホームページへの掲載につきましては、事業者選定等に関する手引きにおいて評価終了日に公表することとしておりますが、9月1日時点で197施設中52施設が未公表の状況となっております。今後につきましては、議案審査に関する基礎資料として年度評価シートは重要なものとなりますので、速やかに対応するよう関係局に周知してまいります。

次に、次期文書管理システムについての御質問でございますが、現行の文書管理システムにつきましては、添付ファイルの容量制限等による紙出力や保管が求められるほか、押印や公示の際に職員の移動が必要となることなどが課題となっております。職員等の意見要望につきましては、令和6年5月に実施した職員アンケートの結果に基づき、添付ファイルの容量拡大や画面操作上の利便性向上等について仕様書に反映したところでございます。今回選定された事業者につきましては、過去5年間で政令指定都市におけるシステム構築の実績を複数有しており、クラウドサービスのセキュリティ体制の確保に関する資格を有する点をはじめ、個人情報の保護措置に関する資格を有する点や、開発経費及び運用保守費について最も低い価格を提示している点などを評価したところでございます。

次に、オープンデータについての御質問でございますが、オープンデータにつきましては、誰もが自由に加工、編集等ができるよう公開している公共データであり、現在、データの利用に当たっては、利用者情報や具体的な活用内容の報告を求めておりませんが、他

都市におきましては活用例を把握するなどの事例がございますことから、本市におきましてもこうした取組を参考にしながら今後の対応について検討してまいります。次に、ガイドラインにつきましては、生成AIをはじめとしたデジタル技術の進展等を踏まえ、オープンデータがより利用されるよう、改定に向けて取組を進めてまいります。

次に……。

〔緊急速報メール音が鳴り響く〕

○議長 原 典之 1回止める。ちょっと1回時間止めて、時間止めて。

○総務企画局長 池之上健一 次に、職員の作業服についての御質問でございますが、本市では、職員が安全、快適に業務を行うため……。

○議長 原 典之 ちょっと答弁待ってください。ちょっと時間止めてください。

〔総務企画局長「よろしいですか。」と呼ぶ〕

○議長 原 典之 ちょっと待って。今情報収集しますので少々お待ちください。どうでしょうか。市長ちょっといいですか。市長、市長。うん。じゃあすみません。会議を再開いたします。御答弁を続けてください。

○総務企画局長 池之上健一 次に、職員の作業服についての御質問でございますが、本市では、職員が安全、快適に業務を行うため、主に屋外で業務を行う職員に対し、作業服の上着、ズボン、シャツ等を貸与しており、そのうち作業服のシャツにつきましては、熱中症対策の観点から、昨年度、通気性や吸汗性等の機能を考慮して、総務企画局において選定した2つのサンプル品によりモニタリング調査を実施いたしました。仕様の変更には至らなかったところでございます。今年度の作業服のシャツの素材の見直しに当たりましては、職員の声を反映させることも必要であると考えており、職員との意見交換を踏まえて検討を進めているところでございますが、今後、作業服全体の形状等の変更を伴う場合には、多数の職員を対象とした円滑な切替え対応や、それに伴う経費の増等について考慮する必要があるものと認識しております。以上でございます。

○議長 原 典之 財政局長。

〔財政局長 斎藤禎尚登壇〕

○財政局長 斎藤禎尚 財政局関係の御質問にお答え申し上げます。

初めに、財政運営についての御質問でございますが、令和6年度決算において、翌年度以降に精算が見込まれる国庫支出金につきましては約40億円となっているところでございます。実質収支が生じた要因につきましては、予算に対して市税や交付金が増収となったほか、庁舎、学校等の光熱費や保育所の利用児童数等が見込みを下回ったことに伴う歳出の減などによるものでございます。減債基金からの借入れにつきましては、着実な返済に努めることとしながらも、今後の財政需要に備えるため、財政調整基金への積立ても行ってまいりたいと考えており、昨年度に引き続き返済額は10億円としたところでございます。将来負担比率につきましては、7月時点では速報値をお示ししたところでございまして、その後の精査により、算定の基となる地方債現在高に係る基準財政需要額算入見込額などを修正したことにより比率が変動したものでございます。予算編成方針につきましては、円滑な予算編成に向けて、市長が各局区長宛てに予算編成の基本的な考え方や留意点などを通知するものでございます。令和8年度の予算編成方針につきましては、11月に策定を予定しており、それまでの間は、予算編成作業に支障が生じないよう、8月に財政局にお

いて定めた予算編成作業指針に基づき事務的な作業を進めるとともに、11月中にオータムレビューを行い、主要課題について精力的に調整を図り、例年どおり12月には財政局原案を策定してまいります。

次に、指定管理料についての御質問でございますが、指定管理料の上限額につきまして、民間事業者等の有するノウハウを活用することにより効果的、効率的に公の施設を管理するという目的を達成するため、管理内容、収支状況、指定期間における物価変動、事業者利益等を総合的に勘案した上で、適切に設定しているところでございます。今後につきましても、個々の施設の状況等に応じ、適切な上限額の設定に取り組んでまいります。以上でございます。

○議長 原 典之 市民文化局長。

〔市民文化局長 高岸堅司登壇〕

○市民文化局長 高岸堅司 市民文化局関係の御質問にお答え申し上げます。

藤子・F・不二雄ミュージアムについての御質問でございますが、藤子・F・不二雄ミュージアムにおきましては、川崎市制100周年記念として市制記念日に川崎市民招待デーを実施するなど、時期を捉えて様々な市民向けサービスを実施しておりまして、令和8年度には開館15周年を迎えることも踏まえ市民向けチケットを販売するなど、今後も市民還元となるサービス提供について指定管理者と検討してまいります。ミュージアムの入館につきましては、特定の日時に来館者が集中することなく、訪れた皆様にゆっくり御鑑賞いただけるよう日時指定の完全予約制としており、直前のキャンセルによって当該日時の定員が満たされない場合、貴重な鑑賞機会が失われるなどの影響があるものと考えております。指定管理者におきましては、キャンセル、払戻しは3日前までとしておりますが、3日前を過ぎての日時変更につきましても、急病や自然災害等の場合に振替の対応を行うなど、一定の配慮を行っているものと認識しているところでございます。今後につきましても、本市の魅力発信拠点として市民の方々に広く親しまれるようなミュージアムの運営に取り組んでまいります。以上でございます。

○議長 原 典之 環境局長。

〔環境局長 中山健一登壇〕

○環境局長 中山健一 環境局関係の御質問にお答え申し上げます。

川崎未来エネルギー株式会社の電力調達についての御質問でございますが、本市の廃棄物発電量が当初目標を下回ったことにつきましては、ごみの焼却量の減少や、外気温が高かったことによる発電効率の低下のほか、新たに稼働した橘処理センターにおける一部機器の不具合などが要因として考えられるものでございます。今後の電力調達の見込みにつきましては、事業開始当初は本市の廃棄物発電をベースとし、非FIT太陽光発電も主要な電源として想定しているところですが、今年度、川崎未来エネルギー株式会社の次期経営改善及び連携・活用に関する方針を策定していく過程において、今後の電力供給予定量や再生可能エネルギーを取り巻く環境等を踏まえ調整してまいります。以上でございます。

○議長 原 典之 健康福祉局長。

〔健康福祉局長 石渡一城登壇〕

○健康福祉局長 石渡一城 健康福祉局関係の御質問にお答え申し上げます。

初めに、地域活動支援センターについての御質問でございますが、センターにおきまし

ては、利用者の状況を十分に把握できる対面でのサービスを基本として、2時間以上利用した場合に利用実績として補助金算定の根拠となる実利用人数に反映しております。また、通所が困難な利用者を対象として、個別支援計画に位置づけた訪問支援であれば、人数の上限はございますが、実利用人数に加えることを認めているところでございます。センターの実態につきましては、実地指導やアンケートなどにより、今後も利用者数や支援内容等、運営状況の把握に努めてまいります。

次に、要介護認定の審査期間についての御質問でございますが、介護保険法第27条第11項において、要介護認定申請に対する処分は、原則として申請のあった日から30日以内にしなければならないと規定されていることから、本市におきましても原則どおり30日以内に結果を出せるよう取組を進めているところでございます。現在、主治医意見書につきましては、提出期限を設け、期日を過ぎた場合は医療機関に対して進捗確認を行っており、介護認定審査会につきましても、申請件数が多い場合は開催回数を増やすなどの対応を行っているところでございます。要介護認定の迅速化につきましては、国において課題として議論されているところでございますので、介護保険の利用に関する情報を電子的に共有、活用できる介護情報基盤の運用も含め、その動向に注視していくとともに、他都市の先進事例につきましても引き続き調査研究を行ってまいります。

次に、介護医療院の整備についての御質問でございますが、これまで、重篤な身体疾患のある要介護者等が入居する介護医療院Ⅰ型の整備について、民有地における新設または既存病床からの転換による整備など、手法を変えながら募集を行ってまいりましたが、応募に至らなかったところでございます。そのため、今回の公募につきましては、介護医療院Ⅰ型に加え、Ⅰ型よりも医師等の人員基準が緩和され、比較的容体が安定した方が入居するⅡ型を含めた新設または既存病床・施設からの転換による公募を予定しているところでございます。開設時期につきましては、新設の場合は整備に時間を要するため令和9年度中、転換の場合は令和8年度中をそれぞれ予定しているところでございます。また、公募実施に際しましては、川崎市介護老人保健施設連絡協議会等の関係団体への情報提供など丁寧な対応を行ってまいります。以上でございます。

○議長 原 典之 こども未来局長。

〔こども未来局長 井上 純登壇〕

○こども未来局長 井上 純 こども未来局関係の御質問にお答え申し上げます。

初めに、わくわくプラザ事業についての御質問でございますが、小学校外の地域資源の活用につきましては、今回の放課後等の子どもの居場所に関する今後の方向性への位置づけはしておりませんが、他都市における学童期の居場所づくりの取組につきましては、情報収集に努めてまいりたいと存じます。

次に、わくわくプラザにおける配食サービスについての御質問でございますが、主食の量につきましては、昨年度実施したアンケート結果において、「普通」が約7割と最も多く、約2割の方から「多い」との回答があったところでございます。今年の夏休み期間中に全115か所で試行実施した配食サービスにおきましては、低学年・高学年向けにメニューの選択ができる事業者もあったところでございます。現在、保護者へのアンケート調査を実施しており、回答内容を精査した上で、利用者のニーズ等を指定管理者や弁当事業者にも伝え、本格実施に向けサービスの充実に努めてまいります。

次に、こども文化センターについての御質問でございますが、書籍につきましては、各こども文化センターにおいては、主に利用する児童等からの意見要望等を聴きながら、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的として購入しているところでございます。今回の事案につきましては、乳幼児室にあった一部の保護者向けの書籍の内容について利用者から御意見をいただいたことから、指定管理者として、まずは同室の書棚から除いたものでございます。また、書籍の購入につきましては、児童館の機能としての充実が最優先であると認識しており、引き続き、利用する児童を中心として、保護者も含め、要望やニーズに沿った図書の配置に努めてまいりたいと存じます。以上でございます。

○議長 原 典之 まちづくり局長。

〔まちづくり局長 宮崎伸哉登壇〕

○まちづくり局長 宮崎伸哉 まちづくり局関係の御質問にお答え申し上げます。

公共工事における平準化率についての御質問でございますが、平準化率とは、通常閑散期である4月から6月における公共工事の稼働状況を年度平均と比較し、その数値が1に近いほど施工時期の平準化が図られていると評価される指標でございます。令和6年度のまちづくり局発注工事の実績につきましては0.70でございます。以上でございます。

○議長 原 典之 建設緑政局長。

〔建設緑政局長 河合征生登壇〕

○建設緑政局長 河合征生 建設緑政局関係の御質問にお答え申し上げます。

初めに、五反田川護岸復旧工事についての御質問でございますが、本工事は、令和6年3月に運用を開始した五反田川放水路整備工事の過程において、既設の護岸を一旦撤去する必要がある、その復旧を行うものでございます。当初、随意契約を採用した理由につきましては、五反田川放水路施設整備その4工事と同一の業者が施工することにより、迂回路や工事用車両の通行などの工事の調整が容易となるとともに、共用部での事故等の責任の所在が明確となることなどがございます。当初の予定価格につきましては8,903万円でございます。最終的な落札額との差が生じた主な理由といたしましては、随意契約から一般競争入札に変更したことに伴う、その4工事に含まれていた河川内の仮設構台の賃料や撤去費用等を減額し、新たに本工事に計上したほか、経費が増加したためでございます。

次に、平準化率についての御質問でございますが、令和6年度の実績につきましては、建設緑政局発注工事では0.94、各区役所道路公園センター発注工事では0.66、併せて建設緑政局所管事業として0.72でございます。

次に、全国都市緑化かわさきフェアについての御質問でございますが、現在も続く取組といたしましては、協働の花苗づくりや協賛花壇、企業、団体等によるみどりの共創コミュニティ「midori-ba」による活動をはじめ、10以上の取組を把握しているところでございまして、このうち協働の花苗づくりにおいては、市内70公園以上で花飾りの取組が広がるなど、市内の様々な場所で多様な主体が活動しているところでございます。また、こうした取組を続けていくことが緑のまちづくりに向けて重要と認識していることから、機会の創出や資材の提供など、緑を通じたつながりづくりを支援してまいりたいと考えております。次に、コア会場の今後につきましては、身近な緑やオープンスペースを活用して、市民一人一人が生き生きと居心地よく過ごすことができる空間の創出が必要であると考えて

おりますので、引き続き指定管理者と協議してまいりたいと存じます。

次に、浮島町公園の護岸についての御質問でございますが、令和元年東日本台風の影響により被害を受けた当該護岸の修繕工事を港湾局に依頼した理由につきましては、その被害の把握や復旧に当たり、港湾工事に精通した港湾局へ依頼したものでございます。以上でございます。

○議長 原 典之 教育次長。

〔教育次長 田中一平登壇〕

○教育次長 田中一平 教育委員会関係の御質問にお答え申し上げます。

学校施設包括管理業務についての御質問でございますが、麻生区のモデル事業につきましては、学校施設のより一層の管理水準の向上と効率的な管理運営を目的として、令和6年度から実施しているものでございます。モデル事業の実施を通じて修繕対応の迅速化や維持管理水準の向上が図られたほか、教職員や事務局職員の負担軽減等の効果が確認されておりますが、制度導入の目的が十分に達成できるよう、引き続きモニタリングを適切に実施していくことが必要であると考えているところでございます。次に、モデル事業の評価につきましては、修繕までに要する日数や市内事業者の活用率のほか、教職員の施設の維持管理業務に従事する時間数等、多様な観点で評価を行ってまいります。次に、包括管理の業務範囲につきましては、モデル事業において維持管理業務と修繕業務を併せて対象としておりますが、修繕業務を含めるメリットといたしましては、維持管理業務の履行を通じて発見した不具合の修繕を円滑に実施できること、また、修繕工事につきましては、特に迅速化の効果が大きいと考えているところでございます。一方で、留意すべき点として、市内事業者の活用状況や発注価格の適正性、工事内容の妥当性については十分な確認が必要であると認識しておりますので、今後もモニタリングを着実に実施してまいります。以上でございます。

○議長 原 典之 仁平議員。

〔仁平克枝登壇〕

○17番 仁平克枝 それでは、意見要望いたします。

まず初めに、わくわくプラザ事業の環境改善についてです。子どもたちは多様であり、学童期の居場所も多様であるべきです。現在、放課後等の子どもの居場所に関する今後の方向性の取組を進めていますが、わくわくプラザをはじめとした学校内での取組改善を進めるとともに、他都市の好事例を積極的に取り入れ、学校外の地域資源活用も含めて、既存の枠組みにとらわれない柔軟かつ迅速な対応を要望いたします。

次に、川崎市藤子・F・不二雄ミュージアムについてです。令和8年度に開館15周年を記念し市民向けチケットを販売する予定とのことでしたが、市民の方々に広くミュージアムに親しんでいただけるよう、市内で市民向けチケット販売を行うという仕様は、このようなイベント時の対応のみでは十分に履行されているとは言えないのではないかと考えます。市民還元となるサービス提供について指定管理者と検討するとの答弁もありましたので、定期もしくは通年での取組の検討を要望いたします。

次に、川崎市終活支援事業についてです。現在、リーフレットは在庫が残っているため、仮に次回改定で行政書士を追記することが決まっても発行までに一定の時間を要します。それまでの間、個別相談での紹介や周知方法の工夫など、運営面での改善措置を講じてい

ただくよう要望いたします。

次に、川崎未来エネルギー株式会社の電力調達についてです。事業スキームイメージで示されている事業拡大期1年目の令和9年度における相対電源80ギガワット時の確保見込みについては答弁がありませんでした。この事業スキームはあくまでもパートナー事業者選定時の提案に基づいてつくられたものであり、その確実な遂行が求められます。万が一、計画に変更がある場合は、出資法人としても市としても十分な説明責任を果たすよう要望いたします。

あとは委員会に譲り、質問を終わります。

○議長 原 典之 以上をもちまして、日程第1及び日程第2の各案件に対する各会派の代表質問は終わりました。これをもちまして代表質問を終結いたします。

○議長 原 典之 次に、議案の委員会付託についてであります。まず、日程第1の案件中、報告案件の5件を除く各案件につきましては、お手元の議案付託表のとおり、それぞれの常任委員会へ付託をいたします。(資料編*ページ参照)

○議長 原 典之 次に、日程第2の決算等議案についてであります。

お諮りいたします。日程第2の決算等議案19件につきましては、議員選出の監査委員である雨笠裕治議員、浜田昌利議員の両議員を除く58人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査をいたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 原 典之 御異議ないものと認めます。よって、そのように決定いたしました。

なお、ただいまの決算審査特別委員会は、明日12日の午前10時から本議場において開催をいたしますので、御了承を願います。

〔山田瑛理退席〕

○議長 原 典之 次に、日程第3の議員辞職の件を議題といたします。

御報告申し上げます。山田瑛理議員から本職宛てに議員の辞職願が提出されております。書記に辞職願を朗読させます。

〔書記朗読〕

辞 職 願

今般、一身上の都合により、令和7年9月11日をもって川崎市議会議員の職を辞職いたしたく、ここにお願い申し上げます。

令和7年9月10日

山田瑛理

川崎市議会議長 原 典之様

○議長 原 典之 辞職願は以上のとおりです。これより地方自治法第126条及び会議規則第107条第2項の規定により、山田瑛理議員の議員辞職の件につきましてお諮りいたし

ます。山田瑛理議員の議員辞職を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 原 典之 御異議ないものと認めます。よって、山田瑛理議員の議員辞職を許可することに決定いたしました。

○議長 原 典之 次に、日程第4の請願、陳情を議題といたします。

令和7年第2回定例会以降、去る9月3日までに受理いたしました請願、陳情は、お手元の請願陳情文書表のとおりであります。(資料編*ページ参照)

ただいまの請願、陳情につきましては、文書表のとおり、それぞれの常任委員会に付託をいたします。

なお、この際、お諮りいたします。ただいま付託をいたしました請願、陳情のうち、本会期中に審議未了となったものにつきましては、議会閉会中の継続審査にいたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 原 典之 御異議ないものと認めます。よって、そのように決定いたしました。

○議長 原 典之 次に、日程第5の意見書案第13号、法人県民税及び法人事業税における超過課税の適切な活用を求める意見書を議題といたします。(資料編*ページ参照)

ただいまの意見書案第13号は、各派共同提案の意見書案であります。

お諮りいたします。ただいまの意見書案第13号は、各会派一致でありますので、書記朗読等を省略し、直ちに採決をいたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 原 典之 御異議ないものと認めます。よって、そのように決定いたしました。採決の方法は、押しボタンによる記名投票といたします。

それでは、ただいまの意見書案第13号を原案のとおり決することについて、投票願います。

〔投票開始〕

○議長 原 典之 押し間違いはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 原 典之 これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長 原 典之 投票の結果を議会局長から報告させます。

○議会局長 石塚秀和 それでは、申し上げます。

投票総数57。賛成57、反対ゼロ。(資料編*ページ参照) 以上でございます。

○議長 原 典之 投票の結果は、ただいまの報告のとおり総員賛成であります。よって、ただいまの意見書案第13号は原案のとおり可決されました。

なお、ただいま議決されました意見書第13号の取扱いにつきましては、本職に御一任を願います。

○議長 原 典之 お諮りいたします。本日はこれをもって散会することとし、明日

12日から10月9日までの28日間は委員会における議案審査等のため休会とし、次回の本会議は10月10日の午前10時より再開し、各案件に対する委員長報告、討論、採決等を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 原 典之 御異議ないものと認めます。よって、そのように決定いたしました。

○議長 原 典之 本日はこれをもって散会いたします。

午後4時17分散会

速報版